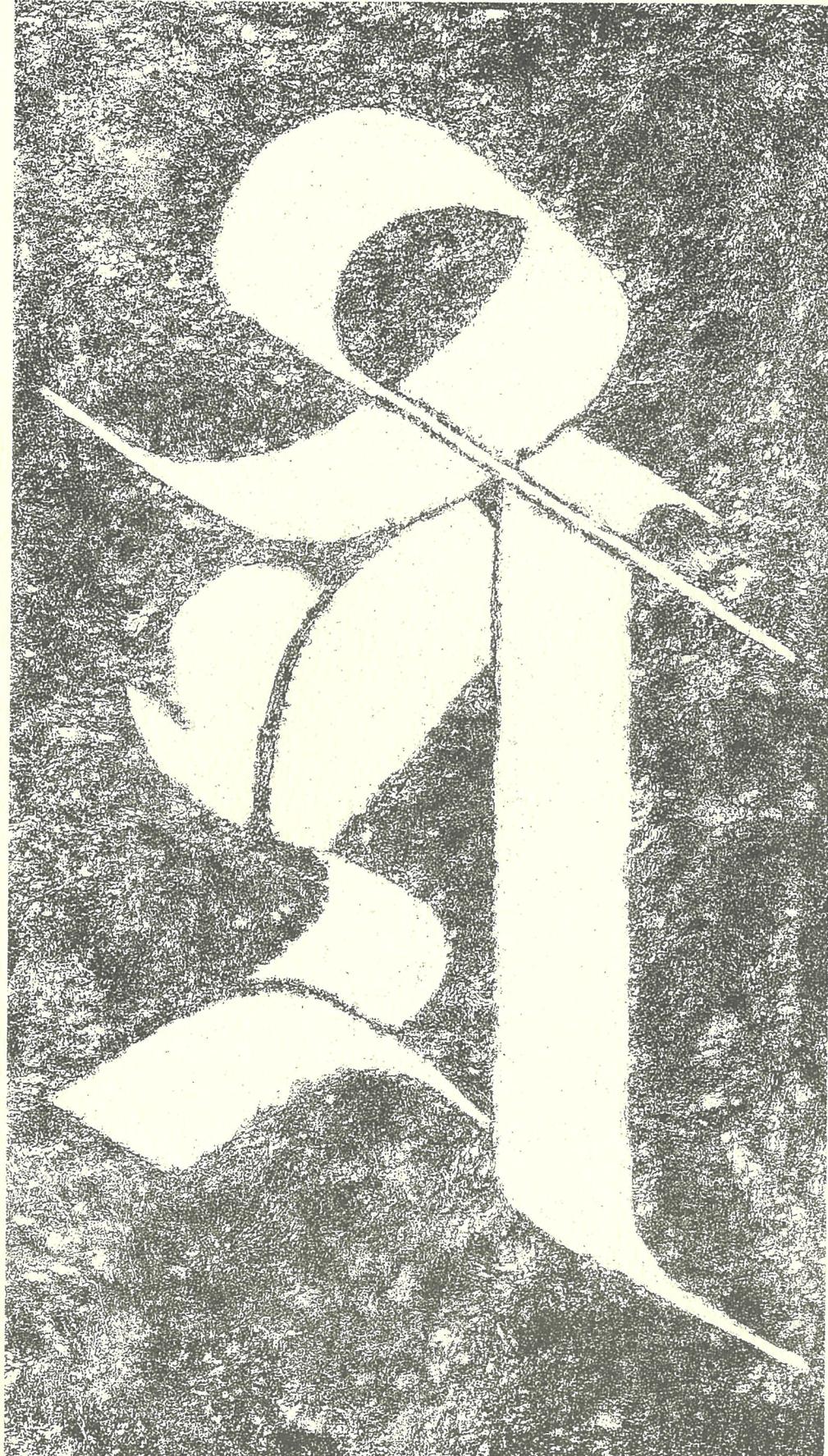


豊後國・國東郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2009

はじめに

当館では、平成一六年度から豊後国衙領国東郷の故地である大分県国東市国東町を対象地として国庫補助事業「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、国東郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成いたしました。しかし、諸般の事情から収載できなかつた資料もあり、報告書資料編の刊行後に新たな資料も確認されました。

そこで、国東郷の歴史をより具体的に知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに報告書資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には、国東郷の地域の姿や信仰の様子を伝えるものがあり、これらは国東郷のみならず、国東半島の歴史と文化を解明する上で注目すべき資料といえます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたつて、諸資料の所蔵者各位および大分県立先哲史料館、国東市教育委員会、国東市歴史体験学習館の御理解と御協力を得ました。厚くお礼申し上げます。

平成二二年三月

大分県立歴史博物館

館長 高橋 徹

目次

I	近世資料	3
II	寺社関係資料	43
III	水利関係資料	63
IV	石造文化財実測図	78
1	本報告書は、平成一六年度から五ヶ年計画で実施した国東半島莊園村落遺跡 詳細分布調査（調査地区大分県国東市国東町）の報告書資料編補遺である。	3
2	本調査は、豊後高田市田染地区（昭和五六年度～昭和六一年度）、同市都甲 地区（昭和六二一年度～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年 度）、国東市安岐町（平成一一年度～平成一五年度）に続く、第五次調査と なるものである。	3
3	本報告書の執筆は以下のように分担した。	4
4	I 近世資料 櫻井成昭 II 寺社関係資料 櫻井成昭 III 水利関係資料 櫻井成昭 IV 石造物実測図 平川 育（2・3）・櫻井成昭（4・5）	43
5	本報告書の編集と解題は櫻井成昭が担当した。	5
6	図版・資料の作成にあたっては、豊田昌子の協力を得た。	6
7	諸資料の調査では以下の関係機関に便宜を図つていただいた。 大分県立先哲史料館・国東市教育委員会・国東市歴史体験学習館・文殊仙 寺	7
8	調査地区の大分県国東市国東町は、豊後国衙領国東郷の故地として種々の 歴史資料にめぐまれ、莊園村落遺跡が残されている。国東市国東町のうち、 大字治郎丸・綱井・重藤の三地区は宇佐宮領武藏郷に属すことが確認され ており、これら三地区については今回の調査では取り上げなかつた。	2

I 近世資料

〈解題〉

ここには四点の史料を収録した。いずれも、一九世紀前半の杵築藩領の村々に関する史料である。

1の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」（文殊仙寺蔵）は、国東郷域の村々の庄屋名と家数を記したもので、村々の概要を知ることができる史料である。残りの2「来浦庄明細記」と3「成仏村明細記」は、いわゆる「村明細帳」の一種であり、来浦村（国東市国東町大字来浦）と成仏村（国東市国東町大字成仏）の状況を知ることができる史料である。以下、各々の史料について簡単に内容を記しておきたい。

1 「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控」について

これは、横帳仕立てで紙数は七丁、縦一四・五cm、横四一・〇cmをはかる。表紙の記述と本文冒頭に「覚」とあること、書式が不統一な点があることなどから、文政七（一八二四）年に文殊仙寺で作成されたものであることがわかる。この史料は、杵築藩領のうち、現在の国東市国見町・国東町・武藏町に属する村の庄屋名と家数を記したものである。ただし、国東郷域のうち、岩戸寺・深江・堅来の三ヶ村は、元文二（一七三七）年から幕領であるため記載がない。

なお、杵築藩領の村々に関しては「御領分中庄屋席順表」（個人蔵）という史料がある。これは、村名と庄屋名を記したもので、年末詳の史料である。表題にいう「席順」が何を示すのかは明確になしえない。また、ここに記された庄屋の名前をみると、例えば中田村（国東市国東町大字中田）の中野和平は文久年間（一八六一～一八六四）に庄屋役をつとめていることが知られ、成仏村の桜木寿老治も同時期に庄屋役にあつたことが「中田村文書」（別府大学・大分県立先哲史料館蔵）から確認できる。そのため、この史料は一九世紀半ばの幕末期の作成とみられる。幕末段階ではあるが、国東郷域を含む杵築藩領の村々の庄屋名を知

ることができるため、付録として史料の記載順にデータ化して掲載した。この「御領分中庄屋席順表」の作成年代については、今回は大まかな年代比定に終わっており、詳細な年代比定は今後の課題としてある。

2 「来浦庄明細記」と「成仏村明細記」

（1）来浦村と成仏村

近世には、各村の状況を記した「村明細帳」と総称される記録が作成された。「来浦庄明細記」（以下、解題中では史料2とよぶ）と「成仏村明細記」（以下、同様に史料3とよぶ）はそろした「村明細帳」の一種である。

史料2は、国東市国東町の北端に位置する、来浦村と枝村諸石（同町大字来浦）に関するもので、文政九（一八二六）年に作成されたものである。

近世の郷帳では、来浦村は正保四（一六四七）年と元禄一四（一七〇一）年の「郷帳」では高一〇六九石余、天保五（一八三四）年の「郷帳」では高一九〇三石帳では、高一〇六九石余、天保五（一八三四）年の「郷帳」では高一九〇三石余と記される。しかし、近世の諸史料をみると、あるいは、前掲の「御領分中御

分地村、庄屋面附并小門軒数控」や「御領分中庄屋席順帳」では、来浦中村・来浦・浜・長野に庄屋がいたことがわかる。実際、史料2の本文の「道法」の項にも「中村庄屋元」・「浜庄屋宅」・「長野庄屋」という記述がある。

こうした点からすると、郷帳上の来浦村は、来浦村（仮に狭義の来浦村とよぶ）・中村・長野村・浜村にわかれ、史料2はこの狭義の来浦村（以下で来浦村という）時は、特に断らない限り、これををさすにに関する記録である。そして、枝村諸石は「郷中萬覚帳」（大分県立先哲史料館蔵・中田村文書）には「諸石分」と記され、高一八七石余りを数える。現在、諸石の名前は小字名として残り、来浦川左岸に位置する。

次に、史料3は成仏村に関する記録で、表紙は欠失しているが、本文末尾に文政九年の年号が記されていることから、史料2と同時に作成されたことがわかる。成仏村は、国東市国東町の中央部を貫流する田深川の上流域に位置する。近世の郷帳上の村高は、正保期と元禄期が五三五石余、天保期が九九六石余だが、先の「郷中萬覚帳」では、成仏村三九八石余、下成仏四三九石余とあり、郷帳は

この二つの村をあわせた記載であることがわかる。また、先の「御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒敷控」などから、成仏村と下成仏村に庄屋がいたことが確認できる。史料3は、本文中の「方境」の項で「下成仮境」などとあるように、「郷中萬覚帳」などていうところの成仮村に関する記録である。

さて、これらの二点の史料のうち、史料2は『国東の庶民信仰』（国東町一九八一年）の来浦樂の由來を語った箇所などでも引用されており、決して未知の史料ではない。それに、両者ともに現在は原本の確認調査がかなはず、今回は写真から翻刻を行つた。

その中で、あえて今回これらの史料を紹介するのは、例えば、史料2で来浦樂という民俗行事の詳細や古墳出土の遺物を記すなど、地域の歴史と文化をたどる上で豊かな「歴史情報」を提供する史料として注目されるからである。

（2）史料の構成について

次に、二点の史料の構成について簡単に触れておきたい。まず、史料中の項目を一覧にすると、左のようになる。なお、各項目の頭番号は便宜上のものである。

〈史料2〉

- ①方境、②周廻、③道法、④惣高、⑤反別、⑥土量、⑦土地相応之品、⑧產物
⑨薪、⑩山林、⑪薪、⑫川流、⑬產物、⑭地形、⑮地所、⑯古戰場、⑰神社仏閣、⑱姓氏

〈史料3〉

- ①方境、②道法、③惣高、④反別、⑤土量、⑥土地相応之品、⑦竈數、⑧人別
⑨牛、⑩山林、⑪薪、⑫川流、⑬產物、⑭地形、⑮地所、⑯古戰場、⑰神社仏閣、⑱姓氏

これらをみると、項目の順序や数が異なっているものの、両者とも基本的には構成を同じくしていることがわかる。そのため、史料3は表紙欠失だが、冒頭部とみられる所に「国東郡成仮村」とあることから、ここでは史料2の表題に随つて「成仮村明細記」と名付けた。

大分県における近世の「村明細帳」に関しては、大分県地方史叢書として、『豊

後國村明細帳』一九九（一九六三年～一九八二年）、『豊前國村明細帳』（一九七九年）が公刊され、佐藤満洋氏による村明細帳の分析がある。その中で、史料1・2と同種のものが、『豊後國村明細帳』九（一九八二年）に所取されている。「安岐手水中園村明細記下書」と呼ばれるものがそれで、弘化四（一八四七）年に作成されている。同書の解題によれば、この史料は、文政一〇（一八二七）年に杵築藩では各村より明細帳を提出させたが、中園村ではこの時の調査が不充分で再調査した際に作成されたものという。

つまり、杵築藩では、一九世紀前半に今回紹介した構成の「村明細記」が作成されたわけだが、これらは構成の面で大きな特徴がある。いわゆる「村明細帳」は、『地方凡例録』などをみても、基本的に村高や田畠高といった村の生産に関わる事項から叙述が始まるが、杵築藩の「村明細記」は方境など村の立地や環境が冒頭に記されており、ここに杵築藩の「村明細記」の特徴を指摘できる。さらにいえば、村の立地や環境から始まる叙述は、明治一〇（一八七七年）年作成の『国東郡村誌』に近似する。もちろん、これを以て本史料を直ちに明治時代の地誌類の先駆と位置づけることはできないが、『国東郡村誌』といった近代地誌類の構成は新しいものではなかつたことが確認できよう。なお、ここで紹介した二つの「村明細記」については作成契機を明示できないが、一つに杵築藩では文政八年に松平親良が第九代藩主に就いており、これらの史料は藩主代替わりあたつて作成されたとも推測できる。

（3）内容について

さて、二点の史料の各項目の記述内容をに注目すると、例えば史料2の②周廻は標題のみで記述がないこと、⑯御茶屋の項などにある頭注や⑭牛馬の項などにみられる挿入文言などがあることからして、史料2は草稿段階あるいは下書といべき性格ものといえる。これに比べて史料3は、頭注や挿紙はないが、挿入文言が見受けられ、これも下書といべき性格のものとみられる。

さらに、記述内容をみると、本文をみていただくとわかるように実に豊かな地域の「歴史情報」を記しており、興味深い記述が各所にある。特に、史料2では、

来浦樂という民俗行事の内容と由緒を知ることができることで、(12)地所では、鬼塚・鬼の穴と呼ばれた古墳が所在したことを記し、そこで発見された、いわゆる湖州鏡の図を掲載している点である。現在、この鏡の所在は確認できないが、ここでいう鬼塚は、現在来浦古墳として周知されている遺跡とみられる。この他にも注目すべき記述は数多いが、ここでは一点のみ指摘しておきたい。

それは、史料2・3ともに「神社仏閣」に関する記述量が多いことである。これは、村に所在する神と仏をまつる、さまざまな施設を網羅していること、主に鎮守や由緒ある寺院に関しては、その由緒を示す棟札などの「歴史資料」を書写したことによる。さらに、由緒といふ点でいえば、史料2・3とも、最後に「姓氏」の項を設け、各村に居住する一族の由緒を記している。そこでは、例えば史料2の(15)姓氏の項が端的に示すように、必要であれば家に伝来した古文書を書写している。すると、これら「村明細記」は、村の現状だけでなく、少なくとも各村の人々とその紐帶をなす「信仰の場」の由緒を明確にすることを目指して作成されたことが窺えよう。右でみた記載の在り方は、いわゆる「村明細帳」ではなく粹築藩の「村明細記」の内容面での特徴として指摘できる。

(4) 二つの「村明細記」と国東郷

今回紹介した「村明細記」は、中世の地域のすがたを知る上でも興味深い情報を提供している。

例えば、史料2は表題に「来浦庄」という名称を使用し、本文冒頭には「来浦庄 来浦村 枝諸石」とあり、さらに①方境の最初にある東西南北の境となる地を現地比定すると、その領域は来浦川流域全体に相当する。つまり、史料2の記述は、中世に来浦庄という来浦川流域を領域とする「莊園」の中の来浦村に関する記録という認識を看取できる。中世、来浦川一帯は国衙領国東郷に属したことが知られているが、一方で来浦には地頭職が置かれたこと（『鎮西御教書』嘉曆三（一三二八）年付、『豊後國莊園公領史料集成 三』国東郷史料三七号）が確認されている。こうした点から、来浦は別名的開発の地と推測されるが、史料2の記述は中世あるいはそれ以前の歴史を間接的に物語るものといえよう。

また、史料3の(17)の神社仏閣の項には、山神社の棟札の写があるが、そこに「上諸吉」という地名がみられる。この上諸吉は、「足利義詮御判御教書」（延文五年（一三六〇）年付、『豊後國莊園公領史料集成 三』国東郷史料一〇五号）に「国東郷上諸吉」とあることから、国東郷に属することがわかる。すると、上諸吉すなわち成仏村は、六郷山寺院の一つである成仏寺が所在するものの、基本的に国衙領国東郷の領域であり、同地の主たる開発者は六郷山寺院ではないことが確認できるのである。

ここで紹介した二つの「村明細記」については、言及あるいは検討すべき課題は多いが、ここでは史料の紹介に留めたい。なお、前述したように、今回の翻刻にあたっては二点の史料とともに写真を利用した。史料2は『大分県史』編纂時の写真帳、史料3は当博物館が平成九年度に実施した「六郷山寺院遺構確認調査」の一環として調査した際の写真をもとにしている。

註

(1) 村明細帳と総称されるものは、各々の史料をみると「村明細帳」・「村鑑帳」など、さまざまな標題を持つ。佐藤溝洋「村明細帳と村鑑帳の研究（上）・（下）」（『大分県地方史』一二〇・一二一号一九八五・一九八六年）によれば、標題の書き方から大きく四つのタイプに分類されるという。

ただ、これらは村況をまとめ記したものという点では共通する性格を有する。以下の行論で、「村明細帳」と表現する場合は、こうした広義の意味での記録類を示すものであることをお断りしておきたい。

(2) 赤峯重信「郷中萬覚帳」（中田村文書）について」（『史料館研究紀要第一号』大分県立哲史料館 一九九六年）に翻刻紹介がある。

(3) 註(1) 佐藤氏論文。

(4) 「来浦庄明細記」の(15)姓氏の項に書写されている古文書のうち、溝部氏の部分に記された古文書の多くは、『大分県史料』一〇に「宮永氏影写文書」として掲載されたものと同一である。すると、他氏の項に記された古文書も現在確認できないものもあるが、これらも

一九世紀前半には諸氏に伝来していたことが知られる。

〈凡例〉

①体裁は原本に従つたが、改行および闕字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめて活字を小さくして表現した。

②用字については基本的に常用漢字に直した。

③変体仮名は、今（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外は平仮名に直した。

④翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補つた。

⑤宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。

⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は〔 〕で示した。

⑦本文が記述された後、挿入された文言については「 」でくくって表現した。

また、挿紙についても同様に「 」で示した。

⑧頭注については、文言を〈 〉でくくって表現した。

1 御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控

(文政七年・一八二四)

○文殊仙寺藏

小門軒数 百七十軒

寺 二ヶ寺

小門軒数 百四拾軒

寺 壱ヶ寺

竹田津手永

一 野田村 庄屋 大之助

高五百六拾石 小門軒數 百武拾軒

寺 壱ヶ寺

一 浦手村 庄屋 喜左衛門

高式百三拾石 小門軒數 百軒

寺なし

一 柳海村 庄屋 源右衛門

高式百武拾石 小門軒數 拾七軒

一 千燈村 庄屋 伴右衛門

高式百武拾石 小門軒數 百四十軒

竹田津手永

一 嶋 庄屋 安太郎

下役人五郎右衛門 岩石衛門

山の口佐五兵衛 藤助

高式百八拾石 小門軒數 四百八拾石

寺 三ヶ寺

八拾軒

竹田津手永

一 嶋 庄屋 安太郎

後見藤左衛門

大熊毛村 庄屋 德左衛門

伊美峯村 藤左衛門

一 伊美浜村 庄屋 又右衛門

赤根村 庄屋 小右衛門

一 小門軒數 五拾軒

高式百九拾六石ミツ 小門軒數 五拾軒

一 小門軒數 五拾軒

高式百八拾石 小門軒數 八拾軒

一 西方寺村 庄屋 弥平

高式百八拾石 小門軒數 八拾軒

一 伊美浦手村 六兵衛

高式百八拾石 小門軒數 八拾軒

一 伊美浦手村 六兵衛

高式百八拾石 小門軒數 八拾軒

一 柳来村 庄屋 寿右衛門

高式百八拾石 小門軒數 八拾軒

一 岡村 庄屋 源之助

高式百廿五石斗 小門軒數 八拾軒

一 岡村 庄屋 源之助

高式百廿五石斗 小門軒數 八拾軒

一 柳来村 庄屋 寿右衛門

高式百廿五石斗 小門軒數 八拾軒

一 柳来村 庄屋 寿右衛門

高式百廿五石斗 小門軒數 八拾軒

文政七年甲申年	義眉山
御領分中御分地村、庄屋面附并小門軒数控	文殊仙寺知事
八月吉日	

御分地

一 小熊毛村 庄屋 惠市

小門軒數 百拾軒

寺 壱ヶ寺

御分地

一 向田村

庄屋 忠左衛門

小門軒數 八十軒

寺 壱ヶ寺

来 浦

一 長野村 庄屋 团五郎

小門軒數 百軒

寺 三ヶ寺

一 来浦村 庄屋 故右衛門

小門軒數 八拾軒

寺 三ヶ寺

一 中 村 庄屋 卵兵衛

小門軒數 九拾軒

寺 壱ヶ寺

一 浜 村 庄屋 哲平

小門軒數 百武拾軒

寺 壱ヶ寺

一 浦 手 庄屋 源三郎

小門軒數 百五拾軒

近來五拾軒程者增申

候様子

寺 壱ヶ所

一 柳 追 庄屋 順助

小門六拾軒

内 寺 壱ヶ寺

メ 下役人式人

寺 壱ヶ所

一 浜 崎 庄屋 周平

小門六拾軒

寺 壱ヶ寺

一 寺 山 庄屋 卯三郎「茂八」

内 下役人式人

寺 壱ヶ所

一 富来村 庄屋 一郎右衛門

小門百九拾軒

内 寺 壱ヶ寺

一 見地村 庄屋 瀬平

小門軒數 百三拾軒

寺 壱ヶ所

一 中田村 庄屋 市平

小門軒數 百五軒

内 下役人四軒

寺 式ヶ所

一 大恩寺村 庄屋 兼助

小門七拾三軒

外 二内下役人式人 寺壹ヶ寺

内 下役人三軒

寺 ハ当寺無住なり

一 川原村 庄屋 顯助

小門軒數 百拾軒

内 下役人 三軒

寺 ハ當寺無住なり

一 吉木村 庄屋 茂平

メ

一 成仏村 庄屋 三平

小門軒數 百三拾軒

内 下役人三人

寺 壱ヶ所

寺 壱ヶ所

- 8 -

内下役人四人

寺 無

高五百拾石

重藤村

庄屋 利左衛門

小門軒数 百軒

内下役人三軒

寺 無

一 池ノ内 高三百七拾石

一 内田村 庄屋 無

高六百三石

小門軒数 百廿軒

内下役人三軒

寺 無

一 吉市村 庄屋 文五郎

高三百六拾四石

小門軒数 百拾軒

内下役人

寺 無

一 糸原村 庄屋 祖右衛門

高九百八拾六石

小門軒数 百七十軒

内下役人五人

寺 壱ヶ寺

武百七石

小城村

庄屋 儀平

内下役人武軒

寺 壱ヶ寺

内下役人三人
寺 壱ヶ寺

手野村

庄屋 長左衛門

小門軒数 百廿軒

内下役人四人
寺 無

三百五拾六石

小門軒数 五拾軒

内下役人三人
寺 壱軒

志和利村 庄屋 忠助

武百九拾五石

小門軒数 六拾七軒

内下役人式人
寺 壱ヶ寺

一 今市村 庄屋 忠助

四百拾七石

小門軒数 六拾七軒

内下役人式人
寺 無

一 成吉村 庄屋 源次郎

三百八拾八石

小門軒数 五拾三軒

内下役人五人
寺 壱ヶ寺

六百八拾四石

一 挿間村 庄屋 元右衛門

武百石

小門軒数 三十軒

内下役人式人
寺 無

浅田村

庄屋 俊助

小門軒数 百三十五軒

内寺 武ヶ寺

丸小野村 庄屋 牧之助

武百石

小門軒数 百軒

内下役人三人
寺 壱ヶ寺

一 吉弘村 庄屋 源四郎

小門軒數 式百軒

内下役人五人

寺 壱ヶ寺

(以下、後筆)

一小原村 庄屋 無

小門 百三十軒

下役人 三人

寺 武ヶ寺

一 池内村 庄屋 五郎左衛門

小門 八十軒

役人 三人

寺 壱ヶ寺

七拾八石

一小ヶ倉村 庄屋 無

小門 三十五軒

役人 壱人

寺 無

〈付録〉「庄屋席順表」(個人蔵)

村名		庄屋名
1	藤野川	松原孫右衛門
2	横手	後見 利行孝平
3	綱井	萱嶋信右衛門
4	内田	照山綱助
5	真那井	渡辺曾右衛門
6	来浦 中村	宮崎任左衛門
7	笠口	植田平左衛門
8	横城	手嶋嘉左衛門
9	竹田津	竹田津孫九郎
10	宮司	工藤幸次郎
11	守末	加藤治助
12	永松	宮川進作
13	下山口	安部甚八郎
14	馬場	麻生勢平
15	次郎丸	福田唯右衛門
16	来浦	竹内牧右衛門
17	片野	工藤兵右衛門
18	白木原	重光直六
19	西方寺	佐藤治平
20	本庄	麻生早太郎
21	柳迫	一丸澄右衛門
22	下成仏	桜木格右衛門
23	小野	財前恵兵衛
24	赤水	重光卯三郎
25	糸原	吉田周右衛門
26	油留木	秋吉敬助
27	三井寺	是松作兵衛
28	年田	中山連平
29	沓懸	加藤太郎兵衛
30	今在家	中嶋左小衛門
31	河原	重光徳右衛門
32	手野	加藤弁作
33	灘手	堀文左衛門
34	寺山	佐藤彥兵衛
35	行入	岡庄平
36	両子	林米助
37	小城	坂本儀右衛門
38	中田	中野和平
39	田深	安松応治
40	今市	溝部彥三郎
41	小原原	森源兵衛
42	安国寺	一丸泰藏
43	小原岩屋	小山田伝三郎
44	吉弘	高原源四郎
45	八坂岩屋	岩屋礼太郎
46	山口	重光立平
47	富永	三浦□治
48	興尊寺	吉武壯三郎
49	八坂中村	穴見源治
50	新庄	佐藤太右衛門
51	麻田	溝部寿蔵
52	石丸	後藤藤右衛門
53	久末	植田官左衛門
54	成仏	桜木新右衛門
55	大添	手嶋顕作

村名		庄屋名
56	池ノ内	徳丸与次郎
57	溝井	宇都宮雄八郎
58	大恩寺	秦文吾
59	見地	竹田津祖兵衛
60	掛樋	渡辺礼作
61	中園	小俣兵助
62	上小原	平尾三郎助
63	波多方	馬場寿助
64	北江	田口官助
65	大内山	加藤恭作
66	古市	大谷雄作
67	吉松	後藤半七
68	富來	吉田利左衛門
69	鴨川	阿部進右衛門
70	浜	国弘政右衛門
71	丸小野	麻生觀蔵
72	西本	本多金兵衛
73	弁分	加藤貞作
74	塙屋	松原準作
75	赤松	西田清兵衛
76	新栄	田口頼助
77	竹田津灘手	小串兵八
78	千燈	河野又七
79	岸奈	末弘里助
80	重藤	伊藤善三郎
81	富來浦手	太田祐四郎
82	浦下原	林鷹治
83	小原	加藤準三
84	八坂原	阿部伝治
85	生地	工藤半助
86	小野	財前幸吉
87	瀬戸田	中嶋忠右衛門
88	浜崎	河野□□兵衛
89	赤根	後藤儀助
90	成久	利行重右衛門
91	加賀	松原源平
92	馬場尾	松浦□作
93	奈多	手嶋謙□
94	野辺	佐藤猪三郎
95	挟間	麻生七郎
96	狩宿	狩宿勝三郎
97	下原	今富儀三郎
98	下司	専頭忠平
99	下馬場	古原俊治
100	俣見	長谷尾半左衛門
101	諸田	末弘廉蔵
102	長野	友成春太郎
103	吉木	重光庄太郎
104	下成仏	桜木佐久馬
105	北江	田口治右衛門
106	成仏	桜木寿老治
107	横手	利行伝十郎
108	志和利	吉武善助
109	成吉	厚田太左衛門

※表中の番号は記載順を示すために便宜上付けたものである

2 来浦庄明細記（文政九年・一八二六）○『大分県史』写真帳

座候、谷横差渡ハ鶴川往還筋之所ニ而川端ノ北山之辻迄七丁程、
西長野界之所ハ長野分下長野田入込居候付右田端ノ日平棟迫尾辻
向田村界迄凡五丁余、北ハ向田村尾辻水分れ界候

一周巡回
一道法

従庄屋宅

東 御茶屋迄壹丁五拾間
御高札家まで右同断

中村庄屋元へ四丁武拾五間
来浦、郷藏へ武拾五丁拾五間

浦御高札家迄右同断

氏神迄四丁三拾五間程
氏神迄四丁三拾五間程

濱庄屋宅迄武拾丁拾五間

御料深江村庄屋本迄凡武拾丁程

西 長野界金剛寺東傍小溝迄四丁武間程
長野庄屋宅迄拾壹丁五拾間

御料岩戸寺村庄屋本迄凡武拾五丁程

文殊山迄壹里半

鳩原御領高田町迄凡七里程

南 御城下迄 山手通凡七里半程
富来村庄屋宅迄凡壹里拾五丁程

但山手を道通
成仏村庄屋宅迄凡壹里武拾丁程

北 御分知向田村庄屋宅迄武拾丁程

同小熊毛村庄屋宅迄三拾丁程

御料中岐部往来筋川端迄壹里拾四丁程
野田村庄屋宅迄凡武里程

東西 西長野界金剛寺東傍小溝迄道法凡武里余、西申
内九丁武拾八間 本村分 七丁四拾六間強 諸石分
南北 南中村界鶴川橋詰々往還通宮之上尾辻御分知向田村界迄九丁
武拾壹間程

但南中村界大抵ハ川を限り候ヘ共人家田地共二打交り候場所二御

一 惣 高 四百四拾石九斗武升九合六夕

田高	武百五拾七石壹斗武升九合六勺	内	此畝拾六町三反七畝武拾四步
内	此畝拾七丁五反壹畝三步半	田畝武拾五町九反三畝拾六步半	此内
烟高	百八拾三石八斗壹合九夕	内	高武百九石八斗七升五合四夕
一	高武拾三石五斗壹升三夕	田高	八拾三石六斗三升武合四夕
内	寛文二年寅年分文政八申年迄永損	烟高	百武拾六石武斗四升三合
田高	拾八石武斗五升壹夕	内	物成 四拾七石六斗七升五夕 免五ツ七分
内	此畝壹町武反八步半	烟高	百武拾六石武斗四升七步半
烟高	五石武斗六升武夕	社領御赦免	此畝武拾町四反武畝拾武歩半
一	高三石武斗武升六合七夕	永損	物成 五拾八石四斗五升五夕 免四ツ六分三厘
田高	壹石武斗八合武夕	惣成メ百六石壹斗武升壹合	免平均五ツ壹分六厘五毛
内	此畝壹反武拾九步半	高百八拾七石三斗五升武合七夕	枝 諸石分
烟高	武石壹升八合五夕	田高	百五拾四石武升九合四夕
一	高拾六石八斗九升九	内	物成 七拾五石四斗七升四合四夕 免四ツ九分
残而三百九拾七石武斗九升三合六夕	家下御赦免	烟高	三拾三石三斗武升三合三夕
一	高六升五合五夕	此畝拾壹町八畝拾六步半	此畝拾壹町五反壹畝四步
寛政四子年分文政八申年迄	永損	物成 拾三石壹斗武升九合四夕 免三ツ九分四厘	惣成メ八拾八石六斗三合八夕 免平均四ツ四分武厘
田高	七合五夕	惣成二口メ百九拾四石七斗武升四合八夕	但高四拾石庄屋、三拾石山之口、武拾石弁指壹人、拾五石御茶屋掃除給手
内	此畝壹步半	永引、肝煎者其組持ニ而高引候故年、増減御座候、状番給出米人渡來候	一 反 別
烟高	五升八合	田畝拾六町	内 田畝四町 畜畝拾武町
猶残三百九拾七石武斗武升八合壹夕	此畝壹畝壹歩半	麦メ三石武斗九升四合	一 土 量 上、田 四町四反五畝武拾七步 高七拾壹石三斗四升四合
毛付高三百九拾七石武斗武升八合壹夕	反別大麦三石 漆茶麦武斗九升四合	麦メ三石武斗九升四合	上田 七反五畝拾武歩半 同拾壹石三斗武合五夕
内 田高 武百三拾七石六斗六升壹合八夕			
烟高 百五拾九石五斗六升六合三夕			

中田	五畝半歩	同六斗五升式合四夕	中畑	八反九畝拾壹歩	同五石三斗六升式合
下田	壹畝拾七歩	同壹斗七升式合三夕	下畑	壹町三畝拾六歩	同四石三斗四升四合三夕
下、田	壹畝式拾歩半	同壹斗五升壹合五夕	下、畑	壹町三反拾五歩半	同三石九斗壹升五合五夕
田畝メ五町式反九畝拾七歩半			畠高メ五町壹畝四歩		
田高八拾三石六斗三升式合四夕	壹反二付	高壹石五斗七升九合式夕壹才三	畠高メ三拾三石三斗式升三合三夕	壹反二付高六升四合六夕三才三	
上、畑	八町六畝式拾四歩半	高七拾武石六斗壹升三合五夕	一 土地相應之品	五穀類何れも出来候、尤拾別相應之品と申も無御座候、其余	
上畑	壹町五反三畝式歩	同拾式石式斗四升五合三夕	一 產 物	七嶋・唐芋・麻・桂胡麻・綿等、年、豊凶ニ隨相應ニ出来候	
中畑	式町四畝六歩	同拾式石式斗五升式合	一 薪	藥品其外拾別之品無御座候、尤半夏者少、宛出来候、櫟油桐等	
下畑	式町七反八畝六歩半	同拾壹石壹斗式升八合七夕	一	者少、ハ御座候、金茸・初茸之類ハ出来候、松茸者生不申候	
下、畑	六町三歩半	同拾八石三合三夕	薪	村中平均ニ而者余程不足仕候、御料深江村・御分知向田・長野	
畠高メ式拾町四反式畝拾式歩半			・岩戸寺村々買入候者多御座候		
畠高メ百式拾六石式斗四升三合	壹反二付	高六斗壹升八合三夕六	一 種 場	中村分奥烟山之草、前、今当村寄会切取候へ共鬼角少々ニ付御	
畠高メ四反式畝拾式歩半			料堅來村・御分知大熊毛村・向田村・藁蓑辺ニ而買場相立間を		
上、田	壹町五反	高式拾四石	一	合來候	
上田	四町九反壹畝六歩半	同七拾三石六斗八升式合五夕	川 流	西長野境鋤園々田ノ口上ノ渡リ橋々東浜境四十郎前川迄未申之	
中田	式町九反八畝式拾六歩	同三拾五石八斗五升	間ノ丑寅之間ニ流候、凡拾五丁程、南ハ中村境川之半を限り候		
下田	壹町壹反八畝三歩半	同拾式石九斗九升式合八夕	ヘ共中村ハ元来一村ノ分れ候故混雜仕居申候		
下、田	五反半歩	同四石五斗壹合五夕	但流岩戸寺村奥葛原々流出浜江口迄、凡式里有余		
田畝メ拾壹町八畝六歩半			本村者水損場ハ余り無之、少、照候ヘハ旱損出来仕候、諸石分		
田高メ百五拾四石式升九合四夕	壹反二付		者貴船辺以東少、湧水有之、天水同然ニ而旱損多出来、冲田□		
高壹石三斗八升九合八夕八才五			を深田も御座候而水損場ニ而御座候、右深田之分之麦作出来不		
一 池	宮園	申片作ニ御座候	申片作ニ御座候		
川魚類	鰻・鰐等八居申候、鮎・鮒八至而少く鯉・鯰八居不申候				
小池	壹ツ	御茶屋火消用水、延宝以来有來候			
瓜生野					

同 壱ツ 火消用水、清部氏屋敷内ニ有、慶長以来有来候由申候

一 瓢 九拾弐門 内 本門七拾壹軒 分門弐拾壹軒

内 社人三軒

百姓門八拾九軒

但庄屋・山之口・弁指共二

絵踏之節当村帳面二者無御座候へ共、小串逸風か處家内共二
座上踏被仰付候

一 牛馬 六拾弐 歩 内 馬壹疋 牛六拾壹疋

「田畠畝歩人別當リ之事此の間に記すへし」

一 山林 但高山無御座跡處木も無之候、氏神馬場大杉壹本于今御座候、
山畝七町九反壹畝弐拾六歩廿ヶ年請山

山畝七町九反壹畝弐拾六歩廿ヶ年請山

御年貢米三石弐斗六升壹疋

内 四町四反八畝廿六歩 本村

三町四反弐畝廿八歩 諸石

請藪 枝共二

藪畝三反拾五歩

一 橋

御年貢米六斗弐升八合弐疋

上田ノ口飛石橋七間程、中村と組合掛來候、其余往来筋鶴川橋

ハ中村ニ引受掛け候、元来乾川ニ候へハ飛石橋と申程之儀も無
御座候

壹ヶ所 長野之内 すき園井手
壹ヶ所 神護園井手

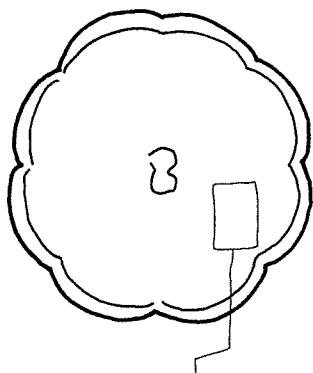
但日平貴船辺々東湧水少、有之、井手懸り無御座候、仲田井
ハ深田勝ニ而是又井手懸り無之、右ニ付小井手二ヶ所斗リニ
而御座候

一 地 所 四十郎山之鼻
鬼塚 土塚ニテ上三松あり、七八年前迄八郎・佐代吉
と申者兩人此所江農業ハ來居候節、少、堀崩見候處

壹間角程へぎ石ニ而墓有之候、真中ニ而壇三ツ堀出

候、内一ツ者損候、曲陰壺と申物ニテ御座候
其辺ニ而堀出候鏡之銀成物一面形左之通

裏の図



縁少シ高し

此角の内文字

湖州真石家

○○叔照子

此二字文字不分明

中ノ取手穴有

一 御茶屋

鬼の穴 同所ニ御座候、口三尺程ニテ横壹間斗、内ハ長弐間

・横八尺程・高五尺程、天井大石の壹枚石にてたた

り御座候、其石ニ鬼の指跡又ハ頭の跡と申て疵等ヲ

見候、此内ニ割茶椀等御座候、近來真辺ニテ指口な

と堀出候者御座候

但小串八郎右衛門殿延宝中来浦組大庄屋ニ而当村・小熊毛村ニ
被引越候節ニ御茶屋有来候、其後宝曆中小串友右衛門殿在役中

御用之御沙汰ニ而建替、今以不相变候

但其以前吉兵衛と申仁、来浦組大庄屋被仰付候處、御咎を蒙
リ中村鶴川田中ニ而斬罪被仰付候由、墓印其地ニ相残、子孫
千燈村ニ住居、尤元来千燈村ニ出候由ニも申候、其頃御茶屋

有無者不相分候、同人屋鋪ハ群居園之東里道之端ニ而古井跡
等御座候、當時字上屋鋪と唱候

但やね瓦普請上□被仰付□の□□高札()

〔頭注

一 高札家 壱軒 何間 何間

但やね瓦普請上□被仰付□の□□高札()

此節普請之始末并□□等之事

一 神社仮舍 但間數往古御改之節内法又ハ外法ニ而書上少、宛達御座候、此

度當時之間數外法を以書上候

丸山
牛頭宮

勸請貞觀十八年丙申、出雲國大社々勸請候由申伝候、其頃八國司按察遣等之儀も一向申伝無御座候、宮殿先年ハ當時往還之南傍畠中今之浜殿場

二御座候處、元禄二年巳二月十二日御免を蒙り、翌三年午十月廿九日當地之宮地丸山ニ遷座仕候、大工棟梁長州萩住人三郎と申者相勤候由
御代ハ淨山様時代、時之役人大庄屋小串五郎助・長野庄屋吉武佐次右衛門・来浦村庄屋竹内藤七・中庄村屋宮永伝左衛門・浜庄屋鈴木善右衛門・祝主宮崎源太夫 当時子孫宮崎石見

祭礼日 右丸山遷座以来六月十五日・十月十九日兩座ニ相改候由、其以前幾日祭候哉ハ不相分候

御幸御免場ハ享保三年戊寅十月十九日ニ預主下る〔 〕

神殿 長式間三尺八寸 橫式間武尺五寸 小板葺
但剛健院様御代天明七年未春再建仕候、夫々以前造替御座候処相
分不申候

神殿 長式間五尺 橫式丈五尺 茅葺

上小屋 長式間五尺 橫式丈五尺 茅葺

但延享五年辰四月造立仕候、御代ハ寛量院様御時代ニ而御座候、文化八年未八月再建

勸請以来上棟札之写左之通

但貞觀十八年丙申より貞治四年乙巳迄四百九十年之間棟板拾枚神殿に納藏し有といへとも漸形而已残て腐蝕強く文字消失ニ付略

之、貞治以来之上棟札ニも併文字不明、標も御座候得共其前闕如仕、左ニ相記申候

〔挿紙〕

大久保
御南行山

内壱反七畝武拾五歩

此所八升武合三勺

七町七反四畝壱歩

此米三石壱斗七升七合八夕

三反壱畝武拾五歩

武町三反五畝

壱反三畝拾五歩

壱町壱反八畝廿五歩

壱畝

四反八畝武拾三歩

三反壱畝拾五歩

武反五畝

三反五畝武拾三歩

六反四畝武歩

武反武反四畝

四反九畝壱歩

九反五畝拾六歩

上分 壱反二付三升七合三勺

下分 壱反ハ四升武合也

外二

壱町三畝拾歩

大久保
村用山

壱反七畝武拾五歩

榎木迫

来寺山

国木畑

妙見

宮ノ上

又谷山

宮ノ上

高尾

瓜生野

そぶらけ平

諸石ノ上

花ノ木

大久保

はふかけ平
ク

六畝程

三畝

工寺
池ノ上一

武畝

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

貞治四年乙巳卯月廿五日

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

紀長時 結緣衆

大願主藤原氏能 沙弥正受源榮 結緣衆

藤原宮太夫

結緣衆

沙弥蓮心 大勸進僧隆兼

安部乙女

藤原成安

結緣衆

祝主不分明

伯斎太子

藤原國純

結緣衆

大工次郎四良 同寂心房幸則

藤原宮太夫

結緣衆

伯斎太子

藤原國純

結緣衆

以下不分明

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

応永三十四年丁未卯月十九日

大願主藤原名字不分 結緣衆名字不分

大勸進御代官宇佐貞代

以下不分

祝主不分 小司伴家次 以下不分

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

永享十一年己未卯月十四日

大旦那藤原親範 同藤原氏忠

大宮司深忠 願主代官宇佐幸成 結緣衆等源輔 藤原貞吉

太神範能 紀千代房 太神幸能 太神徳尾 宇佐範盛 永理

小司伴家次 祝主佐伯盛次 藤原不分 藤原宮太夫

佐伯盛安 佐伯盛不分 大工佐伯不分 小工四郎五良

鍛治不分

奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

文安四年丁卯七月廿九日

大旦那藤原 藤原親 代官宇佐 以下不分
奉造立来浦鎮守牛頭天王御社一字

享德三年甲戌九月五日
大旦那藤原氏忠 同藤原親範

結緣衆等文字不分 代官太神兼不分 祝主不分 小司忠次

藤原宮太夫 大工 以下不分

奉造立来浦村牛頭天王上棟一字

天正四年丙子五月一日

右意趣者天下泰平國土豐饒、殊奉仰大旦那源朝臣親宏執名宗龜、同親貫朝臣御武運長久御子孫繁昌丹誠者也

御代官太神宏兼 大宮司播磨守 祝主源太夫 小司壹岐入道

大工源宏俊 鍛治弥太郎

大願主軒仰 寺主麻生大和入道

別而加當社再造功成之刻、萱嶋大藏少輔・紀宏恒朝臣精魂真美

致馳走者也

奉再造來浦村牛頭天王上棟一字

慶長十八癸丑十二月十三日

右意趣者天下泰平國土豐饒、殊奉仰大旦那小又右衛門殿、佐藤伝右

衛門殿、横山藤左衛門殿御武運長久御子孫繁昌丹誠者也

□頭庄屋弥三郎 岡原弥左衛門 祝主源太夫 大工吉武市右衛門

大鋸新右衛門 鍛治三郎右衛門

上棟奉造立牛頭天王御宝殿一字事

慶安三年庚寅九月廿六日

大旦那源朝臣松平市正頬次尊公御代

御惣庄屋竹田津佐助 願主庄屋久兵衛 当社神主宮崎源太夫

大工藤原真人 同吉武彦右衛門尉 小工吉武新右衛門

猪俣權助 鍛治藤原野田七郎右衛門 大鋸溝部久左衛門尉

同林新右衛門

奉再興牛頭天王御社一字

元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮崎源太夫安信 御代官清末伝右衛門貞安

大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋猪俣惣八郎則賢 上中庄村屋竹内藤七郎忠綱

下中庄村屋宮永源右衛門政高 濱村庄屋鈴木善右衛門道房

大工熊野権太夫造道 小工宮永安左衛門政道 小工新谷忠右衛

門兼常 小工猪俣弥太夫乗重 小工今富與右衛門宏行

鍛冶河中五兵衛宗広

奉修理祇園社

天明七丁未蓋春吉旦

御領主松平駿河守源親賢公御武運長久

神主宮崎源太夫安吉 御代官竹本六兵衛勝重 大庄屋来浦新

三郎重久

長野庄屋猪俣英右衛門則長 来浦庄村屋竹内卓右衛門徳基

中庄村屋宮崎政右衛門安穀 濱庄屋小串園右衛門定 □

大工棟梁来浦村伊勢川甚左衛門家人 同長野安田伝右衛門政

房 石工棟梁来浦村熊石村伊助秀時

丸山
若宮八幡
勸請元年子寅飯塚の城主田原常陸介親宏創立之由申伝候、是ハ鎌倉より

二階堂左京進と申仁在京之時分筑後國に賊徒蜂起ニ付將軍足利義詮公より討手として左京進を差下され、遂に賊徒を伐降之處其身手疵を蒙り彼地にて逝去、其頃鎌倉より妻子跡を追下り来浦、に着船、此凶を聞事よるべなく大友氏へ身を托す、爰におひて来浦の庄にて所領を与へ置る、田原氏領國中の事かたく常に丁寧を加へられしと誓、且左京進の子息六

丸武勇人に勝れたる故親宏遊獵鷹野の席を以其第宅へ立入相語二時を移し或ハ夜に入帰城せらる、此地奸民相唱て二階堂氏の後室に通すと風聞す、親宏の室家姫妬深く怒り憤りにたたず、親宏六丸叛逆を謀るよし大友屋形に内訴す、府内驚て討手を促する、親宏是を聞て大に怖れ逃も陳説叶ふましとて夜中潛に討手を遣し康安元年八月九日夜深更忍ひ入事不意に討んとす、六丸母子遁れ得ざるを討て自殺、其靈親宏及び里民に崇りありたるに於て、其鎌倉より来れるを以鶴ヶ岡八幡宮を逢請し若宮八幡と勧請ありと申伝候

右縁起の大略ニ御座候、但書別紙相添可写入事

宮殿、先年鶴川今の元宮と申所に御座候由、元禄三年に牛頭宮一円当時の丸山宮地に遷座、祝主宮永采女、當時子孫宮永河内、社僧長野治地山大聖寺、從古來天台宗にて比叡山末也

祭礼、先年と違ひ此時より相改、六月廿九日・十月廿日兩座に相究候濱殿、先年ハ鶴川河端ニ候處遷座以後元宮に御幸なし奉る、若宮御幸濫觴ハ享保三年戊十月廿日初而有則鶴川に下り給ふ

神殿 長武間五寸 橫武間七寸 小板葺

神殿 長武丈武尺武寸 橫武丈武尺五寸 茅葺

上小屋 長武丈武尺武寸 橫武丈武尺五寸 茅葺

但延享五年辰四月造立、文化八年未八月再建

上棟棟札写

但勧請貞治元年より元禄三年迄之間三百廿九年中の棟□□□遺却候由、宝殿に納藏無御座、元禄之遷座之節棟札左

奉再興若宮八幡社頭一字
元禄三庚午九月吉祥日

大旦那源重頼公

大宮司宮永采女政高 御代官清末伝右衛門貞安
大願主大庄屋小串五郎助定道

長野庄屋 上中庄村屋

猪俣惣八郎則賢

竹内藤七郎忠綱

下中村庄屋

濱村庄屋

宮永源右衛門政高 鈴木善右衛門道房

共格別古きも無御座候、元禄已來之燈籠ニ付略之

大工熊野太夫造道 小工宮永安左衛門政道 小工新谷忠右衛門兼常 同猪俣弥太夫乗重 同今富與右衛門宏行

門兼常 同猪俣弥太夫乗重 同今富與右衛門宏行

鍛冶河中五兵衛宗広

両宮支配人代、来浦村庄屋

両宮一所

拝殿舞殿兼 壱所 長六間四尺三寸 橫式間八寸

瓦葺

但恭泰院様御代、安永八癸亥年建替、其以前之儀者不分明

同断

門 長八尺 橫八尺 赤塗 瓦葺

但龍溪院様御代、宝永八年卯十月建立、其後再建無御座候

同断

石鳥居 一字 高九尺 橫壹間四尺 柱廻四尺

但寛文七未年、馬場孫右衛門寄進

馬場氏八元來中國浪人二而当地へ來久敷逗留、其後山香郷

江罷越逗留候處全体病氣差發、占卜二来浦氏神崇候由申二

付、再當地へ罷帰鳥居寄進仕候由、其子孫當時も社役相勤、中村ニ住居仕候

同断

石鳥居 一字 高式間三尺八寸 橫式間壹尺 柱廻四尺八寸

但宝暦十二午年、四ヶ村氏子寄進

銘文二曰 此祠此禱維奈及稜 於神之衡衡正繩直
右三浦安貞作并書

同断
石燈籠

一对

但年月寄進銘書、右鳥居同断、尤石燈籠ハ□□数二御座候得
共格別古きも無御座候、元禄已來之燈籠ニ付略之

隨身 一對 木像彩色 作者吉松村 中原軍八

但門内左右二在

同断

石鳥居 一字 高式間 橫壹間四尺 柱廻三尺六寸

但安永四年未年、御料深江村猪俣吉右衛門寄進

同断

石高麗狗 一對 高

但門の左右二有、文政八年申七月造立、寄進人長野猪俣政右

同断

牛頭宮 籠屋 一軒 長式間半 橫式間 茅葺

衛門・中村宮崎多兵衛

但元禄四年未五月造立

若宮後 同 壱軒 長三間 橫式間 茅葺

但年月右同断

両宮一所 宝藏 一字 長式間半 橫八尺 瓦葺

但宝暦十四年申春造立

同断

濱殿二ヶ所

但馬場先往還之南畑中二有、小道より牛頭宮濱殿畝數式畝拾五歩程、

東八幡宮畝數式畝拾五歩程、両所共ニ芝原ニ而祭礼之節日覆小屋掛斗

二而常ニ殿者無御座候

氏子 来浦村・中村・長野・濱

右四箇村

外ニ御料岩戸寺村・御分知向田村氏子ニ而候處、御領違ニ相成自然と
氏子を離れ申候、尤向田村ハ延享元年子七月々樂興行之節樂打三人出
候所、其後又、中絶、近者寛政中又、引發し壱人ツ、出候處、是又近

年中絕申候

兩宮三所

樂興行

但毎年七月七日、四ヶ村より出相勤候事旧例ニ御座候、祝主・神奏・
四ヶ村役人等詰申候、尤先年大庄屋相知候節之席頭ニ罷出来候条之兩
社奉納而已ニ無御座、諸神・諸仏江奉納之事ニ御座候、其濫觴者不詳

候得共中興由來左三相記候
来浦旧例樂由來 樂本長野勝右衛門 所持之書付左ノ通

樂根元覺

衛門殿急度呼付被成、旧例之樂当年々急度取立可申、無左候ハ、爰ニ而たち

例之樂打を可申と御請申上候由たる、了玄親八郎右衛門を被召出、右之通之様子ニ候間其方なしで樂を覺申たる者無之候間、当度も取立打申様ニと被仰付候、則御請申其度ヲ村中之者共ニ教申、口笛ふき八郎左衛門一人ニ而おん

者此方御断なしニふき申ニ付指留申、明ル年々又かもハす罷出申ニ付殊ニ皆
細工ふき之笛故樂そろい不申ニ付、去年又樂前日ニ指留申候事
其後來寺之甚九郎おんとう役か、ぢ屋敷五介、おうち浅右衛門ニゆつり今迄
四代打來候申候、其以後おんとう武人ニ而さひしく候ニ付せんきの上ニ而伊
右衛門、おうち源太夫ニ打せ是も四代打來申候、八郎左衛門樂之儀ハ今伝十
右衛門、

郎迄五代打来申候事

おんとう三人二而打来申、前、三人二而八引分八念仮之時半有之、元來四人之筈之由ニ付治右衛門、おうち久七ニ打せ申候、是ハ若年之時分打、其後庄

庭取之儀者藏その孫四郎と申者一代勤、其子六介と申者武藏へ牢人仕、彼地

大のほりハ往古大聖寺・金剛寺今迄無懈怠出来申候

貞享三年
寅六月廿六日
庄屋 佐次右衛門
弁さし 治右衛門

樂本伝十郎

来浦五郎助殿

覺

奉備旣例樂之次第

藥師如來
笠揃

藥師如來
天道
牛頭天王
若宮
笠揃

立 傘	壺人	田高壺石壺斗五升七合	下中村分
行列旁惣宰領	山之口四人 麻上下着用	畝数九畝武歩	柳・伊美田・鶴川 坪数三ヶ所
御供奉	大聖寺院主・大庄屋	四ヶ村庄屋以下惣供	内
矢武勇	但先年仕来候処、宝曆初之頃矢を過ち人二討當候故翌年今相止、 今以中絶	下田壺畝武歩半	高壺石三升七合四夕
神領御証文左之通	右被附置訖、全可被致社納之旨如件	元禄三庚午年三月日	宮内新四郎
來浦村 太神宮・牛頭宮・若宮八幡 開墾地高 四石九斗七升壺合五夕	来浦捌内來浦村	中田七畝武歩九歩半	高壺石三升七合四夕
此内	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	下田壺畝武歩半	高壺斗壺升九合武歩
田 畝数四反壺畝拾三歩半	畝数四反壺畝拾三歩半	畝数九畝武歩	柳・伊美田・鶴川 坪数三ヶ所
内	内	内	内
田 高壺石四斗八升八合九夕	長野村分	高式石壺升八合五夕	高壺石三升七合四夕
畝数壺反式畝式拾六歩半 胡麻烟・下井手・水口・蔵留 四ヶ所	上、壺反四畝壺歩半	牛頭 若宮 支配人	中田七畝武歩九歩半
内	上八畝拾九歩半	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	下田壺畝武歩半
中田五畝八歩 高六斗八升四合七夕	高六斗九升武合	来浦捌内來浦村	高壺石三升七合四夕
下田五畝式拾五歩 高六斗五升式合七夕	下、式畝武歩	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	高壺斗壺升九合武歩
下、田壺畝武拾歩半 高壺斗五升壺合六夕	高六升武合	元禄九丙子年十二月日	宮内新四郎
田 高壺石式斗八合三夕 上中村分	右開発其地先規之通被附置訖、全可被致社納之旨如件	財津弥次兵衛	柳並喜兵衛
畝数下田壺反式拾九歩半 四十郎川 坪数壺ヶ所 濱村分	元禄九丙子年十二月日	宮内新四郎	柳並喜兵衛
田 高壺石壺斗壺升七合五夕 八枚・流れ・八ヶ坪・□□ 四ヶ所 丸山	牛頭 若宮 支配人	来浦捌内來浦村	柳並喜兵衛
畝数八畝拾五歩半 神明宮 内宮 外宮 相殿 本社之宮地東之方ニ有	宮山式反程 但御証文者無御座候得共往古今御寄附之由ニ御座候	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	柳並喜兵衛
内	但勧請慶長六年細川候豈前・当國之内御領知之節當近郷稻虫夥敷出来ニ	祝主 宮永河内	柳並喜兵衛
上田三畝拾歩 高五斗 支配人 来浦村庄屋	神殿 長武間 橫壺間半 茅葺	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	柳並喜兵衛
中田三畝七歩半 高四斗式升式合五夕	但勧請慶長六年細川候豈前・当國之内御領知之節當近郷稻虫夥敷出来ニ	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	柳並喜兵衛
下田壺畝壺歩半 高壺斗壺升五合五夕	支配人 来浦村庄屋	来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	柳並喜兵衛
下、田式拾六歩半 高七升九合五夕		来浦村瓜生野屋敷拾三ヶ所	柳並喜兵衛

付伊勢太神宮を勧請仕候、祭礼八十月廿一日神樂を奏、造酒供物相備

候、其後当御領寛量様御代延享元年甲子神田証文御改之節神殿如何哉

之段御尋ニ付久敷破却礎斗相殘候段申上候處、再建之儀被仰付内社ハ

大原平左衛門殿御寄進、竹木八時之御郡奉行平井藤兵衛殿御寄進、神

木改京都令御勧請被成候、寛延元年辰閏十月平井瀧之進殿御代參之節

御願之由ニ而繪馬壹枚御寄進仕為遊、御普請方板屋高橋藤七寄領ニ而、

同月廿八日神殿ニ懸候、長老間・幅貳尺余、(志度)志渡浦海土玉取之図ニ而

御座候

大原平左衛門殿 安西源兵衛殿 大原勘七殿 榎並秀之助殿

佐藤九郎次殿 清末庄右衛門殿 鈴木友八殿 矢野代輔殿

坂部十太夫殿 松田三伯殿 小野如庵殿 市場伴庵殿

并ニ六手永乃少、宛寄進、上田六畝壹歩神明宮神田寄附有之候

其頃清末庄右衛門殿ニ四季供物調進、大庄屋・支配人・両祝主立会無

意相備候様被仰付候處、其後立会ハ中絶相止申候

神明宮前 石鳥居 一字 高九尺 橫七尺 橫四尺

柱八寸角 袖柱七寸角

但安永三年年、祝主宮永河内願主三而来浦手永氏子中寄進ニ而建立

神田八前惣廟之所ニ一緒ニ相成居候

上棟写

奉再建神明宮上家一字

宝曆八年戊寅八月吉祥日

御領主松平市正親盈公 施主來浦手永氏子

御代官 渡辺源右衛門綱房

大庄屋 来浦友右衛門常定

神 主 宮永河内守政吉

宮庄屋 竹内牧右衛門宗次

大工棟梁 長野 安田加太夫政重

奉再建神明宮上家一字

天神宮 本社宮地西之方ニ有

勧請年曆不相分 祝主宮崎石見 支配人来浦村庄屋

神殿 長老間 橫七尺 茅葺

幸神社 本社宮地西之方ニ有 石ノ小社

戎社 同断

稻荷社 同断

右同断

宮地西ノ下ニ有 藥師堂 長老間 橫七尺 瓦葺 長野金剛寺持

但元禄四年五月大建立 寛保三年癸亥再建 元馬場樂庭ニ有之候を壇

地藏堂 長老間 橫七尺 瓦葺 長野大聖寺持

上籠屋之西ニ移ス

宮地

但宝光院と号候、建立年曆不相分、往古ハ一ヶ寺ニ而有之候由、以前

之若宮社僧大聖寺院主神事出仕之時分休み場之由ニ御座候、寛保二

戌年再建、其前之儀不相分候、元來ハ宮ノ馬場筋東敷ノ外ニ有之候

を近年宮地神明宮前ニ移申候

右兩堂共宮地ニ移リ候事故惣支配ハ来浦庄屋仕来申候

以上本社之地面ニ御座候分

來寺

十王堂 長武間半 橫九尺 茅葺

元阿弥陀堂なり、長野大聖寺持、支配人与作

但建立年曆不相分、此知先年来興寺と申一寺御座候處いつ之頃ニ哉滅

却、其名前より此辺の字來寺と唱来る

護庵

永照院 長武間 橫九尺 茅葺 長野大聖寺持、支配人伴助

但建立年曆不相分、元文二年巳秋再建、平井一郎左衛門殿〔〕先年

□一ヶ寺之由ニ申伝候

護庵寺

當時石の小堂 大聖寺持 支配人伴助

但建立年曆不相分、宝曆十三年未五月再建、是も先年一ヶ寺ニ而此辺

之字護庵と呼來候

素麺屋敷
今日靈

祝主宮永掃部
支配人榮作跡

文殊堂
長六間 橫三間半 茅葺

さいの神
道祖神

祝主宮永掃部
支配人作助

但安永四年未十二月建立、文殊仙寺隱居所、願書・裏書翌申三月二日
丸唯助殿、當時長野大聖寺預り、支配人来浦村庄屋

宮園

瓜生堂

祝主坂本宮内
支配人作助

觀音堂
長九尺 橫九尺 茅葺

今日靈

祝主坂本宮内
支配人作助

貴船堂
長九尺 橫九尺 茅葺
但建立不相分

但右同斷

祝主坂本宮内
支配人作助

貴船堂
長九尺 橫九尺 茅葺

但右同斷

祝主坂本宮内
支配人作助

石鳥居一字
高九尺毫寸 橫八尺三寸
柱の廻間七尺九寸七分
但勸請不相分

新十郎屋敷
末藤明神

祝主坂本宮内
支配人平藏

石鳥居一字
高八尺五寸 橫七尺四寸
柱の間七尺四寸五分
但右同斷

北山明神
但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

石鳥居一字
高八尺五寸 橫七尺四寸
柱の間七尺四寸五分
但右同斷

ひなた
但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

石鳥居一字
高八尺五寸 橫七尺四寸
柱の間七尺四寸五分
但右同斷

但右同斷

祝主宮永掃部
支配人元藏

諸石

今日靈

祝主宮永掃部
支配人元藏

石鳥居一字
高八尺五寸 橫七尺四寸
柱の間七尺四寸五分
但右同斷

但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

但右同斷

但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

石鳥居一字
高八尺五寸 橫七尺四寸
柱の間七尺四寸五分
但右同斷

但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

來寺

但庄屋別家之者共二御座候

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

山神宮
但右同斷

但右同斷

祝主宮崎石見
支配人喜右衛門

與

但右同斷

祝主宮永左伸
支配人来浦村庄屋牧右衛門

今日靈

但右同斷

祝主宮永左伸
支配人来浦村庄屋牧右衛門

但右同斷

但右同斷

祝主宮永左伸
支配人来浦村庄屋牧右衛門

橋本氏

但書伝之物も無御座候、其先不詳候、其先富来浦々參候共申伝候由、

橋本何某・坂田入道・藤原是南と申者富来浦々參候由口伝、尤書伝
之物先年伊美母方之家ニ預ケ候処紛失之由

吉武氏

四軒

但先年吉武何某成人當時二住居之由、當時之田地二相成字二吉武と呼

來候、名前も不相分格錄等も一向不存知、尚亦書伝之物も無御座候、

近辺他領并長野等二も同苗御座候へハ其方ニ被申伝候事も御座哉、

当村之所八唯由緒有者と申伝候耳ニ御座候

石村氏

式軒

宮永氏

式軒

但先年今社役相勤來候、其初祝主宮永河内様家ニ而も候哉、聴と不相

分候

津崎氏

五軒

但大友氏領國之頃津崎太賀入道麟春之末葉と申伝候、感狀類其外書伝
之物無御座候、長野同苗之家御座候、是二者感狀類所持仕居候

坂本氏

三軒

但其先不詳候、數代社役并村役勤來候、林氏と唱候事も御座候

林氏

式軒

溝部氏

八軒

但本家平蔵方へ感狀類數十通所持、其内少斗左ニ写し候

去廿二日至西郷遠江守野依要害執懸候處、息弥太郎最前切迄討死

候、不便之至感悅之余不知所謝候、何本領之事溝部藤兵衛尉當知
行分之外一筆宛行候、全領掌于要之狀如件

永祿武年

親宏 書判

八月廿四日

溝部九郎兵衛尉殿

外ニ溝部氏

壱軒

但當時死絶女子壱人富来村吉蔵と申候者へ嫁居申候、其家に持伝候感
狀類富来村ニ持參之写

入郷以来別而貞心之覺悟神妙三候、何為其償安岐郷之内龍王名
三貫分、同郷之内手嶋大藏丞跡三貫分之事、加扶助候、弥守此
旨可励軍忠事肝要候、恐、謹言

八月廿一日

溝部縫殿助殿

親家 書判

十一月廿日

溝部九郎兵衛尉殿

義鎮 書判

去春入郷以来別而含順路馳走之条、為其償安岐郷之内溝部後藤

去年退国以来、聊遠堪忍拘分、細書馳走之段、感悅候、然者今
度到関東雖可被列候、以小人数罷下候条、暇遣候、隨分身命相

左衛門跡參貫文、同郷成安藤九郎跡五貫文之事令扶助候、倍專
此旨令勵熟功事肝要候、恐、謹言

天正六年

親家 書判

六月五日

溝部右近允殿

於雄渡牟礼任判形之旨、成安藤九郎跡加扶助候、給分本郷大添
有之、全令領知、弥奉公肝要候、恐、謹言

天正九年

親家 書判

五月三日

溝部右近允殿

數度出張之刻軍勞感入候、就中於時枝・佐野碎手次第無比類、
殊去年當年筑後表發向打統粉骨之趣、雖非忘却候、相應之闕地
依無之、不顯其志候事心外候、然之來秋御出勢之儀稠敷被仰催
候、誠辛勞雖無尽期候、以分過之馳走別而可励忠貞事、可為此
節候、必追而可賀候条可被得其意候、恐、謹言

六月廿四日

溝部右近允殿

親家 書判

統候様才覺于要候、猶竹田津志摩入道可申候、恐、謹言

八月十二日

中庵 書判

奉造立牛頭天王社一字
慶長十八癸丑十二月十三日

溝部与左衛門殿

本頭庄屋弥三郎

岡原弥左衛門

去年退国已來、中國筋迄之見届誠御頼敷、関東迄同心可申事者少人數二而御下向之條不及申候、先之一身相統候様ニ可有才覺候、万事者以法ノ書被仰出候條不及申候、恐、謹言

八月十二日 竹田津志摩入道一本 書判

溝部与左衛門殿

右之通ニ相見候、岡原氏其節下社家か村役か不相分

伊勢川氏

尚、去年以來之所之義辛勞難申上候、不得申分之仕合候へハ尊情御祈念候、何國へ居住候共不可有失念候、与左衛門尉望之由可存知候、恐、謹言

閏九月日 宗嚴 書判

溝部勘藏殿

此所損し字性不相分

萱嶋氏

但大友氏之砌萱嶋和泉守鎮庫末葉と申伝候へ共感状類・書伝之物所持無御座候、田原家執職之連署者相見候物一通、溝部氏之家に所持仕候写

大添村成安主計殿跡給所五反三十之事、依有論人公領ニ被召置候、併主計殿忠儀云右地當知行無紛候之條被成御分別候、早、至成安可被打渡之由候、恐、謹言

五月二日

董道 書判

董恒 書判

親並 書判

萱嶋勘解由左衛門殿

七軒

岡原氏
但其先官役相勤候様申伝候由、其後零落小倉へ參、暫住居、又、当所へ帰候由、氏神棟木之写左之通

而田原家附人と相見候

有松氏

三軒

但系譜等所持無御座候、鎧穂矢ノ根等ハ所持仕候、是ハ溝部氏家

伝とも申、又ハ客分寄食の土の末とも申伝候由不詳候、古き塔

などニ苗字ハ相見申候

莊屋竹内氏

紀姓之由申伝候

家之紋、丸之内ニかたばみ きり紋 だきめうが

但感状・系図・書伝物都而無御座候、武内宿禰之末葉と承伝候へ

共一向相分之儀無御座候、役儀相勤候も何之頃々相勤候哉、古儀

不相分候、三・四代以前急火ニ而不残焼失仕候、書録之類其砌焼

亡仕候儀と相考候、世代相知候分左之通

十郎右衛門 代、居住屋敷之字を奥と相唱來候

右年曆、元龜・天正・文禄之頃ニ候哉、法者大庄屋役と申伝候

弥三郎

右、慶長・元和時分在役と相見候、此代迄大庄屋と申名目相見

候

久兵衛

右、寛永・正保・慶安中 在役と相見候、此時代者庄屋役と相見、

大庄屋ハ竹田津佐助殿支配ニ而御座候、以来之皆庄屋と申伝候

又左衛門 後忠右衛門と申候由

右、承応・明暦中 在役ニ相見候

伊兵衛

右、万治・寛文・延宝・天和中 在役と相見候、寛文二年御検地

之時分相勤居 申候、帳面ニ名前相見候

藤太郎

右、貞享・元禄時 分在役

吉右衛門

右、宝永・正徳・享保・元文之頃在役

牧右衛門

右、寛保・延享・寛延・宝暦中 在役

卓右衛門

右、明和・安永・天明中 在役

吉右衛門

右、天明・寛政時 分在役

牧右衛門

右、寛和以來 相勤來候

私、享和

右先祖十郎右衛門時 分元龜元年々文政九年迄凡式百五拾七年役御

相続仕来候、尤古代之儀者相分不申候へ共、兄吉右衛門代村方

相揆候儀御座ニ付□被召上、中村庄屋政右衛門 江御預ケニ相成

居、其後私ニ役儀被仰付候

（附錄）

御断申上庄屋屋敷被下竹木之事

久兵衛

松五寸角木拾本

但柱木式間ニメ

ク五寸角木四本

但はり木長式間

ク丸木柱一本

但棟木

ク丸木柱四本

但桁木

ク丸木柱六本

但しさす木

ク五寸角木五本

但し大引木式間

ク中杭木四拾本

但し四本□

内式拾四本□竹二代リ

一から竹八束

右、来浦村惣右衛門、去酉正月火災逢候に付、屋敷式間三間分材木御定□□御渡
し被下候様ニ此如ニ仰上可被下候、以上

宝曆四年戌正月十九日

3 「成仏村明細記」（文政九年・一八二六）○個人蔵

来浦五郎助

渡部源右衛門

「表紙欠」

佐藤彦兵衛殿
次藤次郎太夫殿

御郡所

國東郡
國東郷成仏村

（裏書）
表書之通山小奉行・山目付・庄屋・山之口立会改可相渡候、以上

戊二月五日

高橋清右衛門

一方境 東西 東下成仏境鶴小谷より西大だけ林下権現之鳥居迄式拾七丁程

其より大嶽辻村境迄拾丁程合三拾七丁程

南北 北下成仏・蔓蓑□□境御所陣東□□地より「」宅西

小谷二「」

南西 「」

西面 西梗ヶ多尾より兩子堂山尾辻「」尾辻ニ登り北の方赤根

村境犬鼻道辻ニ出、觀音嶽辻ニ引立、御領岩戸寺境尾辻下
り蔓蓑境清瀧觀音東岩之辻蔓蓑境より東岩之辻通り地蔵か尾往還

北西 西清瀧觀音東岩之辻蔓蓑境より東岩之辻通り地蔵か尾往還
辻、夫より大塔迄尾辻下り夫より雄渡牟礼北平七合目程横道境、
東之方雄渡牟礼瀧落之処より尾辻境ニ成御所陣之東論地迄三
拾丁程

四方丁数メ百拾五丁□数ニテ三里七丁

一道法

「南

西 觀音堂迄拾九丁

旗尾辻迄三拾四丁

犬鼻辻迄三拾五丁

地蔵か尾辻迄廿四丁

文殊仙寺迄廿九丁

赤根村庄屋宅迄凡壹里七丁程

北

藁蓑庄屋本迄拾九丁半

一
惣

高五百弐石七升六合四夕

此畝六拾弐町七反六畝弐歩

内
田高三百廿「」
烟高百八拾「」

三石弐斗壹合「」

此田畝三反「」

拾八石九斗八升七合三夕

屋下「」

此田畝弐町壹反三畝八歩半

野地移屋下

壹斗壹升六合

御赦免

此烟畝三畝廿六歩

八拾三石三斗三升三合弐勺

永損

此畝拾弐町弐反壹畝壹歩

田高五拾八石弐斗八合七夕

此畝五町三畝廿歩半

烟高廿三石壹斗四合五夕

此畝七町壹反七畝拾歩半

高百三石六斗三升八合

畝拾四町七反「」

田高六拾壹石「」

此畝五町三反八畝五歩

烟高「」八夕

此畝九町三反四畝拾五歩

三百九拾八石四斗□□八合四夕

此畝四拾八町六畝拾弐歩

田高弐百五拾八石九斗八合九夕

此畝廿七町三反三畝弐歩半

烟高百三拾九石五斗弐升九合五夕

此畝廿七町七反三畝九歩半

残此畝四拾八町六畝拾弐歩

田高弐百五拾八石九斗八合九夕

此畝廿七町三反三畝弐歩半

烟高百三拾九石五斗弐升九合五夕

此畝廿七町七反三畝九歩半

寛政十二年冬
年、当損

武斗六升六合八夕

田高壹斗九升八夕

此畝壹畝拾三歩半

烟高七升六合

此畝壹畝三歩

武斗八升三合三夕

田高五升

烟高弐斗三升三合三夕

此畝四畝

寛政四子年冬
年、当損

壹斗四升

田高六升

烟高八升

文化元子丑兩年御免
米被下敷同三寅年今年々当損

此畝廿七町七反八畝五歩

此畝廿七町七反八畝五歩

壹斗三升五合

田高七升五合

此畝拾五歩

畠高六升

此畠廿歩

メ三石壱斗七升八合

メ壱石三斗三升四合壱夕

此残四拾七町九反弐畠廿三歩半

残三百九拾七石壱斗四合三夕

毛付

田高弐百五拾八石弐升四合壱夕

此畠廿町弐反六畠拾七步

物成百三拾九石三斗三升三合壱夕

免五つ四分

畠高百三拾九石八升

此畠廿七町六反六畠六步半

物成六拾壱石七斗五升壱合五夕

免四つ四分四厘

物成メ弐百壱石八升四合六夕

免平均四つ九分弐厘

但、高四拾石庄屋、三拾石山之口、三拾五石弐斗弁差、兩人も百五
石弐斗此分役高引肝煎高役高引候得共、壱年替ニ而至年、増減ニ付
相不定、同番給者米弐石四斗前々分出来入ニ而渡來候

一 反 別

田畠糺拾三町

内 田 畠 弐 町

畠糺拾壱町

右之内

拾壱町

此大麦弐石四斗

弐町

小麦 畠

此小麦弐斗
大麦ニメ三斗

大麦メ弐石五斗

一同 六斗七升八合

御条麦

一 土 量

上々田

中田

下田

下々田

田 畠 メ

平均壱反二付

田高メ

上々畑

中畑

下畑

下々畑

畠糺メ

平均壱反二付

上々畑

一 土地相應之品

五穀類、其外七嶋・唐芋・麻・蔭尾・胡麻・里芋・蕎麦、いづれも作り候、
格別相應之品も無御座候、尤其内右「」里芋、古地應シ大体之年ニ
ハ宜出来候

内 寺 壱軒

一 瓢 数 百三拾九軒 内本門七拾五軒 分門六拾四軒

同 同 同 同 高

農家 百三拾八軒

庄屋・山之口・弁差共二

藪畠武反七畠

請藪

御年貢米五斗三升六合三夕

一人別 内清僧老人 男武百九拾人 女武百九拾人

但、田畠畠高合男女込老人ニ付高畠

葛草

但、村内沢山余分御座候

一牛 百拾疋

但、當時村中馬無御座候

一山林 仙觀嶽辻本所高拾丁程

但、卯方ニ兩子嶽又ハ大嶽□谷拵申候、此辺之高山ニ候

雄度牟礼 高八丁程

牛嶽 高八丁程

觀音嶽 高五丁程

大平山嶽 高八丁程

烏帽子嶽 高四丁程

前嶽 高式丁程間

但此分当村懸り高山ニ候

大嶽之内、尾末仏岩こうぶり小山松が多尾岩なめり□谷龜石等之谷

木藪候へ共、珍敷木ハ無御座候、格別之大木も相見ヘ不申、櫟木
八候得共延惡之用立候ハ少キ候、右南之地ハ沢山ニ御座候、葦草八里
之山ニも出来申候

一川流

西赤根村境犬鼻之下々觀音堂下落合迄東ニ流れ拾丁程、南旗か尾
下々同所迄北東ニ流七丁程、北清滝觀音々こう之森落合迄南東ニ

流八丁程、此三谷合本川ニ成觀音下々下成仏境鶴迄西南間々北東
之間流れ拾九丁懸流れ、犬鼻下々廿七丁當谷川ニ助田^カ深浦迄

凡三里

橋七ヶ所

成仏寺前川

飛石橋

長武間

飛石橋

長四間

飛石橋

長七間

飛石橋

床波東

長五間

飛石橋

同所西

長五間

飛石橋

こふ森

長七間

土橋

長毫間

飛石橋

長五間

堂之下前川

長五間

飛石橋

甘ヶ年請山

井手拾七ヶ所

薪
木ハ少、宛年分壳出候、上分ハ竹林候而時分ニハ竹壳出候
山畠七町五反五畠

御年貢米三百石三斗武升三夕

向川原井手 水懸ヶ

東田井手

市只井手

西田井手

佐藤頭井手

前畠井手

正ノ田井手

同 新井手

成仏□井手

立岩井手

田中井手

神田井手

川原田井手

床波井手

前半井手

ごふ之森井手

割尾渡井手

但追田之分ハ天水場ニ而候

一地所

鬼 石

山中ニ有

自はげ

長刀石

かと石

失 穴

但、大石ニ者無之候得共、長刀形故名ニ呼ひ申候

但、平谷東平ニ壱丈程穴寄付無之場所、口之広壱丈差渡シ、

深さも壱丈余ニ相見へ、大穴ハ里人之申伝も候得共、不都合

故不相記

但、割尾山之背ニ有、高さ壱丈余、長横共ニ壱丈程、頭ニ股

二出候大石

但、大嶽本所ノ北之高み、あかね村境ニ有也、高壱丈余之大

石、晴天ニハ宇佐近辺ノ相見候

但、田居中ニ差出候、岩高さ百間程、廻り凡百廿間ほど、下

方ハ小竹はへ付、上ニハ木張り過松有之、里人天狗羽やすめ

と申伝候、風蘭せつこく、石南花抔沢山ニ取付、風流無双之

岩ニ而候

大嶽辻

目付石

雉 岩

岩後

但、豈畑・登間両所有之、里人城跡と申伝候得共、屋敷跡と

相見へ候、唐堀抔之様(マ)なも相残り、焼物割れ散り残り居申候

愛染谷

但、延享元年甲子八月十日、雄度牟礼山々山汐湧出、此谷筋

洗ひ流し、其節有合候人家六軒押流され、九人相果候、珍敷

事故記置候

古家形跡式ヶ所

但山芋・うど・わらひ・紫根・蔓・「こんにゃく玉」・かすら・風とう蔓しつと・風蘭・せつこくしのぶ・半夏其余ニ無御座候、尤当村第一之產物は

鎌倉柴胡ニ而御座候

一村形

但西ノ方大山ニ而南北三広く、東ノ方雄渡牟礼前山谷出ハ谷幅狭く、全體

山陵斗ニ而例年水損勝、山迄ハ日損場も候へ共畝方ハ日照ヲ好ミ候畑方も

同様、毎年ニハ米作御座候

一古戰場

雄渡牟礼

但府内大友豊前守親繁三男備前守親治築城之地と承伝候

金分
獅子天王宮

雄渡牟礼城

大友十六代五郎左衛門大夫政親老子修理大夫材親家督相続早世、伯父備前

守親治高崎城令府内ニ移家督継、十八代目之城主ニ成、其子修理太夫親元

ヲハ世子と先主材親嫡男修理太夫義鑑高崎ニ有、豊前妙見嶽城主田原中務

少輔親述・杵築城主木付紀伊守親実と謀リ、永正二年乙丑府内城ヲ攻メ親

治夜中府内落、飯塚城主田原中務少輔親述ヲ頼リ、其後雄度牟礼山之裾ニ

仮城ヲ構ヘ、唐堀堀櫓カキ上廉かき繕ひ廻し、両子・文殊・成仏寺衆徒、

蕨野・長野・熊毛・岐部・伊美并床並・影山等ヲ押領ス、八ヶ年過候、此

辺田原親述領所ニ着度、府内ニ訴たるニ依而永正十年戊酉八月府内吉弘

石見守直氏・寒田三河守親博・田原親直・親述軍兵ヲ卒シ蕨野ヲ本陣とし

攻候ハ影山四郎左衛門近末案内者ニ而間道々寒田三河守手之兵ヲ引て火ヲ

放つ、親治雄度牟礼山上ニ逃登リ、暫く□戦ヘ共、つひニ彼軍嫡子修理

太夫親元・二男五郎親敦始、本庄九郎左衛門末満・永松刑部太夫政清・本

田与四郎興英・竹田津兵部丞政時以下三百余人討死、備前守親治・同三男

草地十郎重治・藤原信濃守近清・太田民部少輔・小田原四郎安国・長野次

郎左衛門助元以上六人、雄度牟礼落、由布嶽之麓塚原迄落行申候、朝見・

由布二郷之者共大勢押懸、六人皆此所ニ而自害

始陣取之處御所陣と唱、堀跡・石垣等相残候、尤此所者墓簾分ニテ御座

候、雄度牟礼之辻ろくニ切ならし候分式反面も相見也、此處ニモ焼物割

杯□御座候

雄度牟礼之西裾地蔵ヶ尾、往還之東ニ小岩立懸リ、戸口ことく明きたる
処有而、里人針の耳と唱候、此穴門ニ似てる故、山の名を小門山と書、

おとふれと讀、ふれハ山之名之よし申説候へ共、慥ニも相聞へ不申候

一 神社仏閣

但、間数之儀往古より治政之節内法又者外法ニ而書上ケ少々宛違ひ御座

候、此度當時之間数外法リヲ以相印候

神 殿長七尺八寸	横五尺六寸	小板葺
上 家長	横	茅葺
拝 殿長五間	横貳間	茅葺
石鳥居 一基高	横	茅葺

右小社同拝殿之内有	下成仏
祭 礼 六月十五日	十月十五日
但、兩度主ニ祝詞、神奏人・村役人・氏子寄合造酒神徳頂戴	
祝主々神人拾人江山茅巣本宛渡置、祝詞後笏ヲ上候ヲ相図ニ被聞	
追立候、是を樹追ひと申旧例ニ候	
氏 子 四拾軒	
祝 主 横木左太夫	
支 配 人 長左衛門	源助
上 棟 于 時	
維時延宝元癸丑曆大宮司甚助小宮司麻生長右衛門	
上 棟 奉建立桜吹河内金脇山神獅子天王社一宇之事	
當御大檀那源朝臣直繼公御武運長久祈歎	
十一月吉祥日祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□	
御代官大田想兵衛尉御惣庄屋桜木覺兵衛和氣次房	

維時天和二年癸亥御代官清本伝兵衛、小庄屋有松次右衛門、大庄屋横手平

内上棟奉建立豐後州國東國崎郷成仏村上諸吉山神獅子天王御神樂座一字

当御大檀那源朝臣重頼公氏子各々敬白

十二月十一日祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□

大宮司金脇宮内

小宮司麻生長兵衛

うらニ筆方桜木甚六清玄

維時宝永七辛酉曆御代官井上平兵衛

御惣庄屋小串兵右衛門

小庄屋森重彦治

上棟奉建立桜吹河内金脇村上諸吉山神獅子天王社御宝殿一字

当御大檀那源朝臣重形公御武運長久祈處氏子村中男女各々敬白

祝主神道大阿闍梨桜木兵部太夫和氣清□

大宮司甚助

小宮司麻生長兵衛

右開発之地先規之通恒例祭礼為供料被附置、全可被致社納之旨如件
文化元年子六月

御証文之写
寛文六丙午年御免

高五斗四合

しう田

四ヶ所

田畝五畝拾八歩

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

維時寛文三癸卯曆大宮司□□　願主麻生□右衛門
御代官白井巳右衛門尉

上棟奉建立櫻吹河内金脇村山神獅子天王御宝殿一字之事

当御大檀那源朝臣直次公御武運長久祈處氏子村中□□敬白

九月吉祥日　祝主神道大阿闍梨櫻木兵部太夫和氣清繼

来浦捌成仏村
山神宮支配人

小宮司麻生長兵衛　御惣庄屋櫻木覺右衛門

祭

但、例年七月十四日、当村・下成仏・見地三ヶ村令四拾戸人罷出、下成仏庄

本宮始貞和四年戊子八月廿二日之時願主平太夫道弘□□太夫後再興応永十六年丑十二月初□、亦後上諸吉□□社一字建立□延徳四年壬子三月廿六日大願主弥次郎大工次郎右衛門尉森貞、大檀那藤原朝臣親宗為後記古棟木写事、寛文三年九月十八日建立棟帳庄別板筆覚和氣清長

右板之裏書

延徳四年子三月廿六日　大願主□□郎、大工次右衛門尉森貞敬白

上棟豊後国國東郡上諸吉當所山神社當一字信心

大檀那藤原親宗家門繁昌祈処

右板之裏二

本宮始年号貞和四年戊子八月廿三日、其時願主平太夫道弘、四郎太夫、後再興応永十六年己丑十二月初□為後日如此

山神宮

神 殿長三尺 橫四尺五寸

上 家長 橫

拝 殿長四間 橫武間

石鳥居 一基高 橫

但^二 石鳥居 一基高 橫

茅 莖

茅 莖

祝主

櫻木兵部太夫

支配人

与市

政右衛門

氏子 四拾軒

祭礼 七月・十一月初申

夏祭り祝詞斗、祭り神樂二季共二社人・村役人・氏子寄合、

造酒・神供頂戴

但、勧請不相分、古き上棟等相見へ不申候

于時享保十六年亥十月

御代官財前三郎右衛門尉

宮本
山神宮

本社上棟奉再興山神宮御宝殿二字

御大旦那松平市守

源朝臣重実公御武運長久如意安全

祝主 櫻木兵部太夫 和氣清繼

其余無用分略之、庄屋□前後年書入候有人陳也

神殿再興上棟札、其後相見へ不申候、上家再興寛政十年午四月、拝殿再興

明和八年辛卯三月、石鳥居明和元年甲申十二月、同文化七年庚午九月、右

棟札四枚有之候得共、書留候程之義も不相見略之

御寄附御証文写

寛文十庚戌年御免

高八斗七升八合八勺 しゃうの田・つきの小渕・立石之前川・川原

田・小さひた 八ヶ所

田畠九畠半歩

下田三畠拾壹步

高三斗五升三合三勺

下、田五畠拾九步半

高五斗八合五勺

右、先規之通當社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

高橋又作

增田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

山神 支配人

但^二 石鳥居 一基高 橫

神 殿長五尺 橫四尺五寸

拝 殿長三間 橫武間

石鳥居 一基高 橫

茅 莖

茅 莖

祝主

櫻木左太夫

支配人

長吉 八藏

氏子 八拾軒

山神 支配人

祭礼 六月・十月中の申

夏祭祝詞斗、冬祭り神樂二季共二社人・村役人・氏子寄合、
造酒・神供頂戴

石盤
山神宮

石小社

但、勸請由来不相分、上棟等古き處ハ不相見ヘ、明暦中之上棟左之通
維時明暦三天丁酉八月時正吉祥日 祝座主櫻木□太郎

拝 殿長 橫
祭礼相極リ候儀無之候

茅 蒿

上棟奉造立成仏河内山神御神樂屋一字之事 当御大檀那御武運長久
大願施主富來角右衛門尉和氣清繼 施主小庄屋有松六右衛門尉

元暦二年己巳十一月十一日神殿再興棟札大庄屋横手平内・小庄屋京乱彦作等

祝主 櫻木左太夫
支配人 さん
氏子

名前相見へ候、相違之義も無之付略也、其後文化十二年亥四月神殿再興上

棟札有之候得とも略之

勸請由来不相分

御寄附御証文写

高壱斗武升 立岩前川 壱ヶ所

立岩前川 壱ヶ所

立岩前川 壱ヶ所

高壱石四斗壱合七夕 つきのこふち・谷そふ前・ばん□田小久保・
芋の尾・岸の下・赤根田・古□堂・西小畑

下、田壱戸拾歩

右開発地先規之通被附置訖、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月

高橋亦作 増田藤八

豊嶋左近衛門 大原文藏

下、田八戸廿七歩 高八斗七合 平井一郎左衛門

右、先規之通當社恒例祭礼為供料被附置訖、全可被致社納之旨如件

文化元年子六月 高橋亦作 増田藤八

來浦捌成仏村

山神 支配人

豊嶋左近衛門 大原文藏

平井一郎左衛門

佛岩
權現宮

神体立石
來浦捌成仏村

豊嶋左近衛門
大原文藏
平井一郎左衛門

但、先年ハ神体無之、只大嚴をさし神体といたし候処、下成仏圓覺

と申□□之山伏石ヲ立神体といたし候、右様之義ニ候得共、一旦

崇ル事ふへ取除不申、其併ニ差置候

石鳥居 一基長 橫

但、是ハ先年タ□□

金毘羅拝所殿長九尺 橫壹間

茅葺

支配人 岩藏

京都比叡山天台宗

成仏寺 山号竜下山

但、御目見仕不来候、住職隱居□官職上京、□請等都而願書差出候節ハ

僧頭村役人寺選印ニ而御代官・御郡奉行衆・寺社奉行衆〔 〕差出

來候

本堂長六間

横四間武尺

茅葺

客殿長式間半

横四間武尺

茅葺

護摩堂長式間

横四間武尺

茅葺

庫裏長五間半

横四間半

茅葺

本尊不動聖

木仏立像四尺程

阿弥陀堂長三間

横武間

木仏彩色座像三尺程

講堂長五間

横四間

本尊觀世音木仏彩色立像

鎮守妙見菩薩

石像を石之内二安座

當寺開基養老式年戊午仁聞菩薩申伝候、毎年正月五日鬼会、修行天台僧入峯之節止宿場、住職正保元年以来八相分候得共、其以前相知不申世代左之通

右

豪
賢

清
順

宥
円

豪
泉

清
順

宥
圓

敬
順

慶
桓

良
純

泰
道

順
善

澄
應

順
清

順
道

順
法
善
道

當時現住 法順

御寄附御証文写

寛文六丙午年御免

高壹斗七升七合

下、田壹畝廿九步

右、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作
増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

成仏寺

本尊

成仏寺持
堂主 瀧藏

但、建立年号不相分

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高壺斗八升

下田式畝 桐ノ木・田ノ口 式ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

文化元甲子年六月

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

堂ノ下
地蔵堂長式間 橫九尺

茅葺

本尊

文殊仙寺持

堂主

但、建立年号不相分

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高壺斗八升

右、開発之地、先規之通被附置畢、全可被致寺納之旨如件

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

来浦捌成仏村

地蔵 支配人

但、建立年号不相分候得共、此地ハ古所之由申伝候、昔ハ愛染谷ニ候處山沢以前只今之場所に移し候由、寛永三年上棟札ニ(マニ)処損し後年書改候のよし相見へ候、則左之通

当御國務細川越中守源忠利尊公御武運長久

願主野花六郎兵衛、御

務庄屋

内
觀音堂長式間 橫九尺

茅葺

岡田
愛染堂長式間半 橫式間

茅葺

本尊 木仏彩色立像

高さ三尺

堂主

来浦捌成仏村

觀音 支配人

平井一郎左衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

大原文藏

堂主

但、建立年号不相分候得共、此地ハ古所之由申伝候、昔ハ愛染谷ニ候處山沢以前只今之場所に移し候由、寛永三年上棟札ニ(マニ)処損し後年書改候のよし相見へ候、則左之通

富來源右衛門、名主金脇甚助

来浦惣成仏村

愛染堂 支配人

上棟奉造立豐之後國東郡成仏愛染堂一字事 諸主宝珠広善□比丘・村司桜木兵助
大工吉松藤左衛門

于時寛永三年丙丑二月九日 堂別當新兵衛

清瀧觀音

相極リ本尊無之、自然石□□之通御座候堂無也、觀音嶽東森下ニ候

寛永三年正月十八日ヨリ初二月十一日迄成就、大願主桜木兵部太夫宇佐安継

堂別當新兵衛子與三郎

成仏寺持

弁差金脇甚助・孫助

支配人

裏二

寛永三年正月十八日ヨリ初二月十一日迄成就、大願主桜木兵部太夫宇佐安継
堂別當新兵衛子與三郎

成仏寺持

弁差金脇甚助・孫助

御給人

墨木助右衛門
野華新次郎

草の庵
庚申堂長 橫

茅葺

石牀切石之面ニきさみ付

堂主

伊藤千右衛門

同 浅右衛門

但、庄屋別家ニ候

三軒

同 文藏

以上五人也

一姓氏

桜木氏

六軒

御寄附御証文写

延宝八庚申年御免

高九升

下、田壱畝 左藤頭田 壱ヶ所

右、開発之地、先規之通被附置訖、全可被致取納之旨如件

高橋又作

増田藤八

豊嶋左近衛門

大原文藏

平井一郎左衛門

森重氏 八軒
但、由緒者相分不申、先年より唱來古き書もの等ニも段々相見へ候、
尤先庄屋此家々相勤、當時も此内々数代下役勤來候

麻生氏

式軒

是ハ四家ニ而所々棟札其外書物ニも相見ヘ候、尚又持伝候感状類之写

〈写真欠失〉

岡松氏

八軒

但、由緒不相分、先年々唱來候

清原氏

五軒

但、由緒不相分、先年々唱來候

野花氏

三軒

但、大友氏領國之頃々細川候御領地迄郷士之類ニ而相勤候哉、其頃給人と唱候由、古キ上棟札ニ野花一郎兵衛新二郎杯相見ヘ候、壱人ハ肥後江罷越、壱人當所ニ相残り候、子孫□□申伝候

桜木氏

庄や 三平

姓和氣 家之紋丸之内ニ花次泻

但、下成仏村庄屋同姓、祖父新右衛門当村先庄や乙右衛門不勝手退役後庄屋役被仰付候

新右衛門

但桜木兵左衛門二男、幼年之節御貧窮ニ而富来浦町家へ十四才々四年奉公、夫を元手とし田地受返シ家竈普請等出精致、四拾壹才之夏役義被仰付廿貳年相勤引替り候、其節村方百石余未進役中ニ相片付、先庄や借用三拾石是又引受納所、役所諸帳面調書、其余愛染堂・成仏寺寄進物大般若經以下數、寄進、村内所、⁽²⁾堂院建立、下成仏禪林寺・稻

宮⁽³⁾・觀音寄進物、文殊・両子寺・泉福寺常夜燈寄進、其余桜宮・秋葉・興尊寺・本護寺・大恩寺涅槃絵・長野大聖寺木仏、屋山長安寺・求菩提山等諸所々寄進数々之進ミ候、六拾式才之時役義御免、夏六月高野山西生院ニ罷越出家と成、同所ニ於て寄進七年同所ニ而仏事相當、天明元年丑十月廿一日同所ニおるて入定致候、其節西生院書面長手とハ候へ共珍敷候故、左ニ写

一筆啓上候、先以秋冷候御座候得共、弥御安全ニ可被成御座□察候、然者觀照房義去朝野院⁽²⁾江願旨有之承候處、元来拙僧登山仕候義、是迄一切御咄しも不仕候得とも七ヶ年も御山ニ相勤候ハ、高祖大師御入滅之通ニ入滅可仕候、國元ニ而登山仕罷在候得共、近年御寺も普請彼是ニ付去年々延引致罷在候處、當春以来々日、齡リ此分ニ而者中、當年中ハ存命得致し申間敷左候へハ兼而之念願も成就致申、左様ニ候得者一生之殘念、依之十月廿一日二者入滅致候可申間、左様御聞可被下也、今朝觀照坊被申候ニ付野院も甚驚入候、先左様之存心御無用と留候へハ、いケ様被仰下候義も拙僧一生之願大師も右之御入滅之処御差留メ被下候段乍憚□奉存候と被申、是非十月廿一日二者いケ様ニ御留被下候而も入滅可致、是非御留メ被下候得共格別之存心御座候と被申候、依之野院も法願之事差留メ候而ハいケ様之事出来之程難斗、依之觀照坊江野院申候者、先國元幸次郎殿并定助殿江右之段御届ケ申上候事と申候得者、其段ハ兼テ申遣置候間弥、十月廿一日ニ入滅致し候趣御申遣し被下候得者宜と被申候而、何分十月廿一日二者大師之通ニ入滅可申由ニ而いケ様申候而も得心不申候、兼而左様思召可被下候、去依万事入定之化法等□□ニ付近日々兩庄諸用「」可申候、左様之事ハ高野山ニ而も毎年も有申候事ニも無之、五ヶ年ニ壱人程者有之事ニ候へ共野院方ニ而ハ覺不申候、自身日、支度被致候、野院ハ不及候、寺内之者共も此節右之様子承リ御立ハいつれも甚殘念至極と計申□野院義幸次郎殿ニ而も御登山有之其上之事と色々申談候得共老人之八ヶ年も此方右之覺悟

相定毫年延引ニ相成段ハ御当寺普請中一年ハ見合罷在候大師様・本尊様御再建も当月中二者出来不申、兼而此段も国元江申遣し置候得者、此段も近日此上者残申心少シ無申候御聞済被下候上ハ生、世、大願成就難成ニ斗ニ而十月廿一日之入滅日之□□兼申候、右之通御座候得共出家之大道人心過申事二者候得共甚殘念不過申候、野院共ヶ様ニ存心ハ無申候、觀照坊ニ野院も□リ度存候、頓首

九月廿七日

高野山
西生院

桜木幸次郎殿

甚助殿

養子

幸次郎

後改名平内

其子

寿三郎

當時在役仕候

後改名三平

右者御尋ニ付書上候處相違無御座候、以上

文政九年戌□

成仏村□□

三 平

II 寺社関係資料

焼畑の記録として興味深い。

ここには四点の史料を収載した。

まず1・2は、清流川が貫流する国東市国東町大字小原のうち、上流域にあたる上小原の庄屋平尾家に伝来した史料である。ともに、表題はなく後掲の表題は内容をふまえた上で編者がつけたものである。

1は堅帳仕立てで紙数は四丁、上小原の神をまつる社を書き上げたものである。ここには、天神宮のような鎮守だけでなく、小規模な石祠のみの社も網羅されている。本文をみるとわかるように、各々の社には「森主」（守主の意味であろう）が記され、地域の人々によつて社が管理運営されていたことをよく伝えている。

次に、2は1と同じく堅帳仕立てで紙数は五丁、上小原の仏をまつる寺院や小堂および寺院に附属する鎮守を書き上げたものである。ここでも1と同様に、上小原に所在した仏をまつる施設を網羅し記している。ともに、表題はなく、今回各々の内容から1を「上小原神社小祠等書上」、2を「上小原寺院仏堂等書上」と名付けた。

こうした1・2の内容からして、両者はセットで作成されたものといえる。ちなみに、2の末尾には天保七（一八三六）年の年号があり、これをふまえると1も同時期に作成されたものと考えられる。また、これらの史料は、本文中に抹消部分があることから、控もしくは下書きという性格のものといえよう。なお、翻刻にあたつては、抹消部分は省略したことをあらかじめお断りしておきたい。

次に、3と4はとともに文殊仙寺（国東市国東町大字大恩寺）の住職日記である。既に、文殊仙寺の住職日記は、昨年度刊行した『豊後国国東郷の調査 資料編』に天明元年のものを収載したが、これは前欠で年間を通じた寺の姿を充分に捉えることができなかつた。そのため、今回は近世寺院の年間行事や生活などをしきことができる二つの日記を掲載した。内容面で一点のみ指摘しておくと、寺の田地の田植や「なぎのふ」と記された焼畑の管理など、農事に關わる記述が散見されることが注目される。特に、焼畑に關しては、一八世紀後半から一九世紀初の

〈凡例〉

①体裁は原本に従つたが、改行および闕字は逐一指摘せず、割注は一行にまとめて活字を小さくして表現した。

②用字については基本的に常用漢字に直した。

③変体仮名は、々（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外は平仮名に直した。

④翻刻にあたり、便宜上読点・並列点を補つた。

⑤宛字あるいは誤字・誤用とみられるものについては、そのまま表記し、（マ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。

⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「　」で示した。

⑦本文が記述された後、挿入された文言については「　」でくくつて表現した。また、挿紙についても同様に「　」で示した。

⑧頭注については、文言を「　」でくくつて表現した。

1 上小原神社小祠等書上（年末詳）○個人藏

<p>一本 杜三尺 四尺 但家根板葺さや武間 三間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 九尺 但、家根板葺さや武間半 三間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 九尺 但祭礼日六月廿五日 九月廿五日</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 九尺 但、家根板葺さや武間半 三間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 九尺 但祭礼日六月廿五日 九月廿五日</p> <p>茅 葦</p>
<p>一 山神宮</p> <p>但祭礼日十一月中ノ申</p>	<p>一 御証文地 下、畠老反</p>	<p>一 鳥 居高サ八尺三寸廻り三尺武寸</p> <p>奉造立華表</p>	<p>一 鳥 居高サ八尺三寸廻り三尺武寸</p> <p>但、屋根茅葺御供屋九尺 武間 造続</p>	<p>一 拝 殿武間 三間</p>
<p>神主 森主</p> <p>松木主税</p> <p>庄屋 桜木遠江</p>	<p>氏子中</p>	<p>神主 森主</p> <p>茂吉</p>	<p>氏子中</p>	<p>神主 森主</p> <p>茂吉</p>
<p>石生</p>	<p>石生</p>	<p>石生</p>	<p>石生</p>	<p>石生</p>
<p>一本 杜四尺 五尺 但家根板葺さや九尺 武間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 武間 但祭礼日正月廿日 六月巳日 十月亥日</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 武間 但家根板葺さや九尺 武間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一本 杜九尺 武間 但祭礼日正月廿日 六月巳日 十月亥日</p> <p>茅 葦</p>
<p>神主 森主</p>	<p>氏子中</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>
<p>庄屋 桜木遠江</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>
<p>石生</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>
<p>一本 杜三尺 四尺 但家根板葺さや武間 三間</p> <p>茅 葦</p>	<p>一 鳥 居高サ壹丈壹尺廻り三尺六寸 為所能願止而天不成登至無事伏祈武運長久</p> <p>宝曆四年甲戌九月如意日 氏子中謹立</p>	<p>一 鳥 居高サ壹丈壹尺廻り三尺六寸 為所能願止而天不成登至無事伏祈武運長久</p> <p>宝曆四年甲戌九月如意日 氏子中謹立</p>	<p>一 拝 殿九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>	<p>一 拝 殿九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>
<p>神主 桜木遠江</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>
<p>庄屋 桜木遠江</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>
<p>石生</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>
<p>一 山神宮</p>	<p>一 鳥 居高サ壹丈壹尺廻り三尺六寸 為所能願止而天不成登至無事伏祈武運長久</p> <p>宝曆四年甲戌九月如意日 氏子中謹立</p>	<p>一 拝 殿九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>	<p>一 拝 殿九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>	<p>一 拝 殿九尺 武間 但家根茅葺</p> <p>茅 葦</p>
<p>神主 桜木遠江</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>	<p>神主 森主</p>
<p>庄屋 桜木遠江</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>	<p>彦兵衛</p>
<p>石生</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>	<p>興導寺</p>

森主

順 藏

但祭礼日六月初申ノ日 十月初申ノ日

一 稲荷宮 石社高サ壹尺四寸 橫壹尺角

神主 桜木遠江
森主 利 八

但祭礼日三月初午日 八月初午日

茅 蒼

一 黒尊石之太麻^(マニ)

氏子中

神主 桜木遠江
森主 文作

一 鳥 居高サ八尺七寸 橫三尺九寸

但家根板葺さや九尺 武間

森主 角藏

天下泰平國家安民
宝曆十一己未二月吉日

一 中尾
金毘羅宮拝所 石社高サ壹尺四寸 橫壹尺角

森主 同人

神主 松木主税
森主 岩助

但祭礼日六月十四日 九月十九日

一 同所
金毘羅宮拝所 石社高サ壹尺四寸 橫八寸角

森主 同人
森主 角藏

一 本 社武尺八寸 壱尺八寸

但家根板葺さや七尺 八尺

茅 蒼

一 力堂
金毘羅宮拝所 石社高サ壹尺四寸 橫九寸角

森主 同人
森主 角藏

×

力堂
一 貴船宮 石社高サ壹尺八寸 橫三尺 入武尺

但祭礼日六月十四日 十一月十四日

神主 森主
茅 蒼 檻木遠江
達 藏

一 同所
金毘羅宮拝所 石社高サ壹尺四寸 橫九寸角

森主 同人
森主 角藏

口崎

一 貴船宮 石社高サ壹尺四寸 橫壹尺角

但祭礼日十月九日

神主 森主
茅 蒼 檻木遠江
達 藏

一 同所
金毘羅宮拝所 石社高サ壹尺四寸 橫九寸角

森主 同人
森主 角藏

2 上小原寺院仏堂等書上（天保七年・一八三六）○個人藏

横一間半

但以前瓦葺、宝曆年中焼失後茅葺

大陽山安國寺末

一 禅宗東方山保福寺

御証文附 高九斗七升三合五勺 下々田壹反貳畝四歩半

上小原

本尊 正觀音 御長一尺五寸

左 弘法大師 御長九寸

脇立 同斷 作者不詳

右 十六羅漢 御長一尺九寸

本堂 二宇一軒 長五間五尺
庫裏 橫四間

保福寺山嶺

一 天照皇太神宮 岩洞高三尺 橫式尺五寸

神體 日鏡

石神門 領二太神宮 柱三鹿鳴氏

但 高七尺

開基 保福寺殿前備州太守居叟保安 禪定門 神儀
半鐘 指渡八寸式寸 竪一尺一寸六分

石生谷保福寺支配

一 不動堂 長三間 橫一間半 茅葺

木仏座像

但 高七尺

堂主

両助

小鐘(三寸)受 円應無方 辰昏齋報 聞性響長
銘 見養德□林□識

見住何縁

本尊 不動明王 御長八寸

作者不詳

門

瓦葺

但、宝曆年中焼失後未建

保福寺鎮守

弁天宮

堅一尺五寸

野在山保福寺支配

一 虛空藏菩薩

仮体 自然大石

堂主

弥

七

平石

一 大日如來石堂 堅一尺四寸 橫一尺五寸

仮体 石仏 御長八寸

座像

堂主

□

助

保福寺

一 觀音堂

長式間

			野在西山
一	地藏大士石堂	豎三尺 橫二尺五寸	
	佛体 石仏	立像 御長二尺	
	作者不詳	作者不詳	
			堂主 政左衛門
同所	勢至尊石堂	豎二尺四寸 橫一尺四寸	
	佛体 石仏	座像 御長八寸	
	作者不詳	作者不詳	
同所	弘法大師石堂	豎一尺九寸 橫一尺四寸	
	佛体 石仏	座像 御長九寸	
	作者不詳	作者不詳	
			堂主 同人
同所	福嚴山照陽軒	長三間 橫一間半	
	御証文附高毫斗式升	下烟三畝	
	本尊 地藏菩薩	萱葺	
	作者不詳	作者不詳	
			堂主 同人
同所	慈雲庵	長一間半 橫一間半	
	本尊 阿彌陀如來	木仏座像 御長一尺一寸五分	
	作者不詳	作者不詳	
			堂主 八百藏 谷藏
同所	慈雲庵	長一間半 橫一間半	
	本尊 阿彌陀如來	石仏座像 御長一尺三寸	
	作者不詳	作者不詳	
同所	正寿庵	長二間 橫一間半	
	本尊 阿彌陀如來	木仏座像 御長二尺	
	作者不詳	作者不詳	
			堂主 萱葺 音松
同所	安國寺末平石		
	脇立 虛空藏	木仏座像 御長八寸	
	作者不詳	作者不詳	
保福寺末木別頭			
一	金剛山普明寺長式間	横一間半	
	本尊 觀世音	萱葺	
	作者不詳	作者不詳	
堂主 弥七			
堂主 天保七年 申			

3 公用并諸用控（天明二年・一七八二） ○文殊仙寺藏

同 大聖寺三而手永護摩相勤當山不殘出仕致候、法席之次第開白導師大聖寺
初夜護摩文殊仙寺、翌廿七日日中大般若導師文殊仙寺・朝護摩導師成仏寺

手永祈祷布施之控

天明二歳	現住永順
壬寅	当山
公用并諸用控	
壬寅 知事	

（一）

一 四匁 院主 弐匁五分 中之坊
一 壱匁 円了房 弐匁 勸教房
一 武匁 六位 文殊仙寺家来五分

一 十二日、大恩寺友左衛門方江祝言の祝儀武匁

一廿六日、岩栄吉方江祝儀四匁致ス、是又祝言致儀（一）

一同日、扇子箱来浦十五郎殿江金吾殿祝言祝儀致ス

一廿九日、六位入行始ル

一元日、中之坊江年始二行、雜煮出ル

一同 貞助方ニ而も雜煮出ル

一十七日晚、加左衛門方江雜煮若飯三被招也

一十日、老師百ヶ日ニ付両子寺様請致

御布施八匁、仏布施壹匁、布壹反上ル

但シ伴僧三匁家來壹匁

二月

一三日、成仏幸次郎殿高野參出立、錢別武匁致

一四日、彼岸中日堅来旦中寺參り例年之通

一十五日、長野光明寺七高祖勸化二錢十匁出ス

一十七日、安岐福田屋儀兵衛伴藤重郎見ル、酒壹樽・銀札武匁持參致ス

一十二日、六所權現石担成就願主中之坊 日音院 施主作治郎

一廿三日、講堂之底々金輪檀迄杉苗四拾本植ル、苗長の清七方々壳寄セ代銀壹

一本二付五文六分、但シ頭苗五尺程有リ

一廿日、長野小右衛門惣髮山伏許致候事、諦道ト名付候事

一大恩寺村金左衛門

一酒壹樽米壹升大麦武斗持參是も六位入行礼として相見候事

一廿六日、御札上福寿院取次、門田氏

一廿一日、當手永判形、富来藏へ使僧遣相濟

一廿二日、六位両子寺江加行、使僧二出ス

一廿三日、庚申座勤ム

- 一 長屋かべ縫ひ成仏治助壱工壱匁出ス
一 くりむね大風ニ而破損縫ひ成仏藤吉壱工壱匁出ス
- 一 廿八日、年行事回章到来、先達而本山回状准具此節出来ニ付本山奉納被評儀、
来ル十四日々岩戸寺山王会会席ニ相談ニ存候趣、年行事々申来ル
- 一 本茅成仏喜代七世話ニ而壱匁ニ七メニ而三拾六匁がん買置也
- 一 覚
- 三月
- 赤根村卯兵衛六位行見舞として酒壺樽持參、但シ宮〔 〕
- 一 中之坊病身ニ付隠居致度由、毎度被願候、右ニ付願之通隠居申付候
- 一 四日什物諸道具院主六位福寿院立会之上請取候事
- 一 後住六位と名付候而万事品々〔 〕院主請込置候事、猶亦當時円了房江中
之坊看主申付候事
- 一 六日朝伊吉方江寺役日善院遣ス
- 一 権現堂葺替家根屋成仏治助・九平作料式匁當寺々出ス、まかなひ寺中口役繩
かや山百姓中
- 一 七日、院主千燈寺・清淨光寺・靈仙寺泊リ、翌八日実相院・応曆寺・無動寺
・天念寺泊リ、翌九日長安寺・富貴寺泊リ、翌十日赤根村与助・作右衛門・
清兵衛方へ參宮祝儀致ス
- 一 十四日六位行見舞として淨滿寺々餅米三升使里平りん
- 一 同日両子寺御出
- 一 同 白銀式匁五分
- 一 墨壱丁
- 一 筆式本 祝儀式匁
- 一 文錢式匁 中啓
- 一 半紙 扇子箱
- 一 津並壱連
- 一 右西組六ヶ寺御出、茶つけ出し酒出ス、何も同道致大門坊山王会江出勤ス
- 一 山王講、三匁院主・五匁觀教房・五分日音院令奉納候
- 一 廿日、岩戸寺村安左衛門死去ニ付、千燈寺々以書狀燒香ニ相立候様ニ申來候
問、尋自罷越候事
- 同月浜田屋瀧藏殿江普請祝儀として白銀式匁持參見敷候事
- 一廿日、杵築天神坊入來、符左者に入壱つ持參見ル
- 中之坊屋しき
- 一 上々 九畝拾八歩 高八斗式升四合
上米式斗五升九合式夕
- 一 下々 四畝拾壱歩 高壱斗三升壱合
上米三升九合三夕
- かべ岩
- 一 下畑 壱畝拾七歩 高四升七合
上米壹升四合壱夕
- 畝メ壱反五畝拾六歩 高メ壱石四升式合
- 上米メ三斗壱升式合六夕
- 天明式寅年三月
- 右中之坊隠居致ニ付田畑上米ニ而山作中江作り候様申付候事
- 一廿五日、千燈寺御入來但シ礼物御持參
- 廿七日々本堂東居間うしろ厨の西長屋前手たつま葺替、廿九日迄相済、家根屋
上成仏手つたひ、岩戸寺村旦中山中御料拾式匁出ス
- 一此度長の和右衛門殿上京致付餞別として壱封進候事
- 四月分
- 一 腊日、千燈西之院祝儀壱匁懷紙壱包持參見ル
- 一 田深穀屋權右衛門文殊參詣立寄銀札式匁置候

二日夕延壱連かつら原々買取代六匁出ス

同日めうと石七兵衛方江參官祝ひ二壱匁五分祝儀致ス、

同日成仏寺院主殿へ式匁祝儀致、同日影山六平方江壱匁五分祝儀致ス

一七日、長野和右衛門上京留主見舞壱樽出ス、此度山門灌頂仏具建立ニ付満山

寺院銀奉納致へく之旨申来候

満山寺院奉納錢込

メ七拾文四百式匁九匁三分三厘

七十文式匁 文殊仙寺 五歩 中之坊

一拾四匁八分五厘

惣旦那中

右八寅四月年行司回章到来候写置也

一廿七日、六位護摩開闢二法印招請之為メ院主両子寺江罷越走路事、進物半紙

此外祝儀壱匁五分持參両子寺入溜候留主以書状申残置候事

五月

一三日夕六位加行護摩開闢二夜三日、同五日ニ結願護摩供廿三座執行、大衆両

子寺法印・兵部・成仏寺・淨滿寺・大聖寺・円了坊・觀教房・院主

一錢八匁

両子寺

一津並壱連

同断

一白銀三匁

同断

一錢武匁

兵部

一銀札一匁

両子家來

一錢四匁

大聖寺

一同五分

大正家來

七日両子寺江礼として林泉房遣ス

一六日、本山寺納錢俄ニ取立かたく候間、堅来庄屋善助殿江惣旦中辻借り式拾

目借用致候事

一十日、当寺分奉納錢拾七匁三分五厘使以淨觀錢両子寺相納候事

一中之坊隱居日音院相果ニ付於本寺引受葬送法事九日夕相勤十日仕上ヶ

一一日晚夕成仏寺ニ而伝教大師講組合打寄相勤候事、朝夕導師文殊仙寺

十二日、朝飯後般若転読導師文殊仙寺

十五日、大恩寺村金左衛門方江被為招請罷越候事

一十六日、大般若転読致候事

一此度本山奉納錢旦中江割符被申

一式匁式分五厘 赤根分九軒前

一三匁 岩戸寺村分拾式軒前

寅五月廿四日請取也

一四匁七分五厘 成仏分十九軒前

寅六月朔日良助持參請取

一壹匁七分五厘 大恩寺分七軒前

寅五月廿八日卯兵衛夕請取

一式分五厘 富来治平

一式分五厘

中村山ノ上卯左衛門

一壹匁 文殊山中四軒分

請取済

一七分五厘 めうといし三軒前

一式分五厘 わらミの諸兵衛分

惣メ拾四匁式分五厘也

一廿三日晚夕成仏善右衛門方江法事ニ院主行く

一錢三匁岩戸寺村旦中本山銀伊吉持參受取済

一廿五日、曾左衛門殿日音院悔ニ被見候事

一當山小役目三月以来和助一日勤ム

一廿六日、御札上使僧觀教房御城取次郷司宅右衛門

一中之坊死去之段、寺社田原氏江御届申上候事、右之段代官渡辺藤左衛門殿江

も中之坊死去之段届置
廿九日
一寺社方佐藤甚右衛門殿此度表御用番被仰付、跡役平井一郎左衛門殿宗門成

朔日、寺講參・成仏・赤根村參ル

二日、岩戸寺村參ル

三日、堅来村・大恩寺村參ル

同本山銀拾匁善助殿江返済藤七江渡ス

五日、来浦十五郎殿隠居、右跡役子息郷左衛門殿江相続、右ニ付祝儀ニ罷出候事

序ニ暑見舞温飴粉式袋進上候事

七日、めうと石新作方江被呼候事

八日晚々赤根村親年回付罷越候事

同日、来浦大聖寺江修堂料銀一袋、不残相渡候事尤錢請取手紙相置候也

十一日、杵築出府、十三日帰來

一 うとん粉 式袋 祝儀四匁 新寺社平井一郎左衛門殿

一 うとん粉 式袋 来浦代官竹本六兵衛殿

一 同 壱袋 三匁 石川卓助殿

一 同 壱袋 三匁 天神庵主江

家老衆暑見舞

田中蔵人殿・榎並喜左衛門殿・中根斎殿・加藤貢殿

用番衆同断
大矢与右衛門殿・八田安左衛門殿・大原佐五左衛門殿・佐藤甚左衛門殿

郡奉行衆見舞

六代官 八坂 渡辺藤右衛門殿 安岐 元田甚兵衛殿 小原 後藤伴藏殿

来浦 竹本六兵衛殿 竹田津 加藤喜内殿 兩子松原善太郎殿

一 十五日、中村茂治見ル、江戸土産として風呂敷持參、酒持參中食出ス

一 十八日朝、本村惣代として由松見ル、御酒花稻持參、ヒエまつり

一廿二日、成仏久左衛門方江招請參ル

一廿六日夕日音院四十九日、淨滿寺本智房相見法事致候事

一廿八日、堅来旦中令草取八人見ル

七月

朔日、堅来旦中草取十三人見ル

二日、堅来旦中草取七人見ル

五日、成仏寺江本智房病氣祈禱行

四日・五日両日、龜之甲なぎ野切ル、但シ式拾人役致ス、日よふ式拾式匁出ス

六日、大恩寺村草取六人見ル

七日、来浦村樂二行候、隠居所江うんとん粉一袋、大聖寺江白米一袋持參候事

八日、成仏旦中草取五人見ル

九日、同村旦中草取六人見ル

同日、成仏われ尾吉三方々きん粉式升持參見ル、是十日朝々輪檀無縫堂の回向料
也例之通

十日、長野和右衛門殿京都より帰着ニ付土産扇壹本持參

十一日、山嘉石衛門江請取之場所道切申付候事

右者長八□うしろ々寿福院の三ツ辻嘉石衛門分馬場之荒神敷々仁王之前迄嘉右

衛門分、右之通、先年々山百姓道切申場所極リ居候處、近年嘉石衛門自由ヲ致

道切不致候間、先例ヲ云立請取之場所尋目為致候事

十二日、山中百姓罷出当寺北岸さらへ道切相済

十三日、施餓鬼棚前かさり候事

十四日、盆參として堅来旦中令作あまり參ル

十四日朝、諸堂勤行墓所不殘水まつり致候

十五日朝、使僧円了房両子寺江遣、白米壹升・壹匁持參先例通

十五日晚、山百姓中ニ夕飯ニ招

十八日、庄屋本令樂の使書状來ル、觀教房樂請遣スのほり立林平出ル

廿日夕堅来旦中寺役ニ出ル

廿一日、淨滿寺止宿、夫々杵築江出府、但シ高榮寺ニ祝儀致ス

廿三日、殿様御礼被仰付、五ツ時ニ登城致、四ツ半時□逢相済、玄昌寺へ当住隱

居祝儀致

廿四日ニ帰寺、番僧林泉房人足与七

一 龜之甲なき野日よふ十七人役壹匁壹分ツ、

メ十八匁七分当山成仏致ス、外手人十三人役

一日よふ料前十七人役拾五匁五分出ス、但シ十人成仏五人ハ山

八月分

六日、大恩寺村庄屋平助酒持參見ル、當寺借用之儀三付同日修音院方々左平太様
之使見ル事、十四日々彼岸二入

十五日、弥左衛門方江月見二行

十八日晚々日音院百ヶ日法事致候事

十七日、彼岸中日参り堅来旦家々十九人参る、岩戸寺村旦中々式人參ル、赤根村

旦中々三人參ル

廿五日、御縁日青天散錢百拾式匁有り、場錢都合式拾壹匁あり

同日、安岐浦福力屋儀兵衛殿文殊堂江金燈籠上ル、嫡子榮作殿中食出ス家來式人

同日、赤根阿弥陀寺御出年玉壹匁持參、壹匁五分元誓老持參見ル

廿九日・晦日兩日広烟焼草始拾式人役切、成仏われおやとひ切日よふ九匁六分八
人役、手人四人

九月分メ

朔日、青天散錢六拾壹匁場錢九匁あまり

四日今本村伝七方江法事二行、此日帰寺

六日今岩戸寺村覺助方江法事二行、七日帰寺

八日、庄屋本々書状到来、右者九月三日綾部文右衛門殿死去之由申來候

同日、又書状到来、右者大坂御城代土岐美濃守殿先八月廿日御誓去被成候、依之

九月五日今七日迄御停止被仰付、庄屋今申來候

九日青天

十一日今來浦江罷越、光明寺江上京ノ祝儀式匁致ス、同断和右衛門殿江も致、岩

戸寺村元右衛門方江普請之祝儀式匁致ス、十三日帰寺

十四日、山内嘉右衛門方江參、法花經一部読誦終日懸リ帰寺

廿五日、大般若經転誦衆僧 円了房・觀教房・林泉房

廿六日、御祈祷上円了房御取次寺社方江書狀差出席ニ御燈明料米請取手形差出ス、

別寺社方御承知被成候

請取申米之事

一 合米五石也

右者文殊御燈明料当寅年分懸ニ請取申處実正也、依而請取手形如件

天明式年寅十月

田原源右衛門殿

平井一郎左衛門殿

右之通手形調覚出置也

廿八日晚々先住敬順法印一周忌法事執行、導師両子寺伴式人

布施物貰

一 拾式匁 布壹反 仏施壹匁 両子寺

一 式匁 門之坊

一 式匁 恵觀房

一 四匁 大聖寺

十月

一二日、長野村檢見奉行衆御泊リニ付当山作勞營之ため使僧觀教房差出ス、尚

又御郡奉行衆江使僧及面談候

三日、御郡奉行小串助右衛門殿當寺江御參籠被成候、小串□洞殿門道ニ而候

七日、寺社奉行所々書翰長野村今到来

一筆啓上候秋冷之節御座候得共弥無御別条御凌可被成珍重奉存候、然者先頃仰
下候御燈明料五石請取進候様被仰下度承知候、尤來浦藏ニ而御受取被成度由、
則切手相受取申候ニ付差越申候、御受取申上ニ而御返報御請取被成候段早々可
仰下候、右得御意度如此御座候、恐惶謹言

田原源右衛門氏長判

十月六日

文殊仙寺

常夜燈明料御差紙之写

差紙

文殊仙寺渡

右者来浦手永御物成之内於来浦藏御渡可有之候、重而御藏書替を以此差紙二引替可能申候、以上

寅十月三日

工藤兵助 判

二月

竹本六兵衛殿

来浦郷右衛門殿

十四日、院主宇佐參詣致前後ニ夜高田逗留致、十六日帰寺人足山和助

十八日、来浦祭り二行、浜村庄屋園右衛門殿普請祝儀銀札貳匁致ス、来浦郷右衛

門殿江も岐儀之祝儀四匁致ス

廿日今成仏幸次郎殿方江欲照房一周忌の法事二行、香奠三匁致ス、御布施八匁

一十月十七日両子寺願望ニ付上京御出船被成候、右ニ付留主間表立候事拙寺江
御出之節御 賴被成候事

一同廿三日、小宰相見ル、弥法印上京被致候付、帰国迄ハ両子寺之儀万事文殊
仙寺請持候事、尚又小宰相炭壺俵持參候ニ付もらい候事

廿五日今淨満寺仁聞講二行、朝夕導師文殊仙寺

廿七日はん々堅來喜右衛門方江法事二行、廿八日帰ル

十四日、講堂縁板ば取大工来浦德藏長の良助式人、作料三匁遣ス

晦日、当山祭礼、座本本坊

十一月分

朔日、氏神祭礼、院主相勤先格

二日、赤根祭り、院主行

半紙源藏殿江、普請祝儀四匁庄屋与惣治殿、白銀壺包安藤元哲老江、三日帰寺

七日、大恩寺平助方江被招請行逗留致、翌六日朝市右衛門方江被呼候事
十日、東叡山御回章淨滿寺乞到来致

公儀御触書之写

是迄寺院之出訴者本寺触頭之添簡を以奉行所江罷出社人之出訴者添簡無之罷出
候得共、以来地頭有之寺院之出訴者御代官・領主・地頭と本寺触頭両添簡を以
罷出、社人出訴者御代官・領主・地頭之添簡三而可罷出旨寺院社人江申触置、
御代官・領主・地頭ニ而も其旨可相心得候、右之趣万石以下以上共不洩様可被
相触候、以上

寅十月三日

工藤兵助 判

二月

一 摂州多田院勸化御免寺社奉行之連印之勸化状持參ニ而、当寅三月乞来戌三月

迄三山城・大和・摂津・尾張・近江・はりま・備前・備中・備後・安芸・周

防・長門・豊後・豊前・ちくこ・ちくせん・ひご・ひぜん・日向・さつま武

十ヶ国ヲ勸化致由申來〔 〕

満山寺院銘、

別紙

一 山門横川者慈惠大師御入寂之靈場、四季講堂者別大師法会執行之精舍也、然
所会料薄乏歴代大法会執行相続難弁、彼院内之大衆多年及悲歎之余り不得止
此度右大法会資料勸進奉願候所、願之趣格別之筋被聞召、則從貫主大王も御
喜捨被遊猶諸國一宗寺院江勸化御免被仰出候、然上者其冥加を存殊二者為令
祈天下安全令法久住寺院興隆之基本、物之多少によらず投臺財、永代令預大
法会執行之旨趣可有之候、抑開山伝教・慈覺・慈惠之上祖者仏法弘通之棟梁
ニ而別而法流一宗之出家者徒難窮最初蒙尊太弥思召繁榮之高祖也、然に來辰
年正月三日慈惠大師八百年之御遠忌被為當候ニ付取越、來卯年九月元三会御
執行被仰出候得者、右報恩得脱之志意趣可有之候事

但、右勸物者本寺又者仲間或者組合之内取集、來卯三月迄山門横川別当代
追而只今迄大寺以下之寺院法印付之書狀被差出候儀間、有之候、向後ハ法印様
と可被相認候

寅六月廿五日

仏頂院
真覺院

竹本六兵衛殿へ　山いも壱束・酒壱升、使僧林泉房ヲ以十一月廿一日会所遣
ス

満山寺院

十月廿四日、満頂具寺納銀請取書面両子寺江到来二付、由原山年行事懸合申事、

本山兮申来候趣ヲ控置也

一二白追而由原山兮銀五枚奉納候様致承知候、同山年行事之事當山并ニ輪門様
々御免許候　哉否之儀此方ニ而も左様之事一向不致承知候、勿論當山兮申付
候儀無御座候、尚与明吟味可來候、以上

十月廿四日

延命院
習禪院

一十一月廿六日、上成仏庄屋幸次郎・下成仏龜右衛門見ル、先達而成仏寺本智
房葬送之礼として壇樽・米一升持參、尚亦寺無住成候付、火番として當寺觀
教房遺置候事、尤村役人　旦中組合寺院兮も成仏寺無住ニ付万事之事文殊仙
寺引受候様ニ皆、被申候、右例任承置候事

一十二月四日、村庄屋許江行、右ハ講堂板縁修覆此度仰付、七ヶ村庄屋衆江右
入用寄進之事相談ニ祖右衛門殿迄委細申入置候

入用書付控

一五工　壱匁五分取　長野村大工　良助

一五工　壱匁弐分取　來浦村大工　徳藏

一六工半　壱匁三分取り　赤根木引　文藏

メ作料式拾壱匁九分五厘

一広嶋三寸釘弐自本

一たり四寸釘弐百七拾本

右代九匁三分

直メ三拾壱匁弐分五厘

一白米壱斗弐升五合職人飯米

右之通書付祖右衛門殿相頼置也、前酒中飯出ル早速帰寺

一六日、両子寺江罷越候事

一七日、寒氣見舞として木付江出府、両寺社江齋麥弐袋小串助右衛門殿江同式
袋、是ハ御赦米御取斗ひ之禮ニ進候事、御代官江弐袋、舛屋清助江一袋、天
神坊座主江壱袋薪代弐袋　遣ス、九日帰寺

一六日、年行事回章到来、此度山門慈惠大師捧納銀申來候事

御兩人取斗殊ニ小串助左衛門殿いか□□山分米壱石御赦米上々被仰付候、御札
之覺

円了房

岩戸寺

大聖寺

林泉房

十一月廿一日、當初長野村檢見奉行所へ使僧ヲ以文殊分御思召之筋御頼申上候處、
御兩人取斗殊ニ小串助左衛門殿いか□□山分米壱石御赦米上々被仰付候、御札
之覺

文殊仙寺

一壱匁

一 三分

中之坊

一 五分

成仏寺

一 壱匁四分三厘

成仏寺旦中

廿六日、米一升夫金平ヲ以赤根作右衛門方江倅之悔ニ遣候事、同銀札十匁錢武匁

米一升安藤元哲老江歳末暮礼旁ニ金平持セ遣ス

一 四拾六匁五厘講堂修覆銀

廿八日二村祖右衛門殿方々到来致受取

一 四匁四分五厘 わらミの

五匁五分八厘 大恩寺

一 拈式匁四分七厘 富来

七匁八厘 寺山

一 五匁九分六厘 浜崎

五匁三分式厘 柳迫

一 五匁一分九厘 浦手

右之通、七ヶ村割符祖右衛門殿江頼置候處、手代弥右衛門殿御世話ニ而早、御

取立被申候、此方江銀受取相済事、為後日控置者也

4 公私諸用雜記（寛政一三年・一八〇一）○文殊仙寺藏

寛政十三辛酉年

公私諸用雜記

義眉山

正月元旦 現住順応

享和元年
二月十三日改

一 元旦、例之通一之鶏鐘撞候山内雜煮葛原分年男見る、年玉毫升持參
一二日、一之鶏鐘撞成仏分若菜献上三見る、同日杵築宗門方迄使僧遣候、年内
廿八日晚城下松村又兵衛方々致出火御家老衆不残六軒町船手迄焼失致自身為

御機嫌伺可罷出之所、痛所有之候ニ付使僧遣候

一 三日晚、使僧帰る大庄屋殿杵築帰り御立寄一宿年礼之儀ハ御中飯ニ付御領分

一 統相止り候ニ付年礼ニハ不出候

一 四日、堅來修正会ニ使僧遣候

一 五日、成仏喜代七方ヘ先例之通年始ニ遣候壹升年玉

一 六日、殿様御中飯ニ付鬼会文殊講相止候、旦中年礼例之通來ル

一 九日、葛原広助方ヘ年始ニ遣候壹升年玉

一 十一日、心経会仁王門ニ蘇民木立候、注連引候、山内百姓惣出松植致候、雜

煮白酒出候

一 十二日、伊勢太夫御祓來ル、御初尾四匁九分遣候、山内中

一 十三日、朝百手座福藏方、拙寺祝詞致本寺分神酒代五分出候

一 十三日、寺社大原文藏殿分來書飛脚來ル

此度但馬守様御新葬御法号

寛量院殿節叟了儀大居士

右之通被仰出候御法事於養徳寺執行被仰付候ニ付、來ル廿日御当日ニ而先達而之

通納經有之候様ニ被仰出候、其心得ニ而御出頭可有之候、右申入候、恐惶謹言

正月十二日

大原文藏

文殊仙寺

寛政十三辛酉年

右直返書相認飛脚ニ渡候、藁蓑分以飛脚昨日中相届候様ニ庄屋本ニ申遣候

一 十四日、白屋半藏殿分使与吉年玉杉原式帖卷壹申來ル

一 十九日、城下江籠出候、廿日納経先達而之通宿寺正覺寺御齋被下候、御布施

一 金武百疋、其日直ニ帰リニ迎籠夫福藏・弥作・和助内分升平

一 廿一日晚分先住慈眼院三十三年之供養致執行候、兩子寺城下籠出御用ニ付還
留名代千燈寺御入來小僧老人組合之寺院不殘入來、斎米壹升香料式匁宛御持
參御布施五匁宛致候、兩子寺名代ニ六匁伴僧三匁人足五分致候、晚齋麥後一
菜夜食朝粥御齋一汁五菜

一 廿四日、雨天晚勤行、例之通
一 廿五日、青天參詣少し

一 場錢壺々七分、酒屋式軒式々五分、散錢拾九壺々五分

一廿六日、御城へ御祈祷上使僧兵部遣候、寺社役所へ相届候所御忌中相済候得

共百ヶ日不過中御祈祷御請不被遊候二付天神坊へ御礼預置候様ニ寺社奉行被

仰候ニ付預置帰り候

一廿八日より於成仏寺手永祈祷相勤旧例之通、同日ガ鬼会替り之祈祷致執行候、
護摩供三座大般若壺座、晦日日中迄相勤相濟帰り

一廿四日、講堂葺替道つけ夫村ガやねや壺人夫七人来ル
一廿五日、青天、散錢八拾四壺々、場錢七壺々三分、酒屋三壺々五分
一廿六日、講堂葺替ニ懸リニヤねや富來ガ上り大恩寺・藁蓑ガ八人手伝夫十三
人寺山

一廿九日、屋根や九人、手伝夫十三人富來村

人寺山

二月分

一朔日、青天勤行例之通

一場錢八壺々四分、本堂六拾八壺々、五壺々酒屋式軒

一二日ガ堅来次右衛門所三仏事ニ付行

一三日、富來会所江寺判ニ使僧兵部遣候

一六日、堅來定八方へ願成就大般若転誦二行、同晚親式人の法事相勤候

一七日、彼岸之中日、堅來村ガ寺參り有之候

一十日、奉公人取付候栄藏儀助、同日鬼会替り之御祈祷護摩供壺座大般若執行
致候

一一日、大正寺先住七回ニ付行候

一二日、東叡山御回章式箱淨満寺ガ持來ル、慥ニ受取成仏寺ニ縛候

右趣ハ御尋者備中國賀陽郡井手村百姓伊七年式拾式歲母ヘ疵付立逃候人控書
此節楞伽院病身ニ付退役明靜院へ被仰付住心院室被仰付候

執當

円覺院

住心院

一十四日、当谷筋庄や中へ年頭旁使僧遣候、鬼会替り之御祈祷御札目錄壺枚二
て庄屋衆へ遣候、小門江小札壺枚ニテ遣候

一十五日、涅槃会、青天參詣少し

一十六日、堅來勝兵衛母死去ニ付取置二行

一十七日、庄屋本ガ飛脚先達而年内向田村喜兵衛子虎松拙寺弟子ニ貰置候所剃
髮願書差出候申來り候、則印形仕差出候

一廿四日、講堂葺替道つけ夫村ガやねや壺人夫七人来ル
一廿五日、青天、散錢八拾四壺々、場錢七壺々三分、酒屋三壺々五分
一廿六日、講堂葺替ニ懸リニヤねや富來ガ上り大恩寺・藁蓑ガ八人手伝夫十三
人寺山

一廿九日、屋根や九人、手伝夫十三人富來村

人寺山

三月紙

一朔日、勤行例之通、やねや十人十五人浦手大恩寺、講堂葺替仕舞候、壁之繕

三人三工講堂積り見分工数メ四拾工、手伝夫六拾八人七ヶ村割符覚

一山茅 三百五拾メ 一中繩 八束八ツ繩三百式拾尋 一たるき竹 六拾本

一大竹 四本 一屋中竹 四拾八本

一道竹たし 三拾本

一ほこ竹 六束 一わら 五メ

屋中竹之分ハ壺本ニ付六分五厘ニテ

たるき竹壺本ニ付式分五厘ニテ

ほこ竹壺東ニ付壺々式分ニテ

右竹之分ハ七ヶ村ガ買立當寺ガ壳候

一薄菰 四拾枚 繩 壺東 堅來村

一薄菰 三拾枚 繩 壺東 深江村

右菰替大破ニ付加勢頼候

一四日、日中ガ行護摩開闢

一七日、護摩結願組合打寄候

一九日、左弁在所ニ帰ス

一年号改元享和元二月十三日今

一一日、来浦新三郎殿招候小串竹洞殿・玄庸殿其外年内客之節不參之ものあ
ら／＼招、十一日逗留、十二日御帰り

一十四日ガ於神宮寺ニ山王講致出勤

岩戸寺先達而色衣致候ニ付先年満山衆評大門坊本寺職之旨衆評有之候ニ付、滿

- 山集会之節ハ着用不致様両子寺々先達ニ被申候得共、宮様より御免之色衣ニ候ヘ
ハ致着用出勤候、右ニ付追、満山衆評可致旨申合退散候
- 一十五日、帰寺
- 一十九・廿日、大恩寺村庄屋伝助殿所江行、右当寺修堂料燈明料借付置候所年
内々利分不参ニ候ヘハ旦那中及相談候所年数も久敷事代替りニも候間一通り
元利返弁致候様ニ申遣候所十年賦ニ致候筈ニ申極帰り候
- 一廿日、堅来貞藏所年回ニ行、法花壱部説誦致候
- 一廿二日、くりのうらひろ葺替、やねや七人・手伝夫七人、下やね復し返し候
ニ付むね巻之程残ル
- 一廿三日やねや式人來ルふきしまひ候
- 一廿五日、連夜乞勤行例之通兩天參詣無シ
- 一廿六日、両子寺ニ行、満山老分寄有之候、右者岩戸寺一件評議控書別ニ致置
- 一廿七日、岩戸寺村庄屋本へ行、岩戸寺一件相談致候
- 一同日、春烟稗植候
- 一晦日、庄屋本分來書、此節御免札御改替被成候ニ付浦手会所ニ差出候様申來
り候、即日使僧会所ニ差遣候、御免札三枚為()
- 一当山和助御未進方過分有之候ニ付、ばゝ之畑九畝廿三歩十年季ニ拙寺買置申
候、代銀札百匁年明候節元銀返弁之上右畑相渡可申筈証文相調來り申候、元
銀返弁無之候ヘ八年明 候而も何ヶ年も拙寺方へ作り申候筈ニ申極候、代銀
之儀百匁之内六拾匁庄屋本へ相立候、残分四拾匁當暮迄返弁之筈ニ申遣候
- 一廿七日、七ツ時両子寺飛脚到来、今日満山老分中寄合有之候間拙寺へ相見ヘ
候様ニ申來り候、猶又岩戸寺一件書物にも有之候ハ、持參御請申來り候、直
ニ両子寺へ行、一宿相談不決候
- 四月紙
- 一朔日、雨天堅来喜右衛門方へ供養ニ行
- 一三日、堅来勝兵衛方へ年回ニ行
- 一四日、両子寺二行、右岩戸寺一件之儀ニ付
- 一七日朝、成仏寅藏方被招行、同日花堂葺
- 一八日、誕生会天氣よし、參詣すくなし
- 一九日、御料絵踏奉行參詣御初穂上ル
- 一十四日、庚申座勤ル、和助不參
- 一十五日、岩戸寺村庄屋喜久右衛門殿方々岩戸寺一件口上書為持遣候、拙寺々書状添
別ニ口上書控置候
- 一十六日、使僧大貳両子寺へ遣候、右岩戸寺村口上書為持遣候、拙寺々書状添
則両子寺々受取之返書
- 一廿日、なきのふけつり仕舞候 十三人当寺々遣候
たゞらか迫 十式人茂三郎々出ル
- 一廿三日、植豆、向之坊中之坊六人
- 一廿六日、赤根忠兵衛致死去被招候故諷経ニ行
- 一朔日、勤行例之通
- 一二日、広畑麦しのふ武石八升
- 一四日、広畑稗植候、四人
- 一七日晚、祖師講相勤候、大正寺々使僧中将見る、大門坊当寺役ニ付不參
- 一十一日、七嶋植候
- 一十二日、大庄屋本江御免札受取使僧遣候
- 一十三日、麦しのふ仕舞候
- 一十九日、田植成仏村々雇人覚
- 一喜代七、貞助、三右衛門、八十八、喜七、由太郎、安次郎、利三郎、伴藏、達
蔵娘、久兵衛娘、松次郎、庄蔵、禎蔵、九蔵、用助娘、福蔵牛共、与一娘、円
海跡、金平、
- 久右衛門、市五郎、佐一、友助内、市次郎内、新兵衛娘、元助娘、善治妹、
山内茂三郎牛共、福蔵、和助、藤三郎、弥作内、磯助、栄蔵、舛平
飯焚として家内五人
- メ三拾七人
- 田坪猿ばミ中之坊田・寿福院田・一之木戸中之田・馬場之田畠 メ五反、苗不

足馬場之田三畝斗残る、苗殊之外あしく不立日二付納たね壱斗渡し

一廿四日、藁蓑疫神除大般若転読、衆僧寺内法善、左弁、兵部、大貳、役人・

組頭・肝煎大札、村中戸口札角大師小守人別閑札

一廿六日、御城江御祈祷上左弁遣候、本寺破損届致候

御届申上候覺

一本堂茅屋根東のひら損し雨絶漏り候、何卒近、御繕被成下候様奉願上候、宜

敷御改被仰 上可被下候、以上

享和元年酉五月廿六日

平井一郎左衛門殿

文殊仙寺 判

大原文藏殿

右之通月番文藏殿方相届置候

一本村分儀右衛門見ル、此間大般若之為礼酒壱樽花米持參

一廿九日、氷瀬田植人数 弁藏、三十、菊松、福助方式人、庄作、藤次郎内三人

人

六月分

一朔日、講参成仏六人 福寿院烟粟致候

一二日、岩戸寺村赤根村分講参り、寿福院烟護摩^(マ)時候仕舞候

同晚分當所祭礼

三日、朝權現宮・稻荷・山神祝詞致候、座本福藏、神酒代五分出候

一三日、堅来旦中大恩寺村旦家講参り

一四日朝、講参り、茂三郎・福藏・弥作・庄作・千代吉、成仏市五郎・用作メ

一七日、広畠稗けつり仕舞候

一十日、土用之入、作り上り休致候 茂三郎・福藏夕飯二呼

九ツ過々白雨致潤沢山

同日、山内虫除祈禱風病祈禱致候

一二日、堅来村分草取、広助・伊右衛門・喜右衛門・新助・宅右衛門・三平

・良助・伊兵衛・善次・勝兵衛・重蔵・貞蔵・多右衛門・次右衛門・半五

郎・久蔵・民蔵・源六・幸右衛門・嘉吉・猶蔵・定八・善助・卯助・庄蔵・

周平・忠次郎・代蔵・吉蔵・勝蔵・専太・又右衛門・儀蔵・喜兵衛

メ三十四人

一十四日分富來祭り、舛平・榮藏左弁帰ス

一十五日晚、庚申座和助夕飯二兵部遣候、皆、留主二付夜ハ出てなし出米粉壱

斗五合遣候、拙寺も被呼候得共不快ニ付不參

一十六日、赤牛かへ候、仙助へ右之牛遣候、拙寺分進銀五拾匁遣候

一十七日、杵築暑見舞ニ使僧左弁遣候、先例之通

一十八日朝、先例之通本村分組頭庄藏倅入來、紫竹觀音祭り致候、酒壱樽初尾

麦壱斗三升持 参

酉歳反別覺

一大麦三升 本寺 一 同式升 和助 一 同式升八合 茂三郎

一同壱升五合 与七 一 同式升 弥作

メ壱斗壱升三合

右ハ來ル廿日・廿一日兩日之内藏納候様申來候

庄屋本分和助相納候

一廿八日堅来多右衛門方法事二行

一廿八日堅来多右衛門方法事二行

七月紙

一三日、岩戸寺村旦中草取二雇候、三右衛門ハ蕎麦なきのふけつり候ニ付不參

之由申來候、元七肝煎三而不參、弥三郎病人有之ニ付不參

一八日、岩戸寺入來、麵粉式袋持參

一十日朝、成仏われ尾伝吉入來、金輪か檀無縁祭

一二日、山内百姓道切、当寺墓さらへ

一十三日、掃除施餓鬼棚飾り致候

一十四日、堅来旦中寺參り十七人

一十八日、富來樂ニ使僧兵部遣候、幟立福藏

一十九日分成仏寺旦用ニ付行、廿二日帰ル

一 廿三日、菜蒔候

一 廿三日夜、成仏村々飛脚平井一郎左衛門殿々來書

之候間、納経相願候ハ、可被仰付之旨申來り候、直返書右飛脚ニ為持帰ス、明日中成仏村々飛脚杵築ヘ相届候様申遣候

此度も先例之通納経仕度願出候、廿八日出府可仕旨返答致置候

一 廿八日、城下へ出府寺社一郎左衛門殿へ届致

廿九日於養徳寺納経獻物相済候御布施金弐百疋被下候

八月分

一 腊日、節句礼山内老人づ、見る、大雨

一 三日、広畠稗しのふ六人内斗三石六斗八升

式反五畝

同日、庄屋本々來書、此度塙割付有之候、文殊山内へ六俵割付取夫遣候様二申

來り候、則取夫山内々出候和助・藤次郎・弥作、當寺へ塙壺依取候

一 六日・七日兩日、幾藏・重兵衛雇、こづ板挽候

一 七日、榮藏来浦浜へ買物ニ遣候

一 十二日、土蔵葺替致候、やねや五人手子五人、七ツ仕舞

一 十六日、庚申座弥作待上申上致候、拙寺夕飯二行、座二舛平出候

一 十七日、彼岸中日参り堅来々四人

一 十九日、大洪水、田大分水押ニ成候

一 廿二日、両子寺御入來

一 廿四日、雨天、晚勤行例之通

一 廿五日、青天、參詣少し、散錢五拾匁、場錢八匁、酒屋五匁、同日成仏々客

入來

一 廿六日、一笨同道ニ而千代平方へ行(モ)

一 廿七日、中村山之上為七親相果取置ニ行

一 廿八日、大庄屋本へ参る、岩戸寺ニ立寄帰る

九月紙

一 腊日、青天、參詣少し、散錢三拾匁

同日田深村文平と申もの当山仁王門ニ而魚肉壳り申候所、寺世話人成仏宅右衛門・赤根貞之進見届候ニ付差留候得共、段、法外之儀共申候由承り候、右ニ付

田深村庄屋又右衛門殿へ右之段以飛脚申遣候、向後当山へ田深村之商人不參候様ニ申遣候

一 二日、飛脚福藏田深村庄屋本へ遣候、返書來ル

向後右躰之不埒もの商人登山不致候様ニ申來り候

同日、寺山伴七方へ盲僧一周忌ニ付行

一 三日、江戸々智乗房下着、當寺江帰り候

一 四日、岩戸寺入來、此間両子寺へ仁王之銘写差出候所、岩戸寺号名乗候儀八

満山当寺江ハ差控候様旦家組合ハ御勝手次第之由申來り候由岩戸寺書狀持參

ニ付披見候

一 十二日、成仏寺旦頭勝藏殿・佐右衛門殿・只右衛門殿入來、智乗房儀成仏寺

へ看主相頼度由申來り候、右此間亀右衛門殿入來之節不埒之儀被申候ニ付寺役断申候所、又ク拙寺へ頼度願出申候

一 十三日、成仏々只右衛門入來、右此度智乗房帰國ニ付成仏寺看住頼度由願出

候、看主遣候 答極置候

同日、東叡山回章淨満寺々到来、則印形相済成仏寺ニ遣候

一 十四日、智乗房道同致成仏寺へ行、看住之筈申極置候、万事引渡相済申候、

留主居恵定居候所、殊之外不埒之儀共間、有之候ニ付吟味仕候へハ其候皆ク江暇乞も不致帰り申候

一 十四日、広畠小麦植候、四人

一 廿三夜茂三郎所

一 廿五日、なきのふそば取候

一 廿六日、御城御祈禱上使僧兵部御札相納候、月番大原文藏殿

一 燈明料請取手形差出候、則差紙御渡被成候、使僧持帰り候

一本堂茅やね葺替之儀願出候、則届書相認差上候

廿七日、使僧逗留、廿八日帰寺致候

十月紙

十月朔日、江戸表妙泉房ら書状來ル、右智乗房罷下り候所、江戸表大不埒二

付養善院ヲ欠落致候旨申來り候

同二日、下成仏作左衛門親震性死去ニ付、成仏寺無住故拙寺取置二行

同五日、下氷瀬田しのふ六人内共、糊三石六斗八升

一ヶ月六日、一ノ木戸馬場之田しのふ五人式石式斗八升

一九日晚、成仏寺へ行、智乗房先達而看主之筈ニ致置候得共、今月三日晚寺を

出申候間先当分留主番として真教房遣置候筈ニ申極置候

一十三日、使僧兵部大庄屋本ニ遣候、作り初尾米式升為持候、文殊燈明料五石

之御差紙壹枚

大庄屋本へ差出申候、山内烟方不作之當申遣置候

一十四日、以飛脚御代官所御郡所へ山内烟方至而不作仕候間少し之御救米被仰付候様御思召之書状相認御代官所へ差上申候

廿五日令於成仏寺仁聞講出勤致

一廿六日、淨滿寺・大門坊・岩戸寺・同道致、當寺ニ而先達而令大門坊跡之儀

彼是評議致候

一廿八日、後藤伴右衛門殿令來書、右ハ先達而文殊分烟方不作ニ付御當申上候

所、此節米壱石被仰付候旨申來り候

一同日、例之通來ル正月鬼会執行仕候間御祈祷料米例之通富來藏ニ御差出被下

候様七ヶ村へ申遣候

一右御救米割方米壱斗五升文殊様御初尾合八斗五升文殊分烟高割賦ニ致候様庄屋本へ申遣候

十一月分

一 腊日、本堂勤行例之通

二日、寺社大原文藏殿々來書

右ハ來ル八日寛量院様御一周忌於養徳寺ニ御法事御執行被成候、右ニ付納經獻物相願候ハ、御免可被成旨申來り候、早、申越候様申來り候

三日、使僧差出候、右ハ御納經獻物仕致願出候、先例之通奉納被仰付候、四日使僧帰寺

六日明方、中田令飛脚寺社大原文藏殿々來書、右ハ此節御納經之儀先例之通被仰付候、來ル七日夕迄罷出候様申來り候

七日、殿様御法事ニ付出府致候、伴僧左弁人足弥作雇榮藏遣候

八日、御納經養徳寺ニ而相濟候、直ニ帰寺致候、同晚令當山祭

九日朝、權現・稻荷・山神祝詞致

同日、大恩寺牧右衛門姉死去ニ付取置二行

十一日、兵部大貳入行致候

十五日夕方、寺山祭り二行

十六日、飛脚來、文殊堂葺替見分ヘ杵築令木元伝兵衛殿入來之趣申來り候、利左衛門殿・達蔵殿入來相待候得共、城下出火ニ付御延引

酉ノ御物成覧

一米六斗八升五合九夕 本寺 同四斗八升式合八夕 向之坊

一 同八升式合六夕 福寿院

メ壱石式斗五升壱合三夕

一 同四斗四升九夕 和助 一 同三斗五升四合四夕 茂三郎

一 同式斗六升八合壱夕 福藏 一 同壱斗七升六合九夕 与七

一 同式斗七升九合八夕 弥作 物メ式石七斗七升壱合四夕

御救米割賦覚

一 米壱石 上令被下

内壱斗五升 御初尾除ヶ

メ八斗五升 割符

一 米式斗式升八合	本寺	一 壹斗六升五合式夕	向之坊
一 同式升七合壹夕	福寿院	一 壹斗四合七夕	和助
一 同壹斗壹升八合六夕	茂三郎	一 同五升四合八夕	福藏
一 同五升九合四夕	与七	一 同九升式合式夕	弥作
右之通御救米烟高割符御書付いたし差上申候、以上			
酉十月十六日	文殊仙寺様	達藏	
御救米進物入用升二八匁づ、			
一 廿日、堅来久藏母死去ニ付取置二行			
廿日、成仏六人講参			
一 廿一日堅来旦中講参十五人			
一 廿二日、堅来太助死去ニ付取置二行			
同日、赤根・岩戸寺・大恩寺旦中講参り			
一 廿三日、三夜座勤ル			
一 廿五日、門木取薪取山内百姓惣出	朝なめし		
昼もち			
晚ぞう〔〕			
一 廿五日、来浦藏無尽長野林藏と拙寺仕舞座取候二付、会座浜会所ニ而仕候、当寺分左弁遣候、常太郎雇遣候			
入用惣辻四拾五匁壹分八厘			
内老人前式拾式匁五分九厘づ、			
一 廿六日、杵築御普請方木元伝吉・御入来、本堂茅やね葺替見分被成候御泊り、廿七日直ニ御帰り			
極月紙			
一 朔日、雨天ニ付木取延引			
一 三日、鬼会松明木取薪取百姓惣出			
一 四日、庄屋本分御用銀割符書付來ル			
銀札三匁五分七厘	本寺	一 同式匁五分六厘	向之坊
福寿院	一 壹斗八分三厘	同四匁式厘	茂三郎
茂三郎	一 同九分式厘	同壹匁三分八厘	与七
同九升式合式夕	与七	同式匁三分式厘	和助
右當酉年御上方御用銀被仰付割符書付差上申候、十五日銀相納候様小門江御申聞被成可被下候	文殊仙寺様	庄屋本	
酉十二月四日			
五日、白酒作り候、粧壹斗、米壹斗六升	文殊仙寺様	銀札三匁五分七厘	本寺
一 五日、杵築江寒見舞ニ遣候使僧左弁、寺社式軒喬麦粉式袋づ、郡所山芋束づ、御代官所江紙壹束、天神坊へ山芋、郡所御代官所へハ先達而御救米被下候御礼人足仲右衛門		同四匁八分三厘	福寿院
一 六日、拙寺内用ニ付来浦へ行、大庄屋本へ粉式袋遣候、長の榮右衛門方へ一宿		同九分式厘	茂三郎
一 八日、札持致、年始三百、杉原札四丁、鬼会札五十、杉原十式枚、大黒天札十四枚、同御影十四枚、蘇民札百四十枚、巻數三十		同式匁三分式厘	与七
一 十一日、成仏伴藏只右衛門方分御見舞来ル、食籠酒米		同式匁五分六厘	和助
一 十二日、舛平堅来ニ初尾物取ニ遣候			
一 十三日、垣縫ひ候、栄藏浦手ニ米壳ニ遣候、ふし木屋重藏方へ米四石式斗壳			
一 十七日、藁蓑分飛脚来ル、当冬来浦藏無尽取前之所大庄屋本至而逼迫ニ付御借り被成度被仰遣候ニ付、来ル戌三月限り御借申入候則借札来ル			
同日、田深谷御鏡帳配ニ遣候舛平			
一 十八日、米持へ仕候 白米壹石壹斗 餅米壹三斗壹升 粟少			
同晚庚申待座茂三郎所舛平出、拙寺被招候			
一 十九日、高田買物ニ遣、舛平栄藏日帰り			

廿一日晩、白屋半藏夫常右衛門一宿、素絹代式百九匁八分九厘相渡
廿三日、煤取山内壱人つゝ出仕三度賄 朝ぞう水

昼ほう長

晩かゆ

同晩三夜座和助所榮藏出候

廿四日、来浦新三郎殿大正寺・岩戸寺・大門坊へ歳暮二遣候、成仏へ増平遣
候

廿五日、文殊講中へ巻数配二遣候、大恩寺庄や本へ捨本、富来庄や本へ捨三
本、同日大恩寺伝助殿分銀札三拾匁受取

廿六日、米かし候、餅米壱斗四升、粟なし

廿八日、餅築舛平里二遣候

廿九日、掃除

晦日、松飾り山内百姓惣出、白酒出

同日、赤根求馬殿見る、曾右衛門方算用二遣候、銀札式百五拾匁私置候

(二丁白紙)

返書有石覺

一米武俵

一糲拾六俵

一麦武俵

一小麦一俵

一稗四俵

一味噌七丁半

一蕎麦三斗

一大豆壱石貳斗

III 水利関係資料

以下に収載した表は、昭和四一年度に実施された水利調査にもとづき、地元から提出された各井堰の調査票をまとめたものである。

調査票は昭和四二年一月の日付をもち、宛先は大分県知事となっている。調査票は、河川ごとにまとめられ、各河川に設けられた井堰の代表者が井堰名・受益面積・関係農戸数・灌漑期間などを記入したものである。そのため、井堰名は「～井堰」や「～頭首工」・「～用水」、受益面積も「～反～畝」あるいは「～ha」と記述内容も統一された規準がない。また、井堰の記載順序は基本的に上流からならぬでいるが、時として順序が異なる場合もみられる。しかし、今回は各調査票の記載内容や文字使い、記載順序は補正訂正せず、そのまま掲載した。また、備考欄に記入した取水方法などについても、同様に調査票に記入された言葉を基本とした。ただし、受益面積など、調査票の内容に関しては、調査にあたって改めて測量あるいは確認されたかどうかは詳らかではなく、その意味で客観的な数值であるかは明確でない。

つまり、この調査票の内容は、あくまで地元の方々へ特に調査票の記入者への認識に基づく所が少なくないのである。例を挙げれば、築造年代では富来川水系の「郷張用水」が明治二年五月六日と日付まで記している。水利調査票には、こうした築造年代について日付まで記したもののが散見される。これが実際の築造年代であるのか、改修年代であるのかは決して明確でない。ただ、少なくともこの時に何らかの形で井堰に手を入れたことは認められる。そのことが記録に残され、水利調査票作成時には築造年代として記入されたことが窺える。あるいは、来浦川水系の井堰の多くは築造年代を元禄年間としているが、これは同川上流域の山口池が元禄六年（一六九三）に築造されたことと無縁ではないだろう。おそらく、実際の築造年代は不詳であつたが、山口池築造という地域の歴史をもつて、調査票に記入したことが窺える。その意味で、築造年代に関しては記述内容が直ちに史実を伝えるものでないといえよう。

ところで、水利調査票をみると、井堰名という基本的な事柄で留意される点もある。端的な例を示せば、横手川水系には「猿返井堰」の名称をもつ井堰が複数みられる。これらは井堰が所在する小字名を付したものであり、今回の調査において当該地域で複数の話者に聞き取りを行ったが、なかには名前はないという井堰もあつた。これは、水利調査時から四〇年以上経過したため、井堰名が忘れられたのか、元来名称がないのか現段階では明らかにできない。あるいは、同じ横手川水系では昭和四二年の調査票に下在問頭首工とあるが、現在これは在問イゼとよばれており、水利調査票と現段階では井堰名が異なる場合もある。これも複数の話者から聞き取りしたが、現在では右のような呼称で統一されている。ちなみに、本書のIに収載した「成仏村明細記」をみると、一七の井堰が記されているが、その中には「市只井手」や「田仲井手」、「床波井手」など、調査票で確認できないものも多い。

このようにみると、井堰の名称は決して固定したものではないことが改めてわかる。時代によって、さらにいえば人によって名称が異なることも想定される。確かに、文政九（一八二六）年の「成仏村明細記」と現在とでは、井堰の統合などもあり、井堰の数・名称が異なることは、ある意味当然なのかもしれないが、昭和四二年から現在までの間でも同様のことが起つているのである。

それでも、昭和四二年の水利調査票は当時の井堰の数、井堰の構造、どのような作物をつくっていたのか、どのように取水していたのかなど、ある意味地元の「生の声」が反映されており、重要な資料といえる。例えば、井堰の構造をみると、各河川とも下流域ではコンクリート造がほとんどであるが、中上流域にいくと、土俵や粘土などで築いたもの、「かりせき」のように石で川を堰き止めただけのものも少なくない。ここに、昭和四二年段階には多様な構造の井堰があつたことがわかる。それに、各河川の上流域では過疎などによつて放棄された水田が多い。当然、これに伴つて失われた井堰もまた多いのが現状である。その点でも、水利調査票は貴重な地域の「歴史情報」を提供する記録である。今回、こうした水利調査票をデータ化したことは、四〇年ほど前の調査記録が既に歴史資料となりえていることに拠る。

ちなみに、昭和四二年に作成された水利調査票は、国東郷域のすべての河川について伝存せず、深江川・高良川の井堰については、調査票をまとめた井堰一覧表で名称のみしか確認できなかつた。ただし、この水利調査をもとに、現地調査などをを行い、統一された書式でまとめられたものが昭和四五年の水利台帳である。水利調査票がない井堰は水利台帳で補つた。しかし、台帳では作物や取水方法などは記されておらず、台帳をもとにした井堰ではやむをえず空欄の箇所ができたことをあらかじめお断りしておきたい。

なお、本報告書とともに刊行する『豊後國国東郷の調査 本編』には、付図として国東郷域の灌漑体系図があるが、ここでは圃場整備以前の灌漑体系を図化することを基本とし、井堰名も一連の調査で聞き取つたものを採用した。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
来浦川	1	古城井堰	左岸	岩戸寺	7a	1	-	①水稻	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。
	2	倉カケ井堰	右岸	岩戸寺	8a	1	明治初年頃	①水稻	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・川幅3m、井堰幅0.5m。
	3	押ブチ井堰	右岸	岩戸寺	25a	3	-	水稻・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で灌漑。
	4	ケンノ木井堰	左岸	岩戸寺	27a	2	不明	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土で30cmせきあげる。
	5	向井堰	右岸	岩戸寺	13a	2	-	水稻・麦	石・コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	6	山際井堰	右岸	岩戸寺	10a	1	-	水稻・麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	7	川部井堰	右岸	岩戸寺	30a	2	-	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。 ・渴水時は明治池を利用する。
	8	三世仏井堰	右岸	岩戸寺	0.15ha	13	-	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、順番に関係者が灌漑する。
	9	小嶺井堰	右岸	岩戸寺	22a	3	-	水稻・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入。各自で灌漑。
	10	池の下井堰	右岸	岩戸寺	9a	1	-	水稻・麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・石を並べて自由に取水する。
	11	妙力井堰	右岸	岩戸寺	140a	10	-	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、水守が給水管理する。 ・渴水時は山口池を利用する。
	12	ガイテ井堰	右岸	岩戸寺	100a	8	元禄時代	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が管理。 ・渴水時は山口池を利用する。
	13	郷元井堰	右岸	岩戸寺	859a	-	元禄時代	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	14	大井手頭首工	左岸	岩戸寺	70a	9	-	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	15	古木戸頭首工	左岸	岩戸寺	128.3a	12	元禄2年	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、関係者の内1名が順番に管理する。 ・渴水時は山口池を利用する。
	16	道元井堰	右岸	岩戸寺	1ha	5	元禄時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。川幅8m、井堰幅1m。
	17	中野頭首工	左岸	岩戸寺	84.2ha	7	元禄時代	①水稻 ②麦・菜種・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。昭和20年頃までは渴水時のみ水番をおいた。
	18	中須賀井堰	左岸	岩戸寺	147a	-	-	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	19	板屋頭首工	右岸	岩戸寺	47a	-	元禄時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。水守は関係者が順番でなる。
	20	山口頭首工	右岸	岩戸寺	800a	8	-	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。山口池を河川以外の補給水源とする。 ・川幅24m、頭首工幅2.5m。
	21	梶原井堰	左岸	岩戸寺	57a	6	元禄時代	①水稻・タバコ ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は80cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	22	ツル頭首工	左岸	岩戸寺	2.6ha	-	元禄時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	23	屋敷田頭首工	右岸	岩戸寺	2.4ha	14	-	水稻・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	24	水口頭首工	左岸	来浦	4.4ha	32	元禄時代	水稻・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・水路途中で板幅40cmを用いて取水。水守が灌漑。渴水時は山口池を利用する。
	25	牧留頭首工	右岸	来浦	360a	9	-	①水稻 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。渴水時は山口池を利用。
	26	鍛冶屋園頭首工	左岸	来浦	6.37ha	-	元禄時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmせきあげて行い、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	27	松ノ木頭首工	左岸	来浦	850a	42	元禄時代	水稻・麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、幹線水路途中で調節し、水守が灌漑。
	28	寺田頭首工	右岸	来浦	2.5ha	20	元禄時代	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.2mの板でせきあげ、水守が灌漑。 渴水時は山口池を利用する。
	29	下長頭首工	左岸	来浦	358a	6	-	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.2mの高さにせきあげ、水守が灌漑。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
来浦川	30	杉園頭首工	左岸	来浦	495a	34	元禄時代	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cm幅の板でせきあげ、水守が灌漑。
	31	田ノ口頭首工	右岸	浜	2.8ha	-	元禄時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は45cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水時は山口池を利用。
	32	神後頭首工	左岸	来浦	404a	-	-	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	33	吉武井堰	左岸	来浦	253a	16	-	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は20cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	34	アミダ頭首工	右岸	浜	240a	-	元禄時代	①水稻・七島蘭 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、水路途中の水門で調節。水守が灌漑する。
	35	柳頭首工	右岸	浜	6.13ha	-	元禄時代	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	36	乙七島田井堰	左岸	浜	0.57ha	-	-	水稻・七島蘭	揚水ポンプ	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・昭和32年以前は井堰があったが、現在はポンプ。
	37	乙井堰	左岸	来浦	260a	23	-	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。
	38	樋の口頭首工	左岸	浜	17ha	88	明治初期	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅22m、頭首工幅3m。
	39	吉田頭首工	右岸	浜	2.4ha	-	元禄時代	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は65cmの高さにせきあげ、水守が管理。川幅21m、頭首工幅8m。
	40	浜田頭首工	左岸	浜	3.86ha	35	元禄時代	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は自然流入だが、水路途中の水門で調節。水守が灌漑する。
	41	古新田頭首工	左岸	浜	770a	30	-	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	42	新々田頭首工	左岸	浜	10.3ha	-	元禄時代	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
堅来川	1	貴船池第1頭首工	左岸	東堅来	12ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・字ほき・蔭中畠区間を灌漑。
	2	貴船池第2頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畠一円を灌漑。
	3	貴船池第3頭首工	右岸	東堅来	13ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畠と西ヶ平一円を灌漑。
	4	貴船池第4頭首工	左岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦・みかん	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・蔭中畠・花の木・鍛冶屋を灌漑。
	5	貴船池第5頭首工	右岸	東堅来	10ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦・みかん	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・花の木・鍛冶屋を灌漑。
	6	貴船池第6頭首工	右岸	東堅来	11ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高1mを板でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・鍛冶屋・鍛冶屋を灌漑。
	7	貴船池第7頭首工	右岸	東堅来	15ha	31	明治初期 (池築造時)	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は、中間幅1m、高50cmを石土でせきあげ、代表2名が灌漑。 ・鍛冶屋・鍛冶屋を灌漑。
	8	半ヶ井堰	右岸	東堅来	4.5反	13	明治10年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	9	広畠井堰	左岸	東堅来	0.87ha	7	明治初年頃	-	石張	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	10	大西井堰	両岸	東堅来	8反	6	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	11	川久保井堰	右岸	東堅来	5反	1	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	12	第1正友用水	右岸	東堅来	40a	1	明治10年5月1日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	13	園田井堰	左岸	東堅来	1町	8	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	14	砂子井手	左岸	東堅来	1町	8	明治8年4月	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mまでせきあげ、利用はその都度関係者全員で協議する。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
堅 來 川	15	上井手用水	左岸	東堅来	9反5畝	8	明治10年5月5日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。 麦・菜種は高畦栽培。
	16	六兵井堰	左岸	東堅来	8反	10	明治10年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ1尺ほどせきとめて行う。関係者が交代で灌漑する。
	17	宮ノ下井堰	左岸	東堅来	2町	-	明治元年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、「組合」順位で灌漑する。 ・昭和10年頃排水工事をしたが、最近湿田となり、再度工事を希望。
	18	ままがいぜ用水	左岸	東堅来	3ha	20	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。麦・菜種は高畦栽培。
	19	清水井堰	左岸	東堅来	4ha	43	明治20年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守2名が給水管管理。麦・菜種は高畦栽培。 ・大正初年頃は30戸・約3町であったが、後の湿田改良で左記の面積になった。
	20	堀田用水	右岸	東堅来	3ha	25	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。菜種は高畦栽培。
	21	梨木用水	左岸	東堅来	約1.8町	18	明治5年5月	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	22	浜田用水	左岸	東堅来	3町5反	-	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月初旬～10月中旬。 ・取水はせきあげて行い、世話人2名と水守が管理。世話人は選挙で選ぶ。
	23	塩屋第2貯水池	左岸	東堅来	60m ²	25	明治3年1月	-	-	・防火貯水池。年間貯水量60t
	1	文殊1号井堰	左岸	大恩寺	7畝	-	明治20年頃	-	石・コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2461、2464-1、2470番地を灌漑。
富 來 川	2	文殊3号井堰	右岸	大恩寺	4畝	-	明治20年頃	-	石・土	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2380番地を灌漑。
	3	清水井堰	左岸	大恩寺	5反	5	明治10年	-	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげし、水守が灌漑する。
	4	壁岩上井堰	左岸	大恩寺	4畝	1	明治40年	①水稻	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水はせきあげする。
	5	壁岩井堰	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	-	石・土	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は自然流入。 ・文殊2477番地を灌漑する。
	6	文殊4号井堰	右岸	大恩寺	8畝	1	明治20年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ30cmのコンクリでせきあげる。
	7	文殊2号井堰	左岸	大恩寺	1反	-	明治20年頃	-	石造	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬頃。 ・取水は自然流入。 ・文殊2479-1番地を灌漑する。
	8	永田井手	左岸	大恩寺	10a	-	明治10年	①水稻 ②麦	石積・コンクリート塗	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	9	永田補給用水	右岸	大恩寺	18a	-	昭和34年6月	-	ポンプ	・水田10a、柑橘園8a。 ・取水は4月～11月、日平均18000t。
	10	植松井堰	左岸	大恩寺	4反	-	明治10年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	11	池の下井堰1号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	12	池の下井堰2号	右岸	大恩寺	2反	-	明治10年頃	-	石・粘土	・灌漑期間は4月上旬～10月上旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	13	清水井手	右岸	大恩寺	1ha	1	明治以前	-	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	14	大久保井堰	左岸	大恩寺	8反	7	明治20年頃	①水稻	粘土	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は自然流入。
	15	上日向井手	左岸	大恩寺	1反6畝	2	明治10年頃	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は自然流入。
	16	日向井手	左岸	大恩寺	3反	3	明治10年	①水稻 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	17	用作井堰	左岸	大恩寺	1町4歩	8	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	18	屋根閉井手	左岸	大恩寺	1反5畝	1	明治10年	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげを行い、水守が灌漑。
	19	西ノ田井堰	左岸	大恩寺	5反	4	明治初期	①水稻	石造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	20	梶ノ木井堰	右岸	大恩寺	3反5畝	4	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	21	元屋敷井手	右岸	大恩寺	1反5畝	2	明治23年4月頃	①水稻・麦	紳積み	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	22	夫婦岩三重井堰	左岸	大恩寺	4反	2	明治10年	-	石造	・灌漑期間は4月～11月。 ・取水はせきあげを行う。
	23	奥田井堰	右岸	大恩寺	2反	2	明治初期	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	24	大平泰井堰	左岸	大恩寺	4反5畝	2	明治元年頃	①水稻	コンクリート	・取水は約1mの高さにせきあげる。
	25	山永揚水	左岸	大恩寺	3.5a	-	昭和37年3月	-	ポンプ	・取水は3月上旬～12月下旬。 ・果樹園消毒用水で、年100%利用。
	26	第2永田井堰	左岸	大恩寺	15a	1	明治10年	①水稻 ②麦	石積・コンクリート塗	・灌漑期間は5月上旬～11月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
富来川	27	猪原揚水	右岸	大恩寺	1反	1	昭和38年	①水稻 ②麦	ポンプ	・取水は6月～10月。 ・川中にポンプを設置。個人所有。
	28	篠原井堰	右岸	大恩寺	1反4畝	1	明治25年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で30cmせきあげる。
	29	池の口井手	左岸	大恩寺	2反2畝	-	明治15年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月。
	30	天神用水	右岸	大恩寺	1町	-	明治元年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は約50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	31	寺作2号用水	左岸	大恩寺	7反	1	明治10年5月 10日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は水深1mの高さによる。
	32	石川用水	左岸	大恩寺	1ha	-	明治元年	①水稻 ②麦・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・タバコは高畦栽培。
	33	宮ノ西用水	右岸	大恩寺	70a	-	明治元年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげる。
	34	当の前井堰	右岸	大恩寺	1町	8	明治15年5月	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。
	35	山下井堰	右岸	大恩寺	5反	3	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。
	36	宮の前井堰	左岸	大恩寺	1ha	5	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	-	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・昭和16年の洪水で決壊。以後は上方の井堰から引水。
	37	三保園井手	右岸	大恩寺	5町3反	60	明治10年頃	①水稻 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	38	西ノ田井堰	左岸	大恩寺	9反	10	明治10年頃	①水稻	石造に土盛	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	39	新井手	右岸	大恩寺	5町	-	明治20年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、池組の水守が灌漑する。渴水時は万治池・赤田池・三枚川内池を利用する。
	40	大井手井堰	右岸	大恩寺	1町3反	11	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	41	中井手用水	左岸	大恩寺	3反	-	明治20年頃	①水稻 ②麦・菜種	石造及びコンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	42	宮の裏用水	左岸	大恩寺	約1町	-	明治10年頃	①水稻 ②麦	石作り	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	43	向田井堰(下)	左岸	大恩寺	7反	8	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水はせきあげて行い、水守が灌漑。
	44	田口揚水	右岸	大恩寺	5反	1	昭和30年	①水稻 ②麦	ポンプ	・取水は6月～10月。 ・新井手頭首工幹線水路へ注入。
	45	下り山用水	左岸	大恩寺	8反	9	明治10年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	46	ヒューガルポンプ	右岸	大恩寺	-	-	昭和20年8月	-	ポンプ	・渴水期の7月～8月のみ利用。
	47	一番井手	左岸	大恩寺	4町4反	35	明治10年5月 20日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。頭首工幅6m、河川幅15m。
	48	二番井堰	左岸	大恩寺	8反	11	明治10年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	49	古川用水	右岸	大恩寺	3ha	23	明治初年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が輪番で灌漑する。
	50	宮井手用水	左岸	大恩寺	3町	32	明治10年5月 4日	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、当番が灌漑。渴水時は溜池を利用する。
	51	実培用水	左岸	大恩寺	2町8反	18	明治10年5月 20日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。頭首工幅5m、河川幅15m。
	52	塔の本用水	右岸	大恩寺	1町3反	16	明治15年5月 20日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	53	下井手用水	左岸	大恩寺	3町2反 4畝	15	明治11年5月 16日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	54	徳丸井手	左岸	大恩寺	5反	4	明治10年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土壟で50cmの高さにせきあげる。
	55	新井手	左岸	富来	3.3ha	17	明治15年	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水時は明治池・古池を利用する。麦・菜種は高畦栽培。
	56	明治池・古池のサイフォン	-	富来	3.3ha	-	昭和26年	①水稻・七島蘭	コンクリート管	・5月上旬～10月上旬の渴水時に利用。 ・明治池・古池の水守が注水。溜池より新井手頭首工の幹線水路に注入。
	57	野瀬井堰	左岸	富来	8町5反	41	明治元年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。
	58	徳磨頭首工	左岸	富来	63ha	50	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、代表者が順番に各田に配水。
	59	池田上井堰	右岸	富来	5反6畝 28歩	10	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で30cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
富来川	60	池田下井堰	右岸	富来	3.4ha	22	-	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。麦・菜種は高畦栽培。
	61	郷張用水	左岸	富来	11ha	20	明治21年5月6日	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑する。渴水時は富来区有の旧・新池を利用する。
	62	中村新井堰	右岸	富来	2ha	12	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげる。
	63	中村頭首工	左岸	富来	1.8ha	8	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート・石張	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげる。
	64	富重用水	右岸	寺山	4.7ha	-	明治初年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は約1mせきあげ、個々で利用するが、渴水時は水守を付ける。
	65	買本頭首工	左岸	柳	12ha	80	明治初期	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵で50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。 ・河床沈下で、大正10年頃にコンクリートで石張とする。麦・菜種は高畦栽培。
	66	まさいぜ用水	左岸	柳	17.5ha	150	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～10月上旬。 ・取水は井戸掘中間凹地を約50cmせきあげ、水守2名が管理。
	67	まさ井手	右岸	富来	5ha	4	昭和初期	-	ポンプ	・旱魃期の5月上旬～9月下旬のみ利用。
	68	成綱頭首工	右岸	寺山	約5ha	20	明治時代	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	69	奈綱井手	右岸	富来	7反	4	昭和初期	①水稻	ポンプ	・旱魃期の5月上旬～9月下旬のみ利用。
	70	宮園揚水	右岸	寺山	3畝	1	昭和21年5月	①七島蘭	揚水機	・灌漑期間は5月上旬～8月下旬。
	71	田中用水	右岸	浜崎	2町	20	明治8年2月1日	①七島蘭・水稻 ②麦・菜種	土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	72	六反田井堰	左岸	富来	4ha	70	明治以前	①水稻・七島蘭 ②菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。菜種は高畦栽培。
北江川	1	上井手	左岸	北江	2.5ha	17	江戸時代	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	2	中井手	左岸	北江	1.5ha	11	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	3	堤井堰	両岸	北江	0.5a	6	江戸時代	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	4	長坪井堰	右岸	北江	1.2ha	13	江戸時代	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	5	西安井堰	左岸	北江	1.2ha	14	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	土石・コンクリート	・灌漑期間は5月～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	6	松井手	右岸	北江	1.7ha	23	江戸時代	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	7	源田用水	右岸	北江	7ha	-	江戸時代	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・灌漑は水守が行う。横谷池も補給水源とし、渴水時は約10回の配水をうける。
両子川	1	山田井堰1号	左岸	成仏	9畝11歩	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	2	山田井堰2号	左岸	成仏	1反4畝8歩	-	江戸時代	①水稻	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	3	下荒谷井堰	右岸	成仏	0.3ha	4	江戸時代	①水稻	土俵	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は土俵積みで0.5mせきあげる。
	4	両子川井堰	左岸	成仏	1反5畝	-	明治30年頃	-	石張	・灌漑期間は4月下旬～10月上旬。 ・常に1.5mほど石張りでせきあげるが、灌漑期間は約20cmせきあげる。
	5	中荒谷井堰	左岸	成仏	0.08ha	1	江戸時代	①水稻	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は0.5mせきあげる。
	6	平石用水	左岸	成仏	10a	-	明治初年頃	①水稻	自然流入	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・自然流入で灌漑は個人の自由で行う。
	7	山田井堰3号	右岸	成仏	8畝	-	江戸時代	-	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵積で55cmせきあげる。
	8	宮ノ木本水路	右岸	成仏	7反	-	明治13年頃	①水稻 ②麦・菜種	石積・内側赤土	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mせきあげる。廻り番で水引。 ・麦・菜種は高畦栽培する。
	9	山田井堰4号	右岸	成仏	3反	1	江戸時代	①水稻	土俵	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。
	10	おこしん堂井堰	左岸	成仏	0.2ha	5	江戸時代	①水稻	土俵	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	11	原の田井堰	右岸	成仏	2町4反6畝15歩	20	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・渴水期は番水とする。
	12	芋尾井堰	左岸	成仏	8反9畝	7	明治元年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあげる。 ・灌漑は水守の指示で行う。
	13	下古門用水	右岸	成仏	7反	5	明治10年頃	①水稻 ②麦	石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ30cmほどせきあげる。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
赤根川	14	上古門用水	右岸	成仏	3反	6	明治10年頃	①水稻 ②麦・菜種	石・土造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ1mほどせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	1	犬鼻水路	左岸	成仏	2反	1	明治初年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月中旬。 ・1mの高さにせきあげる。
	2	上犬鼻用水	左岸	成仏	7畝	-	明治初年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	3	下犬鼻用水	左岸	成仏	1反	-	明治初年頃	-	土俵積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	4	赤根川下	左岸	成仏	1反5畝	2	明治初年頃	-	木造または竹どい	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	5	犬鼻水路ノ上	左岸	成仏	7畝	1	明治時代	①水稻	岸石	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	6	赤根口下ノ1	左岸	成仏	2反5畝	2	明治初年頃	①水稻・麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	7	上赤根口井堰	右岸	成仏	1反	1	明治20年頃	①水稻 ②麦	土養積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は石を並べて水路に注ぐ。
	8	赤根口井堰	右岸	成仏	3反	3	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	岸積	・灌漑期間は4月下旬～10月下旬。 ・取水は土養で30cmせきあげて行う。
	9	赤根川用水	左岸	成仏	3反	2	明治10年5月10日	①水稻 ②麦類	土俵・そだ・石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	10	谷藏上部井堰	右岸	成仏	4反	5	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	土養積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は土養で30cmせきあげる。
	11	谷藏用水	左岸	成仏	2反	5	昭和15年5月10日	①水稻 ②麦類	セメント・石	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	12	芋尾第二用水	右岸	成仏	1反	2	明治初年頃	①水稻 ②麦など	土・そだ	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は代表者が灌漑する。
	13	堂ノ下上用水	左岸	成仏	1反	1	明治11年5月20日	水稻・麦など	石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげる。
田深川	1	堂ノ下井堰	左岸	成仏	0.12ha	2	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。
	2	留井頭首工	右岸	成仏	5反	3	明治初年	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	3	坂口用水	右岸	成仏	1ha	10	昭和16年5月14日	①水稻 ②麦・菜種	土俵・そだ・石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	4	月の小口用水	左岸	成仏	0.3ha	5	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬
	5	久保田用水	右岸	成仏	80a	-	大正3年5月	①水稻 ②麦・小麦・菜種	石造	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・麦類・菜種は高畦栽培。
	6	成仏寺井堰	左岸	成仏	50a	8	明治15年5月	①水稻 ②麦・小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	7	正の田用水	右岸	成仏	1町4反	1	明治初年	①水稻 ②麦・小麦	土石積	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	8	前畠用水	左岸	成仏	4反	4	明治30年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑する。
	9	西田用水	左岸	成仏	2.5ha	16	明治以前	①水稻・七島藺 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は6月上旬～10月上旬。 ・取水は関係者共同でせきあげ、以後は水守交代制。
	10	東田用水	右岸	成仏	1町5反5畝	9	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種など	石造・コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	11	向川原井堰	両岸	成仏	4.2ha	30	明治初年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.8mの高さにせきあげ、水守が灌漑。水守は2名で、毎年交代。
	12	古麻田井堰	右岸	成仏	1町	-	明治6年2月	①水稻・七島藺	コンクリート	・稻9反・七島藺1反。
	13	松目用水	右岸	成仏	5反7畝14歩	7	明治初期	①水稻 ②麦・菜種	土俵積	・灌漑期間は4月中旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	14	小野用水	右岸	成仏	2.3ha	17	明治初期	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	15	ホキノ下井堰	右岸	成仏	1町1反	9	明治初期	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	16	竹ノ上井手	左岸	成仏	1町9反	16	-	①水稻・七島藺 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	17	九ノ坪用水	右岸	成仏	2.5ha	-	-	①水稻	-	・灌漑期間は3月～10月。 ・昭和16年の洪水で流失。現在は岸ノ下井堰と統合して九ノ坪堰として使用。
	18	岸ノ下頭首工	右岸	成仏	1町5反6畝	-	明治初年頃	-	自然流入	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmせきあげる。
	19	八乙井堰	左岸	見地	4町6反4畝	30	明治初年頃	①水稻・七島藺 ②大小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげる。
	20	一の井手井堰	左岸	見地	13町	50	明治初年頃	①水稻・七島藺 ②大小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげる。
	21	中用水	右岸	見地	4町3反	40	明治5年頃	①水稻 ②麦・菜種	練石張コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は30cmほどせきあげ、代表者が灌漑。渴水時は中山池を利用。残水は大田井堰の水路に流す。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
田深川	22	大田井堰	左岸	見地	6町6反2畝	30	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は40cmほどせきあげる。
	23	押田井堰	左岸	見地	8町	55	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②裸麦・小麦	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mせきあげる。
	24	海瀬井堰	右岸	見地	約2町	15	-	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さでせきあげる。
	25	尾崎井堰	右岸	見地	2.2ha	21	明治初年頃	①水稻 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は土俵でせきあげる。
	26	門瀬用水	左岸	見地	1町1反4畝25歩	13	明治初年	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	27	堀田用水	右岸	見地	8ha	40	明治38年6月4日	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さでせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	28	盛俊井堰	右岸	中田	4ha	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は4月～10月。 ・取水は必要に応じ、又は一定の規制の下で行う。
	29	向井手井堰	左岸	中田	3反5畝	-	明治元年	①水稻	石造および土壌	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は高さ1mほどにせきあげ、代表者が灌漑。
	30	新涯井堰	右岸	中田	6町4反6畝	約50	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	砂防堤	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は高さ2mにせきあげ、代表者の指揮により、井手守が灌漑。 ・場合により、北の又9番、南の又11番迄あり、番水を6時間ごとにひく。特別の場合により、12時間制とする。
	31	中井堰	右岸	中田	7ha	40	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	32	小坪井堰	左岸	中田	14413歩	11	明治4年5月2日	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さにせきあげ、代表者が水守として灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	33	向田井手用水	左岸	中田	3町6反	-	明治13年3月	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート・土俵	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、約25cm位でせく。代表者が灌漑。
	34	鶴井手	左岸	中田	約5ha	20	不詳	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	石・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・減水時は、各田の反別による持時間で配水する。旱魃時は井戸水を揚水。
	35	川成井堰	右岸	中田	37.5ha	22	明治以前	①水稻 ②麦類・草種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげ、代表者が灌漑。河床沈下で大正10年頃、土俵積から石張とした。
	36	五太田井堰	右岸	岩屋	6町2反	35	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげる。
	37	東光寺井堰	左岸	立野	100a	-	-	-	石積	・灌漑期間は4月中旬～10月末日。 ・取水は約70cm水面をせきあげて行う。
	38	東光寺井堰	右岸	立野	200a	-	-	-	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～10月末日。 ・取水は約40cm水面をせきあげて行う。
	39	立野井堰	左岸	立野	500a	-	-	-	コンクリート	・灌漑期間は4月中旬～10月末日。 ・冬季は立野集落の非常用水。
	40	松井堰	左岸	川原	40ha	109	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・年間を通して、非常用水として利用。
	41	八尾井堰	右岸	原	5.3ha	-	-	①水稻 ②麦・菜種	土俵・石造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。昭和35年よりポンプを使用。
	42	安国寺本井手	右岸	安国寺	-	-	明治以前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑。
	43	吉木頭首工	左岸	吉木	12町1反	47	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。
	44	田深本井堰	左岸	吉木	476ha	125	文化3年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	45	下井手用水	右岸	安国寺	3ha	-	明治5年4月	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で0.5mの高さにせきあげて行う。麦・菜種は高畦栽培。
	46	つる井堰	左岸	田深	3ha	40	明治初期	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	47	興導寺水利組合	右岸	鶴川	約12町	-	昭和32年3月完成	①水稻	ポンプ	・取水は5月～10月。 ・大字安国寺843-2番地に所在。
	48	今在家ポンプ用水	右岸	鶴川	3町9反	1	昭和10年	①水稻 ②麦・草種	ポンプ	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげ、代表者が灌漑。
横手川	1	高地用水	左岸	横手	2a	1	-	①水稻	小石・砂等の盛り上げ	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mに高さをせきあげて行う。
	2	下米山井堰	左岸	横手	8畝	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mほどの仮堰をつくる。
	3	エーゲリ用水	左岸	横手	4畝	1	明治初年頃	①水稻	簡単な堰き止め	・灌漑期間は4月下旬～10月中旬。
	4	米山井堰	左岸	横手	7反	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mほどの仮堰をつくる。給水は協議の上時限割。
	5	前川井堰	右岸	横手	3反	-	明治以前	-	かりせき、土俵造	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどの仮堰をつくる。給水は協議の上時限割。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
横手川	6	下田用水	左岸	横手	1a	1	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.3mの高さに小石・砂等でせきあげる。
	7	尻田用水	左岸	横手	3a	3	明治初年頃	-	小石・砂・粘土等	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さに小石・砂等でせきあげる。
	8	車屋イゼ	左岸	横手	30a	-	明治15年	①水稻	土表	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	9	弥五郎用水	左岸	横手	2a	1	明治以前	-	土砂つくり	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	10	上猿返井堰	右岸	横手	20a	1	明治初年頃	-	砂防堤を利用	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。
	11	猿返井堰	右岸	横手	10a	2	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	12	猿返井堰	右岸	横手	4a	1	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土表及び石積	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。麦・菜種は高畦栽培。
	13	猿返井堰	左岸	横手	1反5畝	1	明治以前	-	かりせき、土砂つくり	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの仮堰をつくる。
	14	大迫井堰	左岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稻	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は約1mの高さにせきあげる。
	15	角石上井堰	左岸	横手	8a	2	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	砂防堤を利用	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。
	16	角石下井堰	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稻	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	17	下井堰	左岸	横手	2a	1	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	18	浄光寺井堰	右岸	横手	50a	4	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・井堰の高さは1m。
	19	角の木井堰	左岸	横手	1ha	11	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	20	瀬戸のかげ井堰	右岸	横手	10a	1	明治初年頃	①水稻	土俵	・灌漑期間は5月下旬～9月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	21	曲井堰	右岸	横手	60a	5	明治初年頃	①水稻 ②麦類・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は高さ1.5mにせきあげる。
	22	上西井堰	左岸	横手	3.6a	1	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土俵及び石積	・灌漑期間は4月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	23	瀬戸井堰	右岸	横手	1.2a	11	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種・タバコ	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	24	山田井堰	左岸	横手	4.5ha	4	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげる。
	25	馬場川頭首工	右岸	横手	6反3畝	5	明治初年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬から10月上旬。 ・取水は40cmの高さにせきあげ、イゼ頭が灌漑。残水は4611番地に排水。
	26	上前田井堰	右岸	横手	6畝	2	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	石積造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・麦と菜種は高畦栽培。
	27	岸の下用水	左岸	横手	5318歩	8	明治3年	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	28	前井堰	左岸	横手	1.5ha	15	明治以前	①水稻 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は4月下旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	29	一ノ尾井堰	左岸	横手	3ha	16	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は4mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	30	飛久井堰	右岸	横手	3ha	3	明治以前	①水稻 ②なし	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	31	ワサダ頭首工	左岸	横手	5町	30	明治初年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。
	32	山竹用水	右岸	横手	2町	15	江戸時代	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげる。
	33	前久井堰	左岸	横手	5町6反	34	江戸時代	①水稻・七島蘭	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・昭和29年完成の砂防堤を高さ50cmにせきあげる。縦反別を6つに区分し、当番制で灌漑にあたる。
	34	仙立井堰	左岸	横手	1町2反2畝	15	明治初年頃	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	35	蜂の坪用水	左岸	横手	3.64ha	-	明治初年頃	①水稻・七島蘭	簡単な堰き止め	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。不足の場合は水守をつけて灌漑。 ・流失の都度復旧して、現在に至る。
	36	寺井堰	右岸	横手	1町2反3畝	15	明治初年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	37	久保田井堰	左岸	横手	1町5反	13	明治初年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、イゼ柱(代表者)が灌漑。
	38	宗久井堰	左岸	横手	4a	6	明治初年頃	①水稻 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・取水は土俵でせきあげる。
	39	車屋井堰	左岸	横手	5a	-	明治初年頃	①水稻	石積造	-
	40	新田井堰	右岸	横手	2町5反	16	江戸時代	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・代表者が灌漑し、時間割で給水。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備考
横手川	41	菊永井堰	左岸	横手	9.8ha	52	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵でせきあげし、水守が灌漑。渴水時は平六池・新池を利用。
	42	古田用水	左岸	横手	1町5反	10	明治13年5月4日	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は90cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	43	竹下用水	右岸	横手	3反8畝	2	明治13年5月4日	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	44	向井堰	右岸	横手	2ha	32	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵で50cmせきあげし、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	45	新井堰	右岸	横手	5反	7	江戸時代	①水稻 ②麦・小麦・タバコなど	石積造	・灌漑期間は5月～9月下旬。 ・取水は昼夜2回に区別して行う。昼夜の区別は各年で交代とする。水量少。
	46	中須賀井堰	右岸	横手	0.6ha	-	明治初年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月～10月下旬。 ・代表者が灌漑。麦は高畦栽培。
	47	長木井堰	右岸	横手	8反6畝	8	明治以前	①水稻・七島藺 ②麦・小麦	石積造	・灌漑期間は5月～9月下旬。 ・順番をつくって、順次取水。水が不足。
	48	上在間頭首工	左岸	横手	9反	13	明治初年頃	①水稻・七島藺	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。
	49	車井堰	右岸	横手	3反5畝	5	明治初年頃	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、水番をして灌漑する。
	50	下在間井堰	左岸	横手	2町5反	-	明治初年頃	①水稻・七島藺 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水時は井堰下流に設置のポンプから幹線水路に注入。
	51	山吹頭首工	右岸	横手	11町1反	42	明治初年頃	①水稻・七島藺 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は板カラトで50cmせきあげ、代表者が灌漑。
	52	城川用水	左岸	横手	5.785ha	-	明治以前	①水稻・七島藺 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mほどせきあげる。
	53	杉の木井堰	右岸	横手	39ha	22	大正11年頃	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	54	原本頭首工	右岸	横手	115反	45	明治初年頃	①水稻・七島藺 ②麦類	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は60cmせきあげ、代表者が灌漑。渴水時は下流にポンプを設け補給。
高良川	1	高良12号井堰	右岸	横手	0.42ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	2	高良11号井堰	左岸	横手	0.42ha	5	-	-	野面石転石	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・自然取入。干天なし。
	3	高良10号井堰	右岸	横手	0.47ha	4	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。
	4	高良9号井堰	左岸	横手	0.32ha	4	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	5	高良8号井堰	左岸	横手	0.35ha	3	-	-	野面石練積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	6	高良7号井堰	右岸	横手	0.28ha	3	-	-	野面石 空	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	7	高良6号井堰	左岸	横手	0.6ha	5	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	8	高良5号井堰	右岸	横手	0.52ha	7	-	-	野面石空積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	9	高良4号井堰	左岸	横手	0.42ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	10	高良3号井堰	右岸	横手	0.83ha	7	-	-	野面石積	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	11	高良2号井堰	左岸	横手	0.32ha	3	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月10日。 ・干天なし。
	12	高良1号井堰	右岸	横手	0.26ha	2	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	13	木星2号井堰	左岸	横手	0.4ha	4	-	-	野面石積重ね	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	14	木星1号井堰	右岸	横手	0.2ha	2	-	-	石積	・灌漑期間は5月20日～10月20日。 ・干天なし。
	15	小井堰	左岸	横手	1.4ha	19	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～9月30日。 ・干天影響なし。
	16	ワサダ井堰	左岸	横手	2.4ha	28	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月10日～10月10日。 ・干天影響なし。
	17	陽弓井堰	左岸	横手	2.2ha	15	-	-	コンクリート	・灌漑期間は5月15日～10月10日。 ・干天15日、ポンプで補水。
赤松川	1	比砂門井堰	右岸	赤松	7反	11	明治初期	①水稻 ②麦・菜種	流れ込み	・灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ・取水は流れこみ水路。
	2	国広井堰	両岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稻	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月～9月。代表者が灌漑する。 ・砂防堤の上に仮堤を設ける。
	3	七島田井堰	左岸	赤松	8反	13	明治初年頃	①水稻 ②麦	帶工を利用。	・灌漑期間は6月上旬～10月中旬。 ・帶工の上に土俵積。
	4	前田用水	左岸	赤松	8a	-	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	砂防堤(石ねり)	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	5	揚水機(樋の本井堰)	右岸	赤松	10a	-	-	①水稻	ポンプ	・6月頃から取水。昭和38年頃からポンプを利用。水量豊富で紛争はない。
	6	長田井堰	左岸	赤松	7反	-	明治以前	①水稻	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・砂防堤に高1mの板張を設置。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
赤松川	7	天神井堰	右岸	赤松	20a	-	明治以前	①水稻	土石造り	・取水は5月中旬から開始。約1m土石でせきあげする。昭和初期まで水車を併用していた。
	8	出口井堰	左岸	赤松	5反	-	明治以前	①水稻	砂防コンクリート造	・昭和26年の洪水後、完成した砂防堤を利用し、井堰とする。
	9	保木の下井堰	右岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稻	-	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は当番制で行う。
	10	瀬戸井堰	左岸	赤松	3反	3	明治初期	①水稻	コンクリート造、土俵積	・灌漑期間は5月下旬～10月初旬。
	11	えのみ用水	右岸	赤松	9反4畝	11	明治初期(明治5年)	①水稻 ②麦	土砂・石で重ね合わせ。	・灌漑期間は5月月下旬～10月末日。 ・取水は1mの高さに土砂でせきあげ、反別により時間水で灌漑する。
	12	くぼた井堰	田澤川右岸	赤松	1 ha	-	明治以前	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は70cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	13	ヨンデ用水	右岸	赤松	5反3畝	7	明治初期(明治5年)	①水稻 ②麦・菜種	土俵積	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は土俵でせきあげ、水守が灌漑。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	14	ひやけ用水	右岸	赤松	1町	-	明治初期	①水稻 ②麦	土・石	・灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 ・取水は高50cm、幅1.5mにせきあげ、代表者が灌漑。
	15	六地蔵井堰	左岸	赤松	7反5畝	6	明治初期(明治5年)	①水稻	砂防堤	・灌漑期間は5月下旬～10月初旬。 ・取水は自然流入。
	16	三反田井堰	左岸	赤松	1町	-	明治以前	①水稻	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は仮堰を設け、関係者協議の上、時限割で給水する。
	17	ほりぬぎ頭首工	右岸	赤松	9反	-	明治7年	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は関係者協議の上、時限割で給水する。
	18	樋ノ本井堰	右岸	赤松	5a	6	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	帶工を利用	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・帶工を土俵でせきあげる。麦・菜種は高畦栽培。
	19	ハサコ1号井堰	右岸	赤松	7反	-	明治以前	①水稻	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・砂防堤上流の帶かために石で高40cmの堰を設ける。時間給水を厳守。水量などを変更する場合はその都度協議する。
	20	ハサコ2号井堰	左岸	赤松	1反5畝	-	明治以前	①水稻	砂防堤を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・砂防堤から取水。時間給水とする。
	21	天水井堰	右岸	赤松	1町5畝	-	明治以前	①水稻	帶工を利用	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・帶工上に高30cmの堰を設け、取水。渴水時は時間給水。
	22	上末藤井堰	左岸	赤松	4畝7歩	1	明治初期(明治5年)	①七島蘭	砂防堤の上に土俵積	・灌漑期間は5月上旬～9月上旬。 ・砂防堤上に土俵で堰を設け取水。
	23	末藤井堰	左岸	赤松	4反	1	明治以前	-	砂防堤の上に土砂積	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・砂防堤上に土俵で堰を設け取水。
	24	前田用水	左岸	赤松	8反4畝7合	-	明治初期	①水稻 ②麦・小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月下旬。 ・水守が灌漑。
	25	ひかけ用水	右岸	赤松	40a	2	明治3年5月6日	①水稻 ②麦	土石造	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・水守が灌漑。麦は高畦栽培。
	26	地間田用水	右岸	赤松	3.6ha	16	明治10年5月1日	①水稻 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、関係者が交代で灌漑する。
	27	安面井堰	左岸	赤松	7a	6	明治初年頃	①水稻 ②麦類	帶工を利用	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は帶工を土俵でせきあげる。
	28	ワサダ井堰	左岸	赤松	10a	9	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	土俵	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土俵でせきあげる。
	29	梅ヶ迫用水	左岸	赤松	70a	-	昭和25年5月	-	土養積	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・もとはポンプ給水
	30	明神井手	左岸	赤松	5町2反	-	大正以前	-	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・赤松地区1町4反、山吹地区3町8反
	31	面白用水	左岸	赤松	1町8反6畝15歩	-	明治初期	①七島蘭・水稻 ②麦・小麦	コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は約40cm土石でせきあげる。余水は水路末端から土手ノ内に放水。
	32	土手ノ内	右岸	赤松	6反	6	明治初年頃	①水稻	砂防堤、コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・期間中は順番に灌漑する。
	33	年永井堰	右岸	赤松	1町8反	-	明治初年頃	-	砂防堤、コンクリート	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は川を1mせきあげ、水番をして灌漑する。
三尾谷川	1	新池用水	左岸	安国寺	6町8反	40	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・草種など	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.4mの高さにせきあげ、水守が灌漑。三尾谷川から取水した水を一度新池にため、必要時に落水。
	2	安国寺小谷池井堰	左岸	安国寺	7.8ha	-	江戸時代	①水稻	石積み	・取水は6月～9月下旬。 ・池は3つあり、上池の水路は安国寺集落の新池と連結する。
	3	石堂用水	右岸	安国寺	4反3歩	4	明治10年3月	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。
	4	用造井堰	左岸	安国寺	78a	5	明治時代	①水稻 ②麦・菜種	石積・土養	・灌漑期間は5月下旬～9月中旬。 ・取水は2mほどの高さにせきあげる。
	5	上うは井手	右岸	小原	50a	-	-	①水稻・七島蘭	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は5月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。旱魃時は不足。
	6	かみした井手	右岸	小原	45a	-	-	①水稻・七島蘭	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は5月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、収穫後は取り除く。旱魃時は不足。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
三尾谷川	7	佐之助井手	右岸	小原	1町6反 28歩	9	-	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は6月～10月。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。
	8	上イデ頭首工	左岸	小原	1.52ha	13	-	①水稻	石張造	・灌漑期間は5月～10月。 ・取水は1.5mのせき高さにする。
	9	揚水機	左岸	小原	9畝18歩	1	-	①水稻	ポンプ	・5日に一度灌漑する。
	10	三尾谷下井堰	右岸	小原	1.73ha	18	明治10年5月 5日	①水稻・七島蘭 ②麦	石積・粘土	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげ、世話人が灌漑。
	11	三尾七郎丸井手	左岸	興導寺	1.2ha	8	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦	石積	・灌漑期間は5月中旬～9月下旬。 ・取水は0.6mの高さにせきあげる。渴水時は、面積により灌漑時間と規制する。
	12	三尾籠井堰	右岸	興導寺	100a	-	-	①水稻	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は5月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、取扱後は取り除く。
	13	ガニハゼ井堰	右岸	小原	630a	24	江戸時代	①水稻・七島蘭	土俵	・灌漑期間は6月1日～9月末日。 ・取水はせきあげて、代表が灌漑。
	14	小原越井堰	左岸	興導寺	45a	4	明治以前	①水稻 ②麦	石積・粘土	・灌漑期間は5月下旬～10月中旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、関係者で順序を決め、各自順次に灌漑。
	15	塩田井堰	左岸	興導寺	200a	-	-	①水稻・七島蘭	石積・粘土・ござ等	・灌漑期間は6月～10月。 ・作付前にイゼ組で石・粘土などでつくり、取扱後は取り除く。
	16	本別当1番井堰 (上井堰)	左岸	小原	6.4ha	4	明治初年頃	①七島蘭 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・渴水期に木別当池を利用。
清流川	2	本別当2番井堰 (楠木井堰)	左岸	小原	1ha	7	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート。	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水期に木別当池を利用。
	3	本別当3番井堰 (和助井堰)	左岸	小原	90a	9	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・渴水期に木別当池を利用。
	4	本別当4番井堰 (山ノ田井堰)	左岸	小原	15a	3	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・渴水期に木別当池を利用。
	5	谷畑用水	左岸	小原	40a	4	明治初年頃	①水稻 ②麦など	コンクリート。	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。渴水期に木別当池を利用。
	6	谷畑頭首工	左岸	小原	5反	4	明治初年頃	①水稻	コンクリート。	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。
	7	おゝさいぜ用水	右岸	小原	45a	4	明治初年頃	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。渴水期は木別当池を利用。
	8	山の田上用水	左岸	小原	15a	3	明治初年	①水稻 ②麦など	石造り。	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。渴水期は木別当池を利用。
	9	山の田下用水	右岸	小原	20a	3	明治初年	①水稻 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。渴水期は木別当池を利用。
	10	本別当9番井堰 (山の田井堰)	左岸	小原	20a	3	明治初年	①水稻 ②麦・菜種	土表・そだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水期は木別当池を利用。
	11	山田10番用水	左岸	小原	3畝	-	明治初年	①水稻 ②麦など	土表・そだ・石垣	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげ、水守が灌漑する。渴水期は木別当池を利用。
	12	上向田用水	左岸	小原	3反	3	明治初年	①水稻 ②麦など	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	13	御子守塔用水	右岸	小原	60a	8	明治初年	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	14	地田井堰	左岸	小原	30a	3	明治初年	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は2mの高さにせきあげる。
	15	砂子井堰	左岸	小原	30a	-	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さに板でせきあげ、関係者共同で灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	16	竹本頭首工	左岸	小原	2町	11	明治初年	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。
	17	上向田頭首工	左岸	小原	3反5畝	3	明治初年	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・施設管理は反別割で行う。
	18	向田用水	右岸	小原	12a	-	明治初年	①水稻 ②麦・菜種	石造り	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は3mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	19	大井堰	左岸	小原	45a	-	明治初年	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は板で1mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	20	葉山下用水	右岸	小原	1反	1	元治元年	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1.5mの高さにせきあげる。 ・昭和10年まで3戸が利用した。
	21	河田用水	左岸	小原	5反	4	明治元年6月 3日	①水稻・七島蘭 ・タバコ ②麦	石造・コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・昭和元年頃まで7戸が利用した。
	22	庄の下井堰	右岸	小原	40a	-	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	石積み	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mの高さにせきあげ、関係者共同で灌漑。麦・菜種は高畦栽培。

河川	番号	施設名	取水口	灌漑集落	灌漑面積	関係戸数	取水開始年代	作物	構造など	備考
清流川	23	流田用水	両岸	小原	6ha	-	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。
	24	鶴田用水	右岸	小原	30a	3	明治元年	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、関係者で話し合い、回り番で行う。
	25	墓田用水	左岸	小原	7反	7	明治初年頃	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	26	前田用水	右岸	小原	4反	4	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月下旬～9月下旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげる。 ・麦・菜種は高畦栽培。
	27	力堂用水	左岸	小原	2.5ha	24	明治初年頃	①水稻・タバコ ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	28	明前用水	左岸	小原	5ha	5	-	①水稻 ②麦	石積み	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水は1mせきあげ、水守が灌漑。渴水時は大皿より補給。麦は高畦栽培。
	29	奥屋敷用水	右岸	小原	52a	6	大正初期	①水稻 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は60cmの高さにせきあげ、水守が灌漑。渴水時は本別当池を利用。 ・新貝池上流に設置しているため、渴水時は新貝池が優先的に利水する。
	30	新貝用水	両岸	小原	3ha	17	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	31	小園井堰	右岸	小原	0.3ha	3	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	32	溝ノ下井堰	右岸	小原	1.7ha	14	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	33	菜追井堰	左岸	小原	6反7畝	6	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で50cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和38年コンクリート造になる。
	34	亀郷用水	左岸	小原	1町9反 5畝22歩	14	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で15cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和30年コンクリート造になる。
	35	小泉用水	左岸	小原	1町7反 8畝5歩	15	明治以前	①水稻 ②麦・茶	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は土表で50cmせきあげ、代表者が灌漑。木別当池の水を川に流したものを利用。麦・菜種は高畦栽培。 ・河床沈下で、昭和24年コンクリート造になる。
	36	岩の元用水	右岸	小原	2町1反 7畝10歩	13	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	37	浜田用水	右岸	小原	3町	18	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	38	見田用水	右岸	小原	2町7反	18	明治以前	①水稻 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は0.5mの高さにせきあげ、関係者が当番制で灌漑する。
	39	浜田下用水	左岸	小原	1町5反	10	明治以前	①水稻	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげる。
	40	大井井堰	左岸	小原	51ha	35	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	41	五反田井堰	右岸	小原	3.9ha	30	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月下旬。 ・取水は80cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	42	小井堰	左岸	小原	5.2ha	30	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦類・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は30cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦・菜種は高畦栽培。
	43	兼が井手	右岸	小原	7ha	5	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	河川の帶工を利用 河川の帶工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。	・灌漑期間は5月中旬～10月中旬。 ・河川の帶工を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	44	馬渡井堰	両岸	小原	9ha	7	明治以前	①水稻・七島蘭 ②麦	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は50cmの高さにせきあげ、代表者が灌漑。麦は高畦栽培。
	45	八反田井堰	左岸	小原	744a	48	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、旱魃時ののみ代表が灌漑。
	46	八反田助井手	左岸	小原	150a	20	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～9月下旬。 ・取水はせきあげて行い、旱魃時ののみ代表が灌漑。
	47	ひやけ用水	右岸	小原	2町1反 11歩	36	明治初年頃	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	土表	・灌漑期間は5月上旬～10月上旬。 ・取水は1mの高さにせきあげる。
	48	サオリいぜ	右岸	小原	5.91ha	50	明治初期	①水稻・七島蘭 ②麦・菜種	コンクリート	・灌漑期間は5月上旬～10月中旬。 ・河川の帶子を利用し、代表者が土管の口を開閉して灌漑する。
	49	富計井堰	左岸	小原	3ha	-	明治以前	-	コンクリート	-

河川	番号	施設名	取水口	灌漑 集落	灌漑 面積	関係 戸数	取水開始 年代	作物	構造など	備 考
	50	堤井堰	右岸	小原	60a	7	明治以前	①水稻・七島蘭	コンクリート	・灌漑期間は6月2日～9月末日。 ・取水はせきあげを行う。

※施設名をはじめ、本表の記載は基本的に調査票に記入されたものをそのまま掲載した。また、備考欄の灌漑期間などは箇条書に体裁を改めたが、文言は調査票の記述にしたがった。

※高良川水系と深江川水系は、調査票が確認できなかったため、昭和45年の水利台帳に拠った。

IV 石造文化財実測図

製作した石工の系譜をひく者の製作も想定できる。

昨年度に刊行した『豊後国国東郷の調査 資料編』（以下では『資』と略する）

では、三四点の石造文化財について実測図と写真を掲載した。今回は、その補遺として五点の石造物の実測図と写真を掲載した。

1 吉木九重塔（大分県有形文化財・大字北江）

田深川左岸の段丘上に所在し、高さは7mをこえる。実測図は、平成二〇年度に実施したデジタルオルソ写真測量に基づいている。この塔は、周囲を植え込みと樹木に囲まれており、今回の測量は一面のみで実施した。

今回のデジタルオルソ写真測量において、改めて確認された点について一・三触れておきたい。

一つは、九重塔の構造についてである。最下層にあたる一層目の塔身部分は一材であるが、一層目の笠より上は、基本的に一層目の笠と二層目の塔身が一材から成るように、笠とその上の塔身部分を一つの石材からつくる。その中で、下から四層目の塔身部分は下の笠と別材であり、明確な年代は不明であるが、九重塔の修理時に塔身部分を補つたことがわかる。

二点目としては、九重塔の最上部は笠のみを残し、上の塔身部分は欠失している点が挙げられる。ここから、現在は笠が九つの塔であるが、本来の姿はこれと異なる可能性も指摘できる。

2 正友二号板碑（大字東堅来）

二基は、堅来川右岸の水田の畦に並んでたつている。ともに、劣化が激しく、政友一号板碑は、一度折損したものを接合している。碑身の奥行があり、全体に前傾する姿などは、堅来川の支流鳴川右岸に所在する鳴三号板碑（『資』No.15）に似る。両者は1km弱の距離にあり、これらの点から、政友板碑は鳴三号板碑を

4 岩戸寺坊中二号五輪塔（大字岩戸寺）

5 迫家一号五輪塔（大字浜）

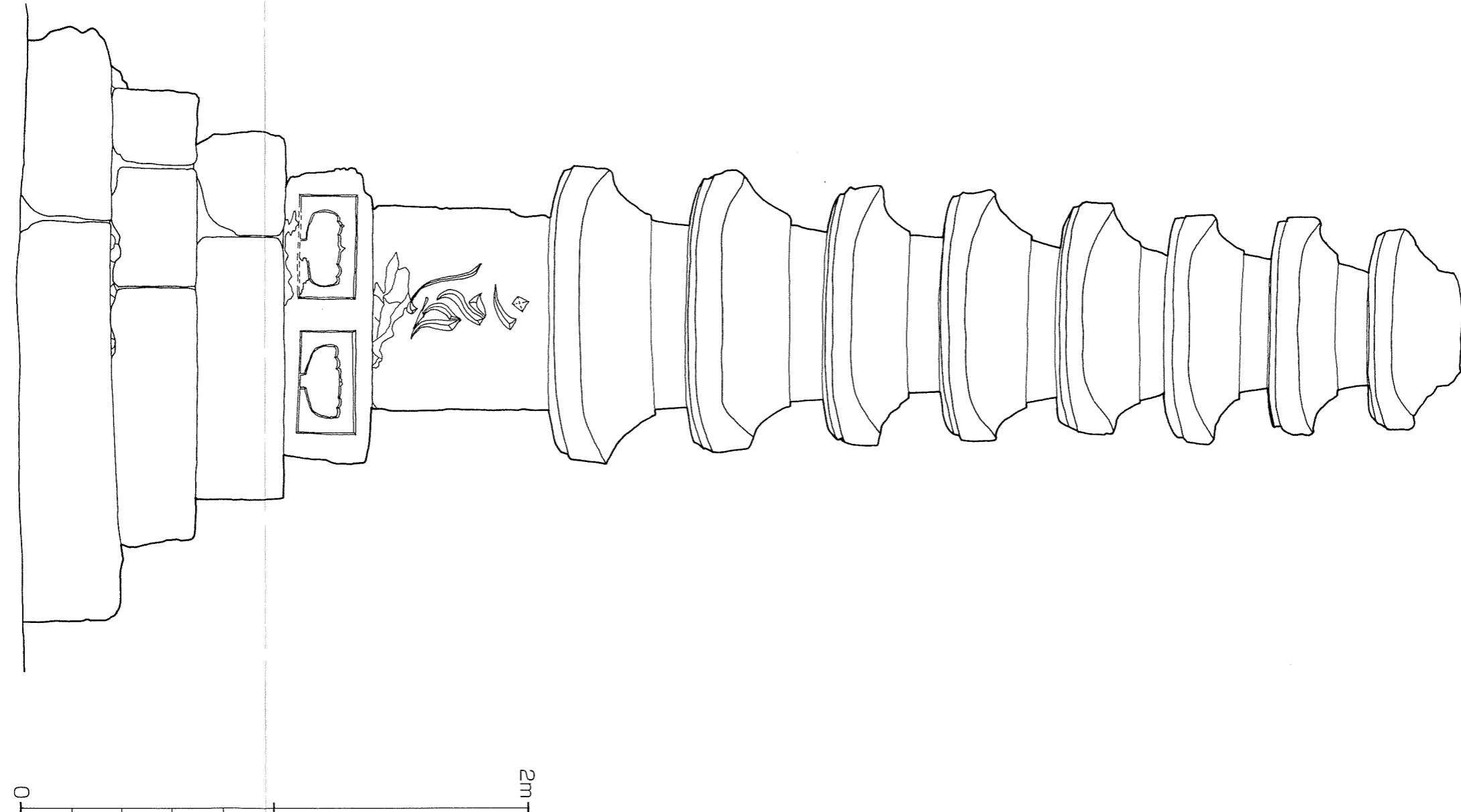
4は、『資』に掲載した五輪塔（No.30）と同じく、岩戸寺西側の「坊中」と呼ばれる地にある。同地には、五輪塔三基、五輪塔残欠四基分がある。このため、『資』掲載のものは、岩戸寺坊中一号五輪塔と名称を変更し、今回掲載したものは岩戸寺坊中二号五輪塔と呼ぶことにしたい。

この五輪塔は、風輪部分に蓮華をあしらつている所に特徴がある。現況は、火輪より上と水輪より下がずれた状態にあるが、火輪底部の柄の径が水輪の突起部分の径に合致することから、後世の組み合わせではないことが確認できる。実測図では、こうした石材のずれた状態を補正した形で示した。

また、5は大字岩戸寺の下流部に位置する迫坊の故地に所在するものである。同地には、『資』に掲載した宝篋印塔（No.21）があり、他に板碑や五輪塔が所在する。特に、五輪塔は三四基あり、以下に掲載したものはその一つである。このため、今後の調査研究の可能性もふまえて、ここでは右のように「迫家一号五輪塔」と名付けた。これも、4と同様に風輪に蓮華をあしらつっている。こうしたデザインの五輪塔は、他にも岩戸寺周辺で確認できることから、石造物の「地域性」を示す事例と位置づけることができよう。また、空・風輪の柄が火輪上部に穿たれてているが、これは火輪を貫通している。

なお、後掲の図面は、1が縮尺一〇分の一、2～5は縮尺一〇分の一である。

図1 吉木九重塔



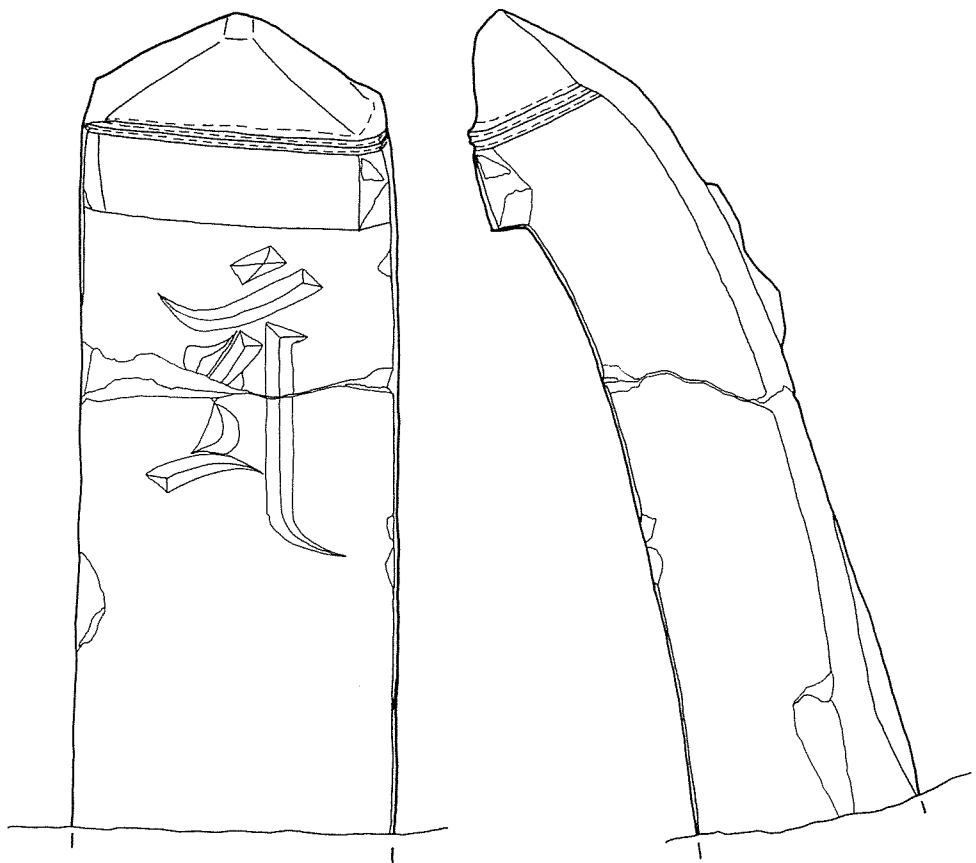


図2 正友1号板碑

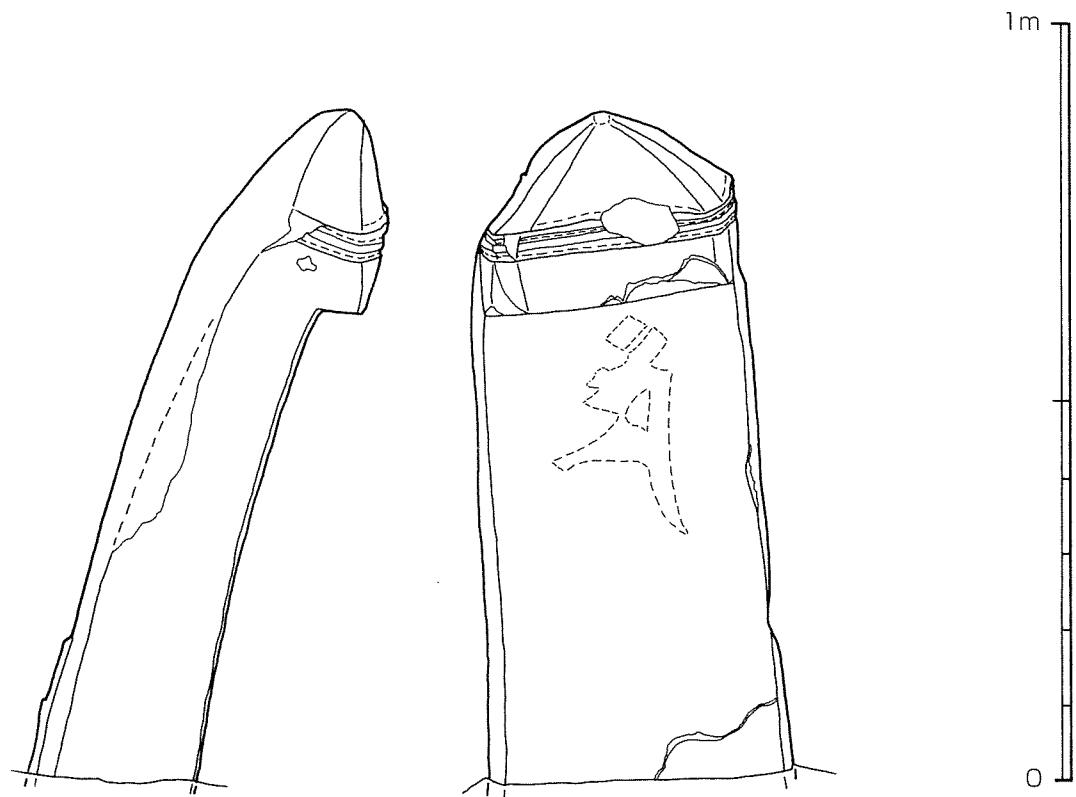


図3 正友2号板碑

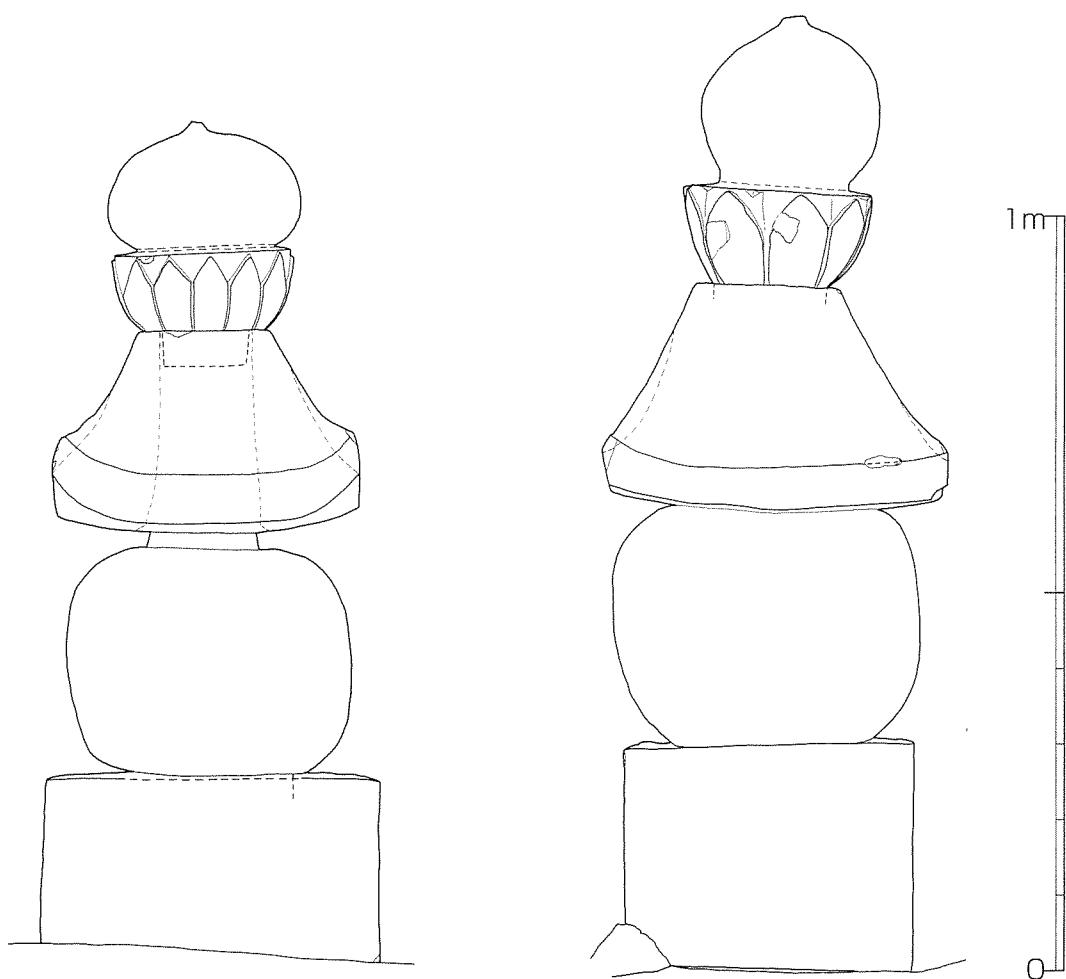


図5 迫家1号五輪塔

図4 岩戸寺坊中2号五輪塔



写真2 吉木九重塔上部



写真1 吉木九重塔



写真4 正友2号板碑



写真3 正友1号板碑

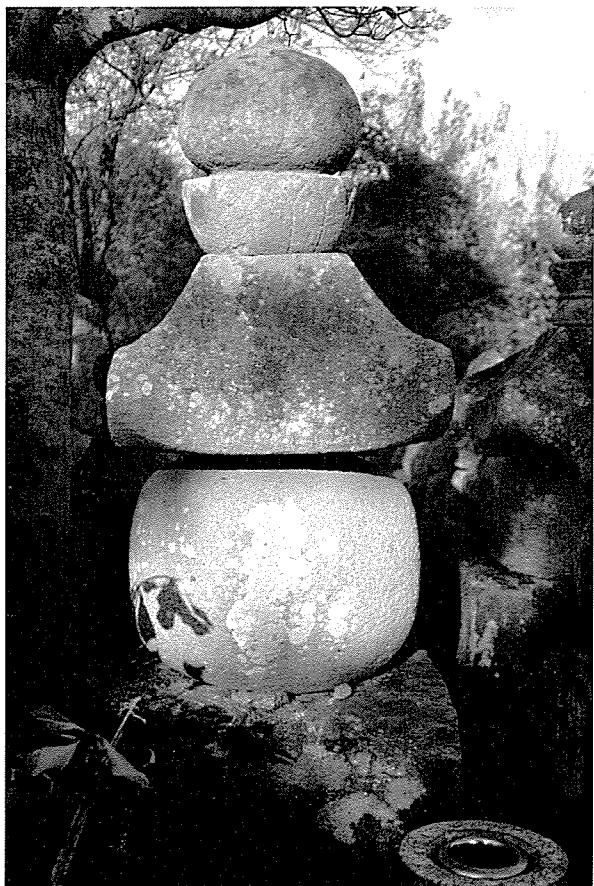


写真6 迫家1号五輪塔

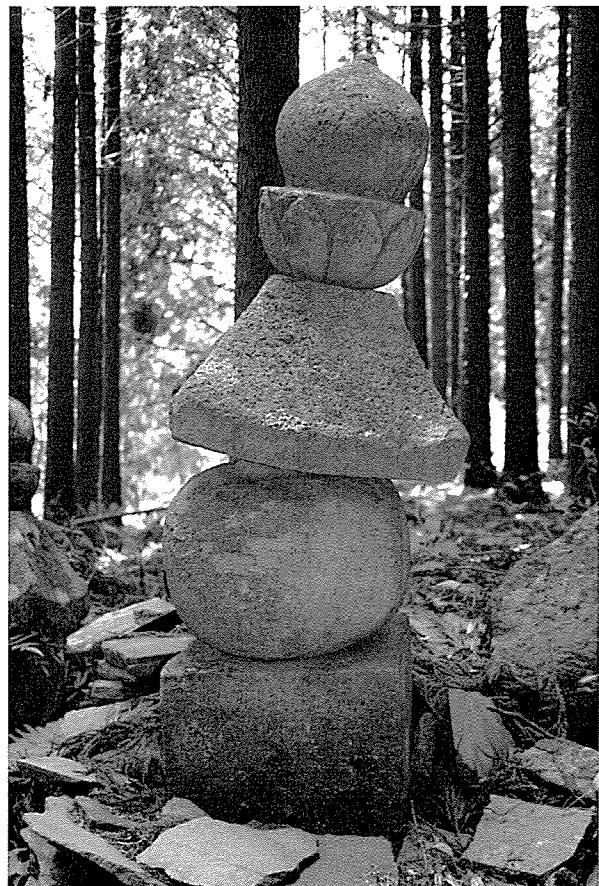


写真5 岩戸寺坊中2号五輪塔

報 告 書 抄 錄

ふりがな	ぶんごのくにくにさきごうのちょうさ しりょうへんほい							
書名	豊後國東郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第12集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2009年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
安岐郷	大分県 国東市国東町	市町村 44214	遺跡番号			040401 ↓ 090331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡		主な遺物	特記事項	
安岐郷	莊園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 資料編補遺第12集

豊後國國東郷の調査 資料編補遺

発行日 平成21年3月31日

発 行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978(37)2100

印 刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲607

Tel 0978(38)0135
